

令和6年第1回大多喜町議会定例会

## 6月会議会議録

令和6年 6月2日 開会

令和6年 6月4日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和六年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和六年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和六年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

令和六年 第一回定例会〔六月会議〕

大多喜町議会議録

## 令和6年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録目次

### 第 1 号 (6月2日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	5
報告第4号の上程、説明	5
報告第5号の上程、説明	6
報告第6号の上程、説明	9
報告第7号の上程、説明	9
報告第8号の上程、説明	10
報告第9号の上程、説明	13
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
一般質問	17
吉野一男君	18
森久君	26
吉野僖一君	34
渡辺八寿雄君	40
渡辺善男君	48
山田久子君	57
根本年生君	67
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
日程の追加	78

発議第 2 号及び発議第 3 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	79
散会の宣告	83

## 第 2 号 (6月4日)

出席議員	85
欠席議員	85
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者	85
本会議に職務のため出席した者の職氏名	85
議事日程	86
開議の宣告	87
議事日程の報告	87
行政報告	87
諸般の報告	88
報告第 1 0 号の上程、説明	88
一般質問	89
森 久 君	89
根本年生君	96
渡辺八寿雄君	105
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
休会について	130
散会の宣告	130
署名議員	131

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

( 第 1 号 )

令和6年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

令和6年6月2日(日)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	麻生勇君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	渡邊泰宣君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	市原芳則君	農林課長	秋山賢次君
農林課主幹	森芳博君	商工観光課長	渡邊陽二君
環境水道課長	小高一哉君	会計室長	須藤明実君
教育課長	吉野正展君	生涯学習課長	木島丈佳君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	佐藤さおり		

## 議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 4号 継続費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 6号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 7号 建設改良費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 8号 専決処分の報告について
- 日程第 7 報告第 9号 専決処分の報告について
- 日程第 8 議案第10号 指定管理者の指定について（委員長報告）
- 日程第 9 一般質問
- 日程第10 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第11 請願第 2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 追加日程第1 発議第 2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第 3号 国における令和7年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

---

### ◎開議の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第1回議会定例会6月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。また、町長をはじめ町執行部の皆様、そして議員各位のご理解、ご協力をいただきまして、本日は日曜議会が開催されますことに心から感謝を申し上げる次第です。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日6月2日は休会の日ですが、議事の都合により、令和6年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより6月会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎行政報告

○議長（渡邊泰宣君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） 議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきたいと思っております。

令和6年第1回議会定例会6月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

本日は、令和6年第1回議会定例会6月会議を再開させていただきましたところ、議長をはじめ、議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。心から御礼申し上げます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承賜りたいと思っております。

さて、令和6年度がスタートし、2か月が経過いたしました。国の先月27日に発表した月例経済報告では、景気はこのところ足踏みも見られますが、緩やかに回復をされているというふうに報告されております。先行きにつきましては、雇用所得環境が改善する基で、各種政策の効果もあり、穏やかな回復が続くことが期待されておりますが、世界的な金融引締めに伴う影響など、海外の景気の下振れが我が国の景気を下押さえするリスクになっており、

加えて、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意をする必要があること、また、令和6年の能登半島地震の経済に与える影響も十分に留意する必要があるとされております。

本町といたしましても、この経済状況の中、不透明感が見られる中で、国・県の施策などを十分に勘案しながら、昨年の台風13号による災害復旧も含め、全力で対応をさせていただいているところでございます。

さて、今年、昭和29年10月に旧5町村が合併し誕生した大多喜町が70年を迎える記念の年になってございます。先人のたゆまぬ努力と多くの皆様方のお力添えの賜物と、心より感謝を申し上げる次第でございます。

この合併70周年記念式典をはじめ、町の活性化に資する様々な行事も予定されているところでございます。どうか議員各位におかれましても、深いご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日はこの後、報告案件が6件、3月会議にて総務文教常任委員会に付託されました審議をいただきまして、その案件が1件、それから4日は報告案件が1件、そして一般質問の後、条例の一部改正が2件と、一般会計、国保特別会計の補正予算を提出させていただいております。また、本日と4日の2日間にわたりまして、一般質問が行われるわけでございますが、各議案とも十分にご審議を賜り、可決いただきますよう、心からお願い申し上げます。私からの行政報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。ありがとうございます。これで行政報告を終わります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（渡邊泰宣君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会3月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

このうち、5月27日に千葉県町村議会議長会の第1回定例会が開催されました。初めに、役員互選があり、一宮町の鶴沢議長と私が副会長に、幹事に酒々井町の高崎議長及び鋸南町の青木議長が就任しました。次に、各町村から提出された、国及び県に対する要望事項を県議長会で取りまとめており、本町から国に対し、GIGAスクール構想の実現に向けての支援について、県に対し、二級河川夷隅川の河川整備についてを要望してはりましたが、原案のとおり採決され、それぞれ要望することになりました。

次に、監査委員から、3月25日、4月25日及び5月24日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

次に、町長から、地方自治法の規定に準じまして、有限会社たけゆらの里おおたき及び株式会社わくわくカンパニー大多喜の経営状況を説明する書類が提出されました。議員各位にはその写しを配付いたしましたので、ご了承願います。これで諸般の報告を終わります。

次に、本6月会議につきましては、審議期間は本日と4日とします。お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願います。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊泰宣君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

4番 末 吉 昭 男 君

5番 根 本 年 生 君

を指名します。

---

#### ◎報告第4号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第2、報告第4号 継続費繰越計算書についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、報告第4号 継続費繰越計算書について報告をいたします。

議案つづりの1ページをお願いします。

継続費繰越計算書について。

令和5年度大多喜町一般会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

次のページをお願いします。

令和5年度大多喜町一般会計継続費繰越計算書。

款3民生費、項2児童福祉費、事業名、子ども・子育て支援事業、この事業は計画期間を令和7年度から令和11年度とする第3期子育て支援事業計画を、令和5年度、6年度の2か

年で策定しようとするものでございます。継続費の総額は644万9,000円、令和5年度の予算計上額は258万円、支出済額は国の指針決定が遅れたため、令和5年度の支出はゼロで、予算計上額全額を翌年度に繰り越すものでございます。

その次、款9教育費、項4社会教育費、事業名、町史編さん事業、この事業は既存の町史がおおよそ昭和末期までとなっているため、その後の町史を令和4年度から6年度までの3か年で編さんしようとするものでございます。継続費の総額は698万6,000円で、令和5年度の予算計上額は349万3,000円、支出済額は令和5年度は打合せ業務や取りまとめ等に遅れが生じたため支出はゼロで、予算計上額全額を翌年度に繰り越すものでございます。

以上で報告第4号 継続費繰越計算書についての報告を終わらせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） これで報告第4号 継続費繰越計算書についてを終わります。

---

#### ◎報告第5号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第3、報告第5号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告を願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、報告第5号 繰越明許費繰越計算書について報告をいたします。

議案つづりの5ページをお願いします。

繰越明許費繰越計算書について。

令和5年度大多喜町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページをお願いします。

令和5年度大多喜町一般会計繰越明許費繰越計算書。

表内の事業名、翌年度繰越額及び特定財源について説明をさせていただきます。

上から順に、一般事務費（総務管理費）は、総務課所管の公用車の購入で、繰越額は697万3,000円でございます。

公有財産管理事業は、旧総元小学校の給水設備改修の設計と旧老川小学校のり面の復旧工事で、繰越額は1,788万1,000円でございます。

多目的庁舎建設事業は、防災拠点等としての多目的庁舎建設の設計業務で、繰越額は

2,037万5,000円、特定財源の地方債は、緊急防災・減災事業債でございます。

戸籍事務費は、戸籍及び戸籍の附票へのふりがな記載に係るシステム改修で、繰越額は663万3,000円、国県支出金は社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

住民基本台帳ネットワークシステム事業は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記のシステム改修で、繰越額は26万4,000円、国県支出金は社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

その次の低所得世帯給付金事業（均等割のみ課税世帯）と、その次の低所得世帯給付金事業（子育て世帯）は、令和5年度国の補正予算によるもので、均等割のみ課税世帯は1世帯当たり10万円、子育て世帯は非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の18歳以下の子供1人当たり5万円を給付するもので、繰越額はそれぞれ2,755万2,000円、1,104万1,000円、国県支出金は、物価高騰対応重点地方創生臨時交付金でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、ワクチン接種6回目以降の接種記録を管理するためのシステム改修ですが、これは年度内に完了したため繰越しはゼロでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、令和6年2月と3月の接種に対する接種委託料で、繰越額は33万6,000円、国県支出金は新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございます。

ごみ処理広域化事業は、ごみ処理の広域化に対し、現在の処理体制から広域化移行による費用や効果等の調査で、繰越額は58万3,000円でございます。

林地崩壊防止事業は、昨年9月の豪雨により発生した庄司地先の山林の土砂崩れに対し、さらなる崩壊を防止しようとするもので、繰越額は820万6,000円、国県支出金は林地崩壊防止工事補助金、地方債は一般公共事業債、その他は受益者負担金でございます。

観光施設管理事業も、同じく昨年9月の豪雨により被災した面白峡遊歩道の復旧工事で、繰越額は462万4,000円、地方債は災害復旧事業債でございます。

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業も、同じく昨年9月の豪雨により発生した粟又地先の崖崩れに対し、さらなる崩壊を防止しようとするもので、繰越額は3,720万円、国県支出金は災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金、地方債は一般公共事業債、その他は受益者負担金でございます。

町道維持管理事業は、町道4路線の用地測量や排水整備工事等で、繰越額は1,751万2,000円でございます。

町道改良事業は、町道 7 路線の道路改良工事と、工事に必要な測量などで、繰越額は 9,728万8,000円、地方債は過疎債、辺地債、緊急防災・減災事業債でございます。

橋梁長寿命化事業は、筒森地先の折倉橋補修工事で、繰越額は4,510万円、国県支出金は道路メンテナンス事業補助金、地方債は過疎債でございます。

防災無線維持管理費は、県の防災行政無線設備再整備に係る負担金で、繰越額は966万2,000円、地方債は緊急防災・減災事業債でございます。

次のページをお願いします。

小学校施設管理事業は、西小学校のプールろ過装置の修繕と大多喜小学校のエレベーターワイヤー交換で、繰越額は139万3,000円でございます。

中学校施設管理事業は、大多喜中学校の空調設備更新で、繰越額は1,769万9,000円、国県支出金は、学校施設環境改善交付金、地方債は学校教育施設等整備事業債でございます。

公民館管理運営事業は、中央公民館事務棟の空調設備及びキュービクルの更新工事の設計で、繰越額は522万5,000円、地方債は過疎債でございます。

海洋センター管理運営事業は、新型コロナウイルスワクチン接種会場の空調設備の移設工事で、繰越額は703万2,000円でございます。

農業施設災害復旧事業は、昨年 9 月の豪雨で被災した四ッ縄ため池の設計、大塚山、船子揚水機、下大多喜排水路等の農業施設復旧事業で、繰越額は7,859万5,000円、国県支出金は農業施設災害復旧事業費補助金、地方債は災害復旧事業債、その他は受益者負担金でございます。

林道施設災害復旧事業は、林道笛倉線と石神線の復旧工事で、繰越額は850万円、国県支出金は林道施設災害復旧事業費補助金、その他は受益者負担金でございます。

農地災害復旧事業は、堀之内地先、横山地先ほかの農地の復旧工事で、繰越額は318万8,000円、国県支出金は農地災害復旧事業費補助金、その他は受益者負担金でございます。

道路橋梁災害復旧事業は、被災した町道の土砂撤去や復旧工事で、繰越額は 2 億7,035万3,000円、国県支出金は公共土木施設災害復旧費国庫負担金、地方債は災害復旧事業債でございます。

河川災害復旧事業は、弓木川と筒森川の復旧工事で、繰越額は4,900万1,000円、国県支出金は公共土木施設災害復旧費国庫負担金、地方債は災害復旧事業債でございます。

合計で25事業、翌年度繰越額 7 億5,221万6,000円でございます。

以上で報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わらせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） これで報告第5号 繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

---

◎報告第6号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第4、報告第6号 事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告をお願いします。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 続きまして、報告第6号 事故繰越し繰越計算書について報告をいたします。

議案つづりの11ページをお願いします。

事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、令和5年度大多喜町一般会計予算において、別紙のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。

次のページをお願いします。

令和5年度大多喜町一般会計事故繰越し繰越計算書。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、地域公共交通対策事業、支出負担行為額、支出済額、翌年度繰越額、全て同額で350万円でございます。この繰越しは、昨年9月の豪雨により被害を受けた小湊鉄道の復旧工事に対する補助金で、工事実施による列車運休の代替バス輸送のための代行バス運転者が確保できなかったため、予定どおり工事が実施できず、年度内に完了とならなかったことによるものでございます。

以上で報告第6号 事故繰越しについての報告を終わらせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。これで報告第6号 事故繰越し繰越計算書についてを終わります。

---

◎報告第7号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第5、報告第7号 建設改良費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告をお願いします。

環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 議案第7号についてご説明いたしますので、議案つづり15ページをお開きください。

建設改良費繰越計算書について。

令和5年度大多喜町水道事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

令和5年度大多喜町水道事業会計予算繰越計算書。

表内の事業名、翌年度繰越額及び財源内訳についてご説明させていただきます。事業名、配水施設整備事業、翌年度繰越額3,270万5,000円。この内訳としましては、町道四ッ縄線ほか下大多喜台地先配水管布設替工事2,721万6,000円、小田代減圧弁更新工事170万5,000円、葛藤減圧弁更新工事95万7,000円、粟又第1加圧所ポンプ設備更新工事282万7,000円、以上4件の工事を翌年度に繰り越すものでございます。この繰越額に係る財源として、企業債2,700万円、損益勘定留保資金等570万5,000円を予定しています。

以上で報告第7号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。これで報告第7号 建設改良費繰越計算書についてを終わります。

---

#### ◎報告第8号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第6、報告第8号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、報告第8号 専決処分の報告についてご説明いたします。

議案つづり19ページをお開きください。

報告第8号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告します。

20ページをお願いいたします。

大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について。

初めに、提案理由についてご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和6年2月21日公布、同日施行、及び令和6年3月30日公布、令和6年4月1日から施行されることとなり、これに伴い、大多喜町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和6年3月31日に専決処分しましたので、ご報告するものでございます。

今回の改正概要でございますが、町民税等の減免について、新たな規定を追加、能登半島地震により受けた損失に対する雑損控除に係る規定の改正、個人の町民税の定額減税に係る規定の追加及び所要の改正等となっております。

それでは、本文に入りますが、改正条例の朗読は割愛させていただき、改正内容の説明のみとさせていただきます。

大多喜町税条例の一部を改正する条例。

大多喜町税条例の一部を次のように改正する。

「第51条第2項中」から、次のページの1行目までの改正は、町民税、固定資産税及び特別土地保有税の減免について、条例の減免規定に明らかに該当し、町長が減免する必要があると認めた場合は、本人の申請によらず、職権により減免できる規定を追加し、併せて字句の見直しを行うものでございます。

21ページをご覧ください。

2行目の「附則第5条の次に次の1条を加える。」から、このページの一番下までの改正は、本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震災害により、そのものの有する資産について受けた損失の金額については、納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の町民税の雑損控除額等の控除の適用をできるようにするもの及び地方税法の改正に伴う引用先の条ずれの見直しを行うものでございます。

22ページをお願いいたします。

「附則第7条の4の次に次の4条を加える。」から、28ページの下から4行目までの改正は、令和6年分の所得税の定額減税と併せて実施される令和6年度分の個人の町民税の定額減税を実施するに当たり、必要な規定を追加するものとなります。

それでは、その内容について説明いたしますので、22ページの上から2行目をご覧ください。

(令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第7条の5の規定は、個人の町民税の定額減税の対象者を、所得割の納税義務者で、前年の所得が1,805万円以下のものとし、定額減税の額を1万円とし、扶養がいる場合は、扶養

1人につき1万円を加算した額を今年度の個人の町民税の所得割から控除する内容となります。

次は、このページの中段、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例、第7条の6から、24ページの中段、第7条の7の前までの改正規定は、普通徴収の方で、定額減税の対象となる場合の定額減税の方法を規定したものとなります。普通徴収は、第1期から第4期までの納期がありますが、まず第1期で定額減税額を控除し、第1期で控除し切れない場合は、第2期で控除し切れなかった分を控除することとなります。なお、第2期で控除し切れない場合は、同様に第3期以降で控除することとなります。

次に、24ページをお願いいたします。

中段より少し上の、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例……

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長、座って説明してください。

○税務住民課長（西川栄一君） ありがとうございます。では、座って説明させていただきます。

第7条の7から28ページの中段より下の第7条の8の前までの規定は、公的年金等の所得がある方の定額減税の方法を規定したものとなります。令和6年の10月支給分の年金から初めて個人の町民税が引かれる方、特別徴収される方については、まず、普通徴収の第1期分、第2期分から定額減税額を控除し、控除し切れない場合は10月分、12月分、2月分の年金の特別徴収税額から順次控除することとなります。また、既に年金から個人の町民税が引かれている方については、10月分、12月分、2月分の年金から順次控除することとなります。

次に、28ページ中段より下、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除、第7条の8から、このページの下から4行目までの改正は、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の個人の町民税から定額減税を行うことを規定したものとなります。

次は、下から3行目、「附則第8条第2項中」から、次のページの上から3行目までの改正は、定額減税の実施に伴う、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、所要の改正を行うものです。

次は、29ページの上から4行目、「附則第10条の2第21項を削り、」から、31ページをお願いいたします。上から4行目までの改正は、宅地等に係る固定資産税の負担調整措置や減額措置を令和6年度から令和8年度まで3年間延長する見直し等を行うものです。

次の「附則第16条の3第3項に次の1号を加える。」から、次のページをお願いいたしま

す。附則の前までの改正は、定額減税の実施に伴い、配当所得等の所得割の額について、読替規定を追加するものとなります。

次の附則につきましては、施行期日、経過措置を定めたものです。

以上で大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の説明及び報告とさせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。これで報告第8号 専決処分の報告についてを終わります。

---

#### ◎報告第9号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第7、報告第9号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、報告第9号 専決処分の報告についてご説明いたします。

議案つづり35ページをお開きください。

報告第9号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告します。

次のページをお願いします。

大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について。

初めに、提案理由についてご説明いたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が、令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることとなり、これに伴い、大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和6年3月31日に専決処分しましたので、ご報告するものでございます。

今回の改正内容でございますが、過疎地域において固定資産税の課税免除または不均一課税を行い、固定資産税が減収となった際の補填措置について規定している省令の適用期限が3年間延長されたことに伴い、大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例についても、適用期限を3年間延長しようとするものでございます。

それでは、本文に入りますが、改正条文の朗読については、一部割愛させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例。

大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

次の附則につきましては、施行期日及び経過措置を定めたものです。

以上で大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の説明及び報告とさせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） これで報告第9号 専決処分の報告についてを終わります。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第8、議案第10号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、総務文教委員会に審査を付託されておりましたが、審査が終了し、会議規則第77条の規定により審査報告書が提出されましたので、これから総務文教委員長の報告を求めます。

3 番野村賢一君。

○総務文教委員長（野村賢一君） それでは、委員長報告させていただきます。

令和6年5月17日、大多喜町議会議長、渡邊泰宣様。

大多喜町議会総務文教委員会委員長、野村賢一。

委員会審査報告書。

令和6年第1回大多喜町議会定例会3月5日の会議で、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、大多喜町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

審査年月日、令和6年4月26日、5月17日。

審査結果、議案第10号 指定管理者の指定について、修正すべきもの。

修正案は、別紙のとおり、議案第10号 指定管理者の指定についてに対する修正案を付する。

（別紙）審査内容等報告書。

次のページをお願いします。

審査の概要、大多喜町議会総務文教委員会は、3月16日及び3月28日の意見交換会を経て、

4月26日及び5月17日に常任委員会を開催し、付託された指定管理者の指定について、執行部の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査に当たり、議案審査において説明不足が否めなかったことから、細部の説明を求め、踏み込んだ質疑を行うとともに、審査に当たり実施した意見交換会の中で懸念が出された問題点や事前に提出を求めた書類の内容に重点を置き、審査を行いました。

また、人口戦略会議の分析によれば、本町は人口減少等の要因により、消滅可能性自治体と判断される。職員数は減少する中で、事務量は増加する一方であることから、今後町を運営していく上で、指定管理者制度を活用し、公の施設の管理を代行させることにより、多様化・高度化する住民ニーズへの効率的・効果的な対応を図り、住民サービスの向上、行政コストの縮減を図る必要があることは明らかであります。

事前に提出された協定書（案）については、施設利用者と十分に協議を重ね、意見や要望を確認した上で、それらを全て反映した内容となっており、異論は認められなかった。

一方で指定管理候補者については、昨年法人登録がなされたばかりの法人で、事業実績や経営実態などを示す証票の確認ができないこと、また公の施設の指定管理の実績がないことから、「指定管理期間を短縮すべきである」との意見が出された。

審査の結果、修正意見を取り入れることで、全員賛成で修正可決することに決定しました。以下、委員会の付帯意見を記して、審査報告とする。

付帯意見、施設及び周辺環境、近隣住民との関係に十分配慮し、トラブルの未然防止に努めること。万一トラブルが発生した場合は、町が責任を持って対応すること。

次に、修正案の説明をいたします。

修正案の提出理由については、先ほど審査内容で説明したとおりです。

次のページを願います。

修正案でございますが、指定管理者の指定についての一部を次のように修正する。

指定期間を「令和6年7月1日から令和11年3月31日まで」を「令和8年3月31日まで」に改めるものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。以上で総務文教委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

本案に対する委員長の報告に修正可決すべきものでありますが、討論は原案に賛成の方、次に原案及び修正案に反対の方、次に修正案に賛成の方の順に行います。

賛成ですか。

（「はい」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） では、賛成の方の発言を許します。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 私は、議案第10号 指定管理者の指定について、賛成の立場から討論させていただきます。

B & G海洋センターは、B & G財団により青少年の育成、町民の健康管理のため、昭和59年に建設され、その後、町に無償譲渡されたスポーツ施設です。その後、大多喜町が正式に運営することになり、B & G財団から優れた管理運営を行う施設として、最高位の評価である特Aを10年連続して獲得しました。これも職員の皆様が暑いとき、寒いとき、大多喜町民のため、利用者のため、優れた運営を続けていただいた結果であり、本当に感謝しております。ありがとうございました。

できれば、このまま大多喜町が継続して運営してもらいたいと思っております。しかしながら、審査報告書の記載にあるとおり、本町は急激な人口減少、少子化などにより、大変厳しい状況にあります。また、職員数が減少する中、事務量は増加し、今後10年、20年と安定した運営をしていくためには、指定管理を行い、民間の持つ柔軟な発想力や公務員とは違った知見、知識なども必要であると強く思っております。

指定管理を予定しているSDGs大多喜はすばらしい法人であり、その期待に大いに応えてくれるものと確信しています。しかしながら、今後は様々な想定していなかった多くの問題が発生する可能性は否定できません。その問題に対し、指定管理者だけで住民ニーズに応えることは難しい場面も出てくると思われれます。

さらに、近年B & G財団の大きな目的の一つに、スポーツ振興だけではなく地方創生という力強い目的が加わりました。今後は、人口減少が続く本町の活性化に、この指定管理が

なればと強く思っております。

前述したとおり、これからが大変であると思います。今後は、事業者と町と関係者が常に連絡を密にし、信頼関係を築き、さらにしっかりとした連携をしていくことを強く望みまして、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） 次に、原案及び修正案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、修正可決すべきものであります。

まず、本案に対する修正案についてを採決します。

修正案に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についてを採決します。

修正議決した部分を除く部分を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

したがって、議案第10号は修正可決されました。

ここでしばらく休憩します。

次は、11時から会議を再開します。

（午前10時48分）

---

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

---

◎一般質問

○議長（渡邊泰宣君） 日程第9、一般質問を行います。

一般質問は、さきの議会運営委員会で決定した順番で行います。

なお、この会議での一般質問の時間は、答弁を含めて30分以内です。また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご承知願います。

---

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（渡邊泰宣君） それでは、初めに、11番吉野一男君の一般質問を行います。

○11番（吉野一男君） それでは、一般質問をさせていただきます。11番吉野一男でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回は、人口減少への対応と少子化対策について、また、今回は大変重要な案件でありますので、全般にわたって町長及び担当課長に答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それで、民間有識者らでつくる人口戦略会議は、全国の4割以上に当たる744自治体が若年女性人口の大幅な減少に伴って、将来的に消滅可能性があるとする報告書が公表されました。国立社会保障・人口問題研究所が昨年12月に発表した地域別将来推計人口を基に、出産の中心世代である20から39歳の女性人口について、2020年から50年の減少率を推計し、減少率が50パーセント以上の自治体を最終的には消滅する可能性が高いとするとした。

そこで、以下の質問をお伺いしたいと思います。

本町も消滅可能性自治体に含まれておりますので、これに関連して、本町の将来像を描く担当課長として、今後どのような対策を講ずるべきか伺います。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ただいまのご質問に企画課からお答えさせていただきます。

消滅可能性自治体の判定の考え方につきましては、吉野議員さんからご説明のあったとおりでございます。また、今回の人口戦略会議の分析において用いられます自然減、社会減に対する対策につきましては、自然減は出生率の向上、社会減は人口流出の是正を指すものであるということをご承知おきいただければと思います。

さて、今回の分析結果ですが、国全体として人口減少社会となっている状況の中で、全国の4割以上の自治体が消滅の可能性があるとされております。その中に本町も含まれている

ところですが、この人口戦略会議の分析は、出生率と若い世代の女性の人口に着目し、それぞれの地域において、自然減と社会減、いずれの対策が有効なのかといったことを明らかにすることを目的としております。

本町におきまして、この分析結果を踏まえながら、今後の人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ありがとうございます。続いて、町長として、率直な感想を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 率直な感想を述べさせていただきたいと思いますが、人口戦略会議からご指定されたこの原因は、大多喜は自然減、それから社会減とともに大きな問題があるだろうというようなことですので、私としても大変危機感を覚えています。

今後の対応については、しっかりと実施をさせていただきたいというふうに思っております。この後の質問の中で、どういうことを考えているかということは、具体的にお話しさせていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（渡邊泰宣君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ありがとうございます。これから私も話しをするに当たって、取りあえず後の質問もしますので、その後にもたお伺いしたいと思います。

次に、人口減少は全国的な課題であります。地域によって出生率も高い地域もあるわけであり。近隣の調査も含めて、本地域で進む人口減少に対して、積極的に政策を総動員して取り組むべきであると考えますが、町長はどのようにお考えか、また、どのような対策が取られているか伺います。最初に企画課長、お願いします。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 人口減少につきましては、地域経済の縮小を招き、地域経済の縮小は住民の経済力の低下につながり、地域社会の様々な基盤の維持を困難とします。

こうした負のスパイラルを断ち切るためには、住民の方をはじめ、行政、事業者、各種団体など、地域社会を構成する主体が一体となって問題意識を共有し、これまでにない危機感とスピード感を持って、人口減少対策と本町経済の活性化に取り組む必要があると考えております。

また、どのような対策が取られているかとのことですが、第3次総合計画後期基本計画では、未来づくり重点プロジェクトとして、3つのプロジェクトを掲げております。このプロジェクトの中で、特に人口減少に着目しました定住促進プロジェクトでは、これまでも出産、子育てに対する母子保健事業や教育などの充実を図ってきているところですが、さらに子供の遊べる公園の整備、ICT教育の推進、大学との連携、民間活力の活用による分譲地やシティープロモーションによる大多喜町の魅力発信などを加え、若者や子育て世代から高齢者まで、誰もが住み続けたい、住んでみたいと思える良好な住環境を整備し、定住促進のため、結婚、出産、子育て支援、また、教育、そして住宅政策、さらに移住促進と、4つの分野で施策を重点的に推進しているところでございます。

以上です。

○11番（吉野一男君） ありがとうございます。続いて町長、お願いします。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 今、米本課長のほうからお話しさせていただきましたけれども、私のほうから少し追加でお話しさせていただきたいと思えます。

町では人口ビジョンということで、総合戦略の中で2060年に8,000人をキープしようということが実はおおむね七、八年前に掲げられました。今現在、町民人口は約8,000人をキープするために、今現在8,100人でございますけれども、おおむね50パーセント弱の高齢化率ということでございます。2060年までにあと36年間あるわけでございますけれども、36年、高齢者は65歳から高齢者ということでございますから、今一番若い高齢者が65歳として、36足すと101歳になっちゃうわけですね。ほとんど皆さんいらっしやらなくなっちゃう。そうすると、4,000人以上の方が亡くなってしまうということになると思えます。

そういうことで、それを8,000人にするには毎年この36年間、120人前後ぐらいの方を移住していただく、定住させるということが具体的な数字でかぶってくると思えます。基本的に、消滅可能自治体を脱するためには、移住者が来ればよいということだけではなくて、30代以前の若いご夫婦に来ていただかなければいけないということが大前提になってまいりますので、そういう中で、今私のほうも進めさせていただいていますアーバンスポーツもその一つでございます。

また、あと教育環境をさらに充実させていこうというふうに考えております。例えば今、大多喜の保育園は千葉県環境保育認証制度の認証をいただいております。近隣の市町村からも大多喜の保育園ってすごくいいねというふうなお話もいただいておりますので、その辺を

さらにもっとPRをしていきたいと思っています。

それから、教育の充実の中では、給食でございますけれども、いすみ市は今オーガニックのお米を提供しているというお話ですが、オーガニックのお米そのものもなかなかできるまで大変でございますので、副食になるおらずに添加剤の少ない、できれば添加剤のないようなもので提供できないかということをお話させていただいております。

それから、住環境とか、企業誘致のスピーディーな対応のために、具体的な策としては今考えているのが、農振地域の指定を解除するということを考えています。事前にもうここについては、農振地域を解除しておいたほうが良いという形で解除だけして、農地としてそこを使わせていただく。万が一そこで例えば新しく家を建てたい、企業が来たいというときには、農転という二、三か月だけで済むようなタイミングで、タイムリーに提供できるような形にしていきたいと。農振が入っていると、どうしても1年以上のタイムロスが出てきますので、なるべくスピーディーに対応していきたいと思っております。

それから、今町内にいる方たちの流出を防ぐために、若い方たちが新しくお家を建てた場合ですね。それから、定住で来た方たち、そういう方たちにも税制優遇措置を何とか授けたいというふうに思っております。

それから、今の状況では現段階、大多喜ではなかなか住むアパートもないよというような声もよくお聞きしますので、思い切ってこれから住宅をそういう形でアパート経営をしていただけるような方がいらっしゃれば、そういう方にも税制優遇措置を向けていきたいというふうに思っています。

そんなことを幅広く町外にPRしながら、移住定住を進めていく。おかげさまでロケーションサービスのほうも大分順調に進んできました、このところ映画等々の撮影が今頻繁に行われていると。多分今月ぐらいに、今、県内のロケーションサービスが本数で何番目かというのが出ると思いますが、多分おおむね5番以内には、もう急上昇で上がってきているというふうに考えております。

そんなことで、またもう一つだけ、農業を何かいかにも切っていくように思うような、私発言してしまったんですが、耕作地、これは実際田んぼがほとんどなんですけれども、今不耕作地になっています。そこを水田の畑地化という国の事業がございますので、それにかじを切って、もう水田としては無理なところは畑にしていきながら、水田と畑と両方をしっかりと農業として向かっていくという方向にかじを切りたいということで、今まさにもう進み出しておりますので、もうじきまた成果が出てくるかというふうに思っております。

以上です。

○11番（吉野一男君） ありがとうございます。町長からの答弁の中にもありましたけれども、確かに農地転用、これは今の段階だと農振が外れないと、事業をやってもなかなか進まない点があるわけですよ。今町長がおっしゃったとおり、ぜひこれは外してもらいたいと思います。

それはやっぱり国道地域については、住宅を建てるとか、そういうことになると、私も国道地先とか、そういう形で業者が来るのが一番いいと思うんですけども、国道地先のほうが転用とかというのは難しいわけですけども、転用を外せば、みんな住宅を建てるなり、何か工場が来るなり、それができるわけですので、農振地域はぜひ外してもらいたいと思います。

それと、定住に関しても、子育て支援という形になると、若い人たちが20から30代の方に来て住んでもらうには、やっぱり住宅が必要だと思うんです。そういう住宅用地を、これはあとでまた話しようかと思ったんですけども、町営住宅というか、そういうような形で睦沢町がやったみたいに、20年、30年入ってもらえれば、あとは全部買ってもらおうという形で、譲るという形で、そういう形の方法が一番いいと思うんですよ。あくまで町営住宅だと、どうしてもずっと入りきりで、また出たりなんかしちゃうし、そういったように自分のうちじゃないと、どうしても乱暴に扱うというか、そういう形もなっちゃいますので、やっぱりずっと永住するには自分の自宅という形に考えてもらわないといけないと思いますので、住宅はそういう点で若い人たちが住める住宅が船子地先も、前の飯島町長さんが払下げしましたけれども、ああいう形で若い人が入るような住宅地をつくっていくのが一番いいと思うんですが、人口増対策には必要だと思いますので、そういうことで、ぜひ町長もよろしくお願ひしたいと思いますけれども、それともう一つ、宅造をやるにしても、埋立て、農地を埋立てにするにしても、実際に今業者があまりいないと思うんですけども、結局、町内の土砂で埋立てしないと、宅造ができないということになるんですよ、埋立ても。

それができないと条例改正しないといけないと思うんですけども、そういう場合に実際やってもらわないと、解除してもらわないと、なかなか若い人が住めないとか、住宅が建たないとかになりますので、そういう点がこれはちょっと難しいと思うんです。条例改正しないといけないと思うんですけども、これは実際的に他町村から持ってきた土砂は、駄目だということですよ。駄目ということないんですけども、検査しなきゃ。検査の費用もかかるし、それで大変な形になるから、それはあくまでも町内の業者で、町内のというか、町内

の土砂であればオーケーなんですけれども、それから、特に宅造をやるとなると、安易に埋立てができないということになりますので、条例改正を形にさせていただければ、また業者も住民も埋立てもできるし、開発がいろいろ進んでくるんじゃないかと思うんですよ。

今の話は条例改正の形になるのかな。

○議長（渡邊泰宣君） 吉野一男君、ちょっと今、何か話がそれてきちゃったような感じになって……

○11番（吉野一男君） 町長さんの言うとおりに、そういう形で進めていただければありがたいと思います。

それと、我が国は既に人口減少社会が到来しております。急激な少子化に関する対策は緊急の課題であり、これは国を挙げて取り組まなければならないことであります。しかし、少子化は全国的な課題であります。自治体によって出生率に大きな差があるのが現実であります。そこで、本町の合計特殊出生率について、町長はどのように認識されているか伺います。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） それでは、一般的に用いられます期間合計特殊出生率ですが、これは各年代別に女性の人口に対する出生数の割合を加算していった合計値となっておりますが、その年代別のそれぞれ分母となる女性の人口に大きく影響を受けるため、町全体での年間出生数が同じでも、どの年代での出生数が多かったか、少なかったかで、全体の合計特殊出生率が変わってしまうといった特性を持っております。

本町の令和4年度ですが、合計特殊出生率は0.87、出生数は21人で、現状では合計特殊出生率が、全国や千葉県の平均を下回って推移しておる状況でございます。

日本全体で少子化基調が続いておりますが、引き続き子育て家庭に対する経済的支援や育児不安の解消に向けた様々な取組を継続的に実施し、安心して子供を産み育てられる環境づくりを推進していきながら、人口流出の是正、特に若い世代の女性の人口推移を注視しながら、自然減、社会減の両面から対策を進めていくことが重要であると認識しております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ありがとうございます。続いて、町長に。

○町長（平林昇君） この数字につきましては、基本的には未来を語るというよりも、過去のデータの数字という形で私は認識しております。ですから、先ほど述べさせていただき

ましたようなことを、着実に進めていくということを実施すれば、この数字もおのずから改善してくるであろうと。そして、隣の睦沢町が消滅可能性自治体から外れたように、大多喜もいずれ外れてくるというふうに確信をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○11番（吉野一男君） ありがとうございます。ぜひ町長、そういう形で進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。答弁ありがとうございます。

○議長（渡邊泰宣君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） 次に、出生率の高い市町村には、それぞれ理由があると思います。産業基盤の大きな大都市のベッドタウンとしての人口が増えているようなところで出生率の高いところもありますが、そのような地理的条件にない本町としては、どのような少子化対策を進めているのか伺います。

また、出生率が高く、産業基盤が本町と類似する自治体、少子化対策がある程度の効果を上げている自治体について、積極的に研究し、分析し、よいところは取り入れていく姿勢が重要だと思いますが、このような具体的な研究体制の整備や今後の戦略について、どのように進めていこうとお考えか、お伺ひします。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 本町の進めている少子化対策につきましては、町実施計画の重点事業に位置づけ、結婚促進のための支援施策の推進、保育サービスの充実、また、千葉県自然環境保育認証制度の認証を受けたように、本町の豊かな自然環境や地域資源を生かした体験保育なども含めまして、特色ある保育の実施、さらに、子育て家庭の負担軽減としまして、出産応援金、子育て応援金、出産祝い金や入学祝い金、小中学校の給食費実質無料化や高校3年生までを対象とした医療費助成など、町の特性を生かしつつ、子育てしやすい環境づくりに取り組んでおります。

また、少子化対策について、他の自治体の施策を研究分析し、参考にすることは大変重要であると考えております。それぞれ担当する事業分野においても、研修や講演会等、様々な機会を活用して、積極的に情報収集やどのようなやり方なら大多喜町に活かせるか、事業の考察に取り組んでいるところでございます。

さらに、今後の戦略につきましては、令和7年度末を計画期間としております第3次総合計画や第2期総合戦略に掲げられている施策を実施し、引き続き自然減、社会減の両面から人口減少対策を図ってまいります。

また、今年度から2か年をかけまして、次期総合計画と人口ビジョン第3期総合戦略の策定を行ってまいります。この策定業務の中で得られました新たな情報や、本町にとって効果的と思われる他の自治体事例、また、住民のニーズ等を調査研究し、今後の施策に活かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（吉野一男君） ありがとうございます。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） では、私のほうから述べさせていただきたいと思います。

確かに吉野議員のおっしゃるとおり、先進地域の自治体を学ぶことは大変重要なことであるというふうに私も考えております。現に、副町長とも相談しながら、岡山県の奈義町という先進の町がありますが、その視察等々も今考えておるところではございます。

しかしながら、大切なことはまねることではなくて、肝を感じながら大多喜町のオリジナリティーを感じられるような施策を打ち出すということが肝であろうと。でなければ、ほかの自治体との差別ができないということになりますので、あくまでも肝だけを吸い取らせていただいて、そして、それをどのように加工してオリジナリティーのある大多喜町の特色を出すか。これを議員の皆様とも意見を交わしながら、なるべく早急に大多喜オリジナルをつくっていききたいというふうに思っておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） ありがとうございます。町長から今、答弁いただいたオリジナル、それはいいことだと思うんですよ。ぜひそういうことは独自のオリジナル、町としての独自、これは一番重要だと。同じことをやってはいけないので、あくまでもオリジナルで、町独自のそういうものをつくっていけば、人口増対策とか、形になりますので、町長、そういうことでぜひよろしくお願いしたいと思います。

それと、私からちょっともう1点なんですけれども、これは兵庫県だったかな、兵庫県のどこだったかな、子育て支援で特にやっているところがあるんですよ。子育て支援を充実させるという形で、進めているようなんですけれども、明石市だと思うんですけれども、実際的に子育て支援が一番重要だと思うんですけれども、私が言いたいのは、子育て支援は今は実際に健康福祉課でやっていると思うんですけれども、できれば子育て支援課みたいな課をつく

って、専門にそういう課も必要じゃないかと思われるんですけども、これは参考で町長が肝煎りでできるか知りませんが、そういう形でやれば専門的に子育ての対応ができますので、そういうものをつくってやればいいんじゃないかと、私の考えなんですけれども、まずは全然町長はそこまで、これは質問ではないんですけども、何かあればちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） お答えさせていただきます。

ただいま、企画課の中で定住を進めるための係をつくりました。これは渡鍋さんがやってくれていますが、（渡鍋さんはコーディネーターとして機能してくれと。）各担当課ごとに、これから130人、120人の人を毎年入れるわけですから、その施策を個々にそれぞれ考えていただく。それを風通しよくするために、コーディネーターとして企画課の中にそういった係を設けましたので、今回は担当そのものが、1人が全部やるんじゃなくて、課と課を横軸を通しながら、流れをよくしながら、そして全体でボリュームをアップしていくという形を今考えておりますので、もうしばらく乞うご期待ということでお待ちいただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○11番（吉野一男君） ありがとうございます。町長の前向きな姿勢が大変ありがたいと思います。そういうことで、ぜひ町執行部の方には、そういう形で各課の連携を取りながら、ぜひ進めていただければと思っております。

以上で11番吉野一男の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

---

◇ 森 久 君

○議長（渡邊泰宣君） 次に、10番森久君の一般質問を行います。

10番森久君。

○10番（森 久君） 10番森でございます。

議長のお許しを得ましたので、1つの項目について2つの質問をさせていただきます。

なお、本日も過去の一般質問と同様に、読み上げる原稿を配付させていただきました。必要に応じてご覧いただきたいと存じます。なお、時間の制約がありますので、早口で読み上げさせていただきます。

本日の一般質問は、過去の財政状況の分析評価と今後の展望について問うことにいたしま

す。

言わば財政的な総合評価を課題としています。大多喜町の財政状況を総合的に評価するために、その前提として、大多喜町の大まかな収支状況を把握しておきたいと思います。

図表1は、令和4年度の大多喜町の収支状況を示したものです。これは大多喜町の財政状況を1枚でまとめた決算カードと言われるもののうち、右上に示されている部分を拡大したものです。

令和4年度分につきましては、下から2枚目にとじ込んであります。最上段には、今は2ページですけれども、最上段には歳入総額、その下に歳出総額が示されています。これは、それぞれその年度の収入総額、支出総額であります。そして、その歳入総額から歳出総額を控除しますと、歳入歳出差引きという金額が算出されています。これは形式収支とも呼ばれます。

実は、形式収支の金額にはあまり意味がありません。例えば、工業者に事業を請け負ってもらったけれども、その年度中に工事が完成せず、残りの工事費用の支払いが翌年度になるケースです。この場合、その残りの支出は当該年度の歳出とすべきであります。これが上から4行目の翌年度に繰り越すべき財源の内容です。

そうなりますと、当該年度の歳出は、歳出総額と翌年度に繰り越すべき財源を合計した金額こそ、当該年度の歳出とすべきであります。ところが、この概念を表す表現は自治体財政の中にはありません。そこで私は、これに確定歳出額という名称を与えました。

図表2は、平成13年度から令和4年度までの22年間の決算カードから、人口、歳入総額、確定歳出額のデータを採録し、図にしたものです。平成27年度と28年度の突出した高さは、ふるさと納税の影響と思われる。

歳入総額から、私の言う確定歳出額を差し引いた金額を実質収支と呼びます。これが図表1では、上から5つ目に示されています。実質収支は、当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額を見るもので、通常、黒字団体、赤字団体と言う場合は、実質収支の黒字、赤字により判断することとなります。

大多喜町は、平成13年度から一貫して、歳入総額は常に確定歳出額を上回っています。赤字団体になったことは一度もありません。なお、確定歳出額という表現は、これ以降用いることはいたしません。決算カードと、この後で用いる類似団体比較カードは、私の言う確定歳出額に基づいたデータが示されるわけではないからであります。なお、類似団体比較カードについては後ほど説明いたしますとともに、令和4年度の類似団体比較カード、一番下

にとじ込んであります。

ここで本題に入る前に、もう一つ取り上げておきます。本日の一般質問においては、類似団体との比較を行っていくことにいたします。総務省令和3年の類似団体別市町村財政指数表では、類似団体との比較の有効性について、市町村が自らを省み、将来の計画を策定するに際しては、自らとその対応が類似している団体の財政の状態を把握し、それを最も身近な尺度として利用することができるならば、極めて有効となるであろうと主張し、さらに、そこに示された指数は、現に活動している市町村の具体的な現実の姿であり、あるべき姿、ないしは理想像を示したものではないが、それだけに身近な尺度として利用できるはずであると、類似団体との比較を促しています。本日と4日の一般質問では、この類似団体との比較も重要なテーマといたします。

それでは、どのような観点から類型化しているのでしょうか。総務省の説明によれば、類型は市町村の対応を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、しかも、容易かつ客観的に把握できる人口と産業構造により設定しています。

令和4年度の市町村類型区分一覧を示したのが、図表3です。町村は人口で5つに、産業構造では3つに分けられて、合計で15の類型に分類されています。大多喜町は、平成26年度までの市町村類型は3-2でしたが、平成27年度以降は2-2に属しています。

財政状況についての類似団体との比較を1枚のカードで示したものが、類似団体比較カードと言われているものです。

今、5ページに入りました。

これは平成18年度から令和4年度まで公表されています。本日の一般質問は、過去の財政状況の分析評価と今後の展望について問うものであります。ただ、利用する指標により、2つに分けて質問いたします。

第1の質問は、過去の当期収支差額イコール実質収支プラス積立金マイナス積立金取崩し額と、実質収支の状況をどのように評価分析し、今後の在り方についてどのように展望しているかというお尋ねであります。

なお、ここでのいう積立金とは、財政調整基金の積み増し額を、積立金取崩し額とは、財政調整基金の取崩し額を意味しております。

図表4は、人口1人当たり歳入合計、図表5は人口1人当たり歳出合計について、大多喜町と類似団体を比較したものです。図表4と5を見ますと、ふるさと納税の影響が大きかった平成27年度を除き、人口1人当たりの歳入も歳出も、平成25年度以降一貫して類似団体よ

りも低い水準にあります。

これを見ますと、大多喜町は歳入の確保に努めるとともに、行政サービスの向上を図るべきであるように思われます。なお、本日のテーマからは離れますので詳しくは申し上げませんが、平成27年度はふるさと納税のおかげで歳入が多くなり、それを積立金として支出したので、歳出が多くなったと考えられます。

6ページの下のほうにまいります。

決算カードの収支状況におきまして、歳入総額から歳出総額が控除され、さらに翌年度に繰り越す財源が差し引かれ、実質収支が算出されています。実は、この実質収支の計算過程で、本来は歳入歳出として計上すべきでないものが含まれています。財政調整基金という、何にでも使える積立金を取り崩して歳入とし、財政調整基金を積みまして支出としているのであります。

したがって、7ページです。大多喜町財政の本来の状況を把握するためには、貯金イコール財政調整基金の取崩しや積み増しを除いて、歳入と歳出の状況を把握すべきであります。ここでは、それらの作業の結果を調整額と呼ぶことにいたします。

そして、それを踏まえて、大多喜町財政の状況を端的に表すものとして、当期収支差額、これも私がつけた名称ですが、当期収支差額を計算してみました。その結果を表したものが図表6であります。

全体として見ますと、財政調整基金の積み増し、取崩しにより、当期収支差額の動向が平準化されて、実質収支になっていることが分かります。とても大切なことですが、私が計算した当期収支差額でも、大多喜町は決して赤字になっていません。財政状況が悪い自治体は、この当期収支差額が赤字であるにもかかわらず、財政調整基金を取り崩して実質収支を黒字にし、そして、その財政調整基金が枯渇するような段階になってから、突如として財政の危機を訴えるのであります。

以上を踏まえて、本日の第1の質問であります。

過去の当期収支差額と実質収支の状況をどのように評価分析し、今後の在り方について、どのように展望しているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 森議員の一般質問に財政課からお答えさせていただきます。

地方公共団体の決算では、歳入総額と歳出総額の差引き額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額が赤字、マイナスとならないよう、財政運営が求められてございま

す。

議員さんの質問にある当期収支差額は、それに積立金をプラス要因として、取崩し額をマイナス要因として、より基本的な町の決算状況を捉えようとしたものであると思われま

す。先ほどもおっしゃっていたように、大多喜町の決算では実質収支がマイナスになったことはありません。当期収支につきましては、災害等により積立金を大きく取り崩したときには差額が少なくなったり、場合によってはマイナスになるということも考えられます。

今後の在り方についての展望ですが、実質収支、こちらは標準財政規模に対し、5パーセント程度が理想とされておりますので、おおむね5パーセントから10パーセント程度の範囲となるような財政運営に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ありがとうございます。

ここから第2の質問に入ります。

第2のお尋ねは、過去の財政力指数と経常収支比率の状況をどのように分析評価し、今後の在り方についてどのように展望しているのかということであります。

第2の質問については、補遺の一部として綴じ込んである図もご覧いただきながら、私の質問をお聞きいただければと思います。

まず、財政力指数ですが、専門用語で説明しますと大変分かりにくいものになりますので、可能な限りそれは避けて説明いたします。個々の専門用語については、最後に閉じてある補遺をご覧いただければと存じます。

財政力指数によって財政力、すなわち財源の余裕度や税収力の大きさを見ることができます。ここでは標準的支出に満たない給料しか稼いでいない家計についての森裕之による例えで、財政力指数をご説明したいと思います。

ここに、食費、光熱水費、教育費などの標準的支出がともに20万円であるAとBという2つの家計があったとします。異なるのは毎月稼いでくる給料です。家計Aの給料は16万円であるのに対して、家計Bはたった10万円で、いずれの家計も標準的支出には足りず、足りない分は親からの仕送りに頼らざるを得ません。

この場合、どちらの家計の財政力が高いかということ、家計Aは16割る20で80パーセント、家計Bは10割る20で50パーセントで、家計Aのほうが高いということになります。財政力指数とは、このような考え方でつくられている指標であります。

なお、総務省は過去3年間の平均値としていますが、図表などでは経常収支（収支比率）（単年度）と比較するために、単年度と計算した財政力指数を示しています。

図表8は、財政力指数についての大多喜町の値と類似団体の平均値を比較したものです。11ページにまいります。

財政力指数の最後に、令和4年度財政状況資料集により、財政力指数の分析欄をご紹介します。これは大多喜町の財政力についての公式見解であります。

前年度より0.01パーセント減少し、類似団体平均は上回っているものの、依然として全国平均や千葉県平均より低い水準にある。町の面積が広く、山林が大部分を占めるという地理的条件から、行政の効率化が困難な状況にあるが、緊急に必要な事業を峻別し、投資的経費を抑制するなど、歳出の見直しを実施するとともに、歳入においては定住化や子育て施策等に取り組み、人口減少に歯止めをかけ、地方税の徴収強化と併せて、自主財源の確保に努める。

自治体の財政状況を把握するためには、経常収支比率も重視されています。森裕之は、経常収支比率を家計の例えで説明しています。家計の支出は、経常的経費と臨時的経費の2つに分けられます。経常的経費は、食費や光熱水費など毎月必要な支出であり、臨時的経費には、電化製品の購入や旅行があります。そして、経常収支比率は、家計に経常的に入ってくる一般財源、経常一般財源等が経常的な支出額、経常経費充当一般財源等としてどれだけ使われているかを示しているとのことであります。

図表9は、経常収支比率について、過去10年間の大多喜町と類似団体平均との比較を示したものです。図表7における22年間の経常収支比率を見ますと、80パーセント前後から90パーセント前後の間を大きく波を描きながら推移していますが、図表9からはほぼ類似団体平均の動きと同じ動きを示していることが分かります。

それでは、経常収支比率は果たして高いほうがよいのでしょうか、それとも、低いほうがよいのでしょうか。一般的には、比重が高いほど財政の硬直化が進んでいることを表すとされています。しかしながら、今は国は地方自治体の経常収支比率の高さについて批判していないとのことであります。

森裕之によれば、その理由は、自治体の歳出構造が投資的家計費（臨時的経費）から、福祉や教育などの公共サービス（経常的経費）へと変化したことにあります。

それでは、今後の経常収支比率の水準については、どのように考えるべきなのでしょうか。森裕之は、経常収支比率を下げるべきかという問いに対しては、経常収支比率を下げるこ

によって浮いた一般財源を何に使うのが問題であって、各自治体が判断すべきことであると述べています。

最後に、令和4年度財政状況資料集にある経常収支比率の分析欄を紹介したいと思います。大多喜町の公式見解でございます。光熱水費の増加や新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた事業が再開した関係で、前年度に比べて5.7パーセント増加し、類似団体平均を0.4パーセント上回る形となったが、千葉県平均及び全国平均のいずれをも下回る水準となった。

しかし、会計年度任用職員制度への移行などもあって、人件費などの経常経費部分の割合が高い水準となっていることなどが、依然として経常収支比率が高いことの要因となっている。

今後も、定員管理や会計年度任用職員の任用の適正化などの徹底をはじめ、事務事業の見直しなどを進め、経常経費の削減を図る。

以上を踏まえて、第2の質問をいたします。

過去の財政力指数と経常収支比率の状況をどのように分析評価し、今後の在り方についてはどのように展望しているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、財政力指数、それと経常収支比率についてお答えさせていただきますと思います。

基本的な分析評価については、先ほど議員さんのほうでも説明のあった財政状況資料集のほうに書いてあるもの、こちらが町としても分析評価、あと、今後に関しても大まかな評価になります。

まず、財政力指数ですが、財政力指数は先ほどもお話あったように、交付税算定時の基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合で、この指数が1.0以上の団体を普通交付税の不交付団体というふうにも言います。

この指数については、平成13年度から平成23年度ぐらいまでは0.5前後、その後0.4近くまで下がっております。町の自主財源等が増えると、普通交付税が減少し、その分指数が高くなります。逆に、自主財源が減少すると、指数が低くなるものでございます。

最近の指数の低下については、国の施策や地方財政計画などにより、交付税総額が増額されたことなどが大きな要因となっていると考えられます。国の施策等による変動もありますが、人口の減少などによって税収の減が考えられることから、今後は急激な変動はなくても

緩やかに下がっていく傾向にあるのではないかと考えられます。

次に、経常収支比率ですけれども、経常的な収入に対する経常的な支出の割合を示すもの、市町村の場合ですと70から80パーセントが理想とされていますが、大多喜町の比率は平成13年度には78.9、その後、上昇の傾向にございまして、90パーセントを超えた年度もありましたが、近年では80パーセント台後半で推移しています。

先ほどおっしゃられたように、この比率が低いほど臨時的な事業や投資的な事業に対する財源が多いことを示すものです。大多喜町の比率は、おおよそ県内の町村の中ほどとなっていて、今後も現在と同水準で推移するものというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。私の知らないいろんなデータもご披露いただいて、本当に感謝しております。

少子高齢化が進行しつつある大多喜町にとって、健全な財政は不可欠であります。しかし、反対に町の活性化、防災、町並み整備、文化行政などのために、積極的な支出が求められることも確かであります。公共サービスの水準と財政負担のバランスを取りながら行政を進めていかなければなりません。

そこで本日は、まずは財政状況について総合的に把握することを目的として、一般質問を行いました。

私は、議員当選直後に役場職員出身者から、2回に1回は一般質問するよう強く求められました。本日は8回目の一般質問でしたので、何とかその期待に応えることができ、うれしく思っております。これにて私の一般質問を閉じることにいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

以上で、森久君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

その間に昼食をとっていただき、午後は1時から会議を再開します。

(午前 11時52分)

---

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（渡邊泰宣君） 一般質問を続けます。

次に、6番吉野僖一君の一般質問を行います。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 6番の吉野僖一でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

初めに、傍聴の皆さん、本当にありがとうございます。大分緊張しております。昔PTAとか、青年団とかでみんな一緒にやった仲間です。よろしくお願いします。

今回の質問ですね、せんだって高校生が大多喜町のこれからを考えるまちづくりということで、セミナーが2月10日でしたか、あったんですね。その中で、高校生が大多喜町の歴史的まちづくりセミナーに参加しました。そこで、その中の43ページに、保育園留学、世界遺産の町で子育て、移住でも旅行でもないいいところ取り、東京や海外から人気を集めるというような題目がありまして、これも昨年の秋にテレビで見たことがありまして、すごく感動していたところです。

基本的には、我が町に一、二週間ぐらい家族や学級単位で滞在していただく体験留学ということで一般質問をさせていただきます。

初めに、保育園留学、小学校留学、中学校留学について。

我が町は、歴史ある教育の町であります。全国で導入が進む保育園留学の発祥地である北海道の厚沢部町は、過疎の町であるが子育て家族が集まる地域となり、スタートから3年余りがたって、町に変化が現れているそうです。

千葉県は、君津市がやはり保育園留学をここへ来て始めて、結構やはり人気が出ているみたいですね。そして、昨年の春からは島根県の大田市の大森町でも保育園留学事業を始め、町に人を呼び込むきっかけになると期待されています。

そこでお尋ねします。

本町でも保育園留学または小学校留学や中学校留学のような事業を取り入れ、まちおこしを実施する考えがあるか、ないか、町長さんにお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 吉野議員の質問につきまして、教育課からお答えをさせていただきます。

初めに、小学校、中学校留学についてお答えをさせていただきます。

海外に住む方が学校の休み期間中に日本に帰国をして、本町の小学校に体験入学を希望される方がこれまでもございます。すぐに移住とはいきませんが、何らかの縁のある本町の学校に体験入学をされ、本町の教育や子供たちと触れ合い、よい経験になっているものと思います。

今回の質問である、小学校、中学校への留学につきましては、体験入学をする児童生徒の方が現在在籍している学校の登校日に学校を休まなくてはならないことから、大変難しいのではないのかなというふうに考えております。

次に、保育園留学についてですが、保育園留学とは、一、二週間、家族で地域に滞在をしながら、子供が地域の保育園に通える暮らし体験を言います。この保育園留学は、子供には心身ともに伸び伸びと育つ環境を、また、家族は働きながら、そして子育てをしながらも地域の特色を知っていただくよい機会だというふうに考えております。そして、この保育園留学の最大の魅力は、子供たちが自然を肌で体験できることと思います。

ご質問の保育園留学につきましては、保育園の受入れ体制や保育園留学をされる方の宿泊に関すること等の課題を整理するなどして、関係する部署と連携をして研究してまいりたいと考えています。

また、本町では、この令和6年4月1日に千葉県自然環境保育認証制度の認証を受けました。この制度は、千葉県の豊かな自然や地域資源と関わる自然体験を通して、子供の豊かな人間性を育み、心身の調和の取れた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育を言います。

現在、大多喜町の2つの保育園が実践している活動が評価、認められ、この2つの園とも、この千葉県の認証を受けることができました。今後は、移住定住施策、関係部局と連携をして、都市部からの移住を考えている方々に、大多喜町の保育の魅力を知っていただくよう、この自然環境保育をPRをしまして、移住定住につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。細かく調べてありまして、ありがとうございます。

ただ、確かに保育園、幼児に関しては、そういう対応は家族で来て、手頃な1週間、2週間ぐらい留学して、それで金額的にもそんなに高くないので、それをネットで調べますと、

保育園留学であるといっぱい資料出てきますから、傍聴の皆さんも保育園留学で検索すると動画でいっぱい細かく出てきますので、それをまた参考にさせていただきたい。

ただ、町もそれを超えて、小学校、中学校、確かに難しいと思うんですよね。ただ、そういう上瀑小とか教室があるという、その有効活用とか、小学校も1クラスとか、その辺ぐらいだったら教室が空いていれば、学級単位でもできるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺は町の教育委員会としてはどうなんでしょうかね。地域おこしで何とかできませんか。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 吉野議員のおっしゃられているのは、都市部の学校の1クラスが、今の大多喜町の施設の空き教室に来てというようなお話のことだと思います。この保育園留学にちょっと戻りますけれども、保育園留学は、例えば1名、もしくは2名の方が大多喜の保育園に体験入園されるとなると、保育園の先生が面倒を見られることとなります。

今、吉野議員の質問では、1クラス、学校の都市部の1クラスの学校が大多喜町の空き教室に来てとなると、学校側の先生では対応がかなり難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） せんだってですが、大多喜の保育園の県民の森を散策というか、して、ああいう施設は中々都会にはないんで、大多喜はそういう県民の森なんかこの町が、わくわくカンパニーさんですか、一応運営されるということで、ああいう動画を見てやはりすごく保育園に関してはいいと思うんですよね。

小学校、中学校になるとちょっと今教育課長も言ったけれども、難しいなというふうに言われたんですけれども、そういう自然体験的な交流の場というか、やり方で、何とか創意工夫して地域おこしというかね。

北海道の厚沢部町なんかは、やはりリピーターがすごくまた来たいというか、こういう資料も出ていますし、君津のほうもかずさあけぼの保育園ですか。亀山に近いところで、親子は亀山の施設、旅館とか宿泊施設に来て、今はテレワークで仕事できますから、それで、子供は迎え、送迎のバスで近くの保育園に。すごくやはり県内でも取り上げて対応しているというんで、大多喜もやってやれないことはないと思うんで、取りあえずは保育園留学は家族で来て、せいぜい十万から二、三十万の経費で2週間とか、1週間でいろんなプランが出てきますから、そういうプランであれば、自然体験的な学習の場で、まして大多喜は教育の町で整備されていますので、その辺の有効活用というかね、できるだけ、これも町民目線とい

うか、町民のそういう関係職種の応援がないとできないことでもありますんで、その辺が課題かと思うんですけども、やはり先ほど午前中、吉野一男議員もすごい細かくいい質問してくれた。それ実践しなくちゃやはり行政というのは表へ出ませんので、やっぱりそういう町民目線で、町はこういうふうにまちおこしで今頑張っているんだなというか、そういう気持ちで今質問しているんですけども、どうですかね。これ、やってみる価値はあると思うんですが、どうですかね。町長さん。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 吉野議員からの問いでございますけれども、私どもも全く保育園留学が視野に入っていないということではありません。結論的に言いますと、保育園留学をされているところには、大体が仲介業者が入っているんですね。その仲介業者にどこかいとところありませんか、こういうような保育園に行きたいと思うんですがということで、要するに、その中間業者がそういうこととご自宅から近くて云々かんぬんで言ってこういうことでいきますと、大多喜の保育園はいいとかというふうになるわけです。

その中間業者に、大体3年契約なんでございますけれども、1年間の初年度は700万円ぐらいかかります。2年度、3年度が500万ずつかかります。この来るか、来ないか分からないところに1,700万もちょっと払えないねということもありますので、今まさに先ほど課長がお話し申し上げましたけれども、今4月1日に千葉県自然環境保育認証制度の認証いただいておりますので、ここをPRさせていただいて、周りのざわつき方がどのくらいかなと、そういうことを確認しながら、段階を経て進めていったほうが危なくはないかなと、ということで、これは本来教育部局ですから、教育長のお話しだと思っておりますが、教育長ともそんな話をさせていただいておりまして、着眼点としては私どももしっかりとその辺にも目も向けておりますけれども、段階を経た形でやっていきたいというふうに、今教育長とも話しております。教育長、もしよろしかったら。

○議長（渡邊泰宣君） 教育長。

○教育長（佐久間靖夫君） それでは、今町長が話したとおりでございますが、せっかく本町に来てもらえるのであれば、今現に2保育園がやっているものというのは、千葉県下でもこんなに自然体験とか、園外保育をやっているところはないんじゃないかということで、そんな話を外の方々に話をすると、羨ましいなという声をいただいているところです。

だから、私はこの認証制度を取ったというのは、これはもうごく当たり前というか、自信を持って勧められるところです。今町長からあったように、そのエージェントというかを通

すと、それだけのお金がかかるということで、先ほど課長が研究してまいるということをお答弁したと思いますが、その辺に尽きると思います。

だから、発信をいかにしていくか、そこにどういうニーズがあるかということを検証しながら、お金をかけずにこのよさをできるだけ発信して、保育園留学、これが一步でも前に進んで、またそこからさらにほかに波及して宣伝効果が広がることを期待して、これからも進めていくということで、そういう気持ちでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） すみません、私もその保育園にじかに電話して聞いたら、保育園は仲介するとか、市とかなんとかはノータッチで、その業者が仲介して紹介してくれて、その経費が市とか町がその業者に払うというのは、そこまで私ちょっと調べてなくて申し訳なかったです。それはちょっと問題だと思うんでね。

だから、その仲介業者、君津の場合はキッチンハイクというかな、そういう業者らしいんですよ。保育園にじかに電話したら、どうなんですかその経費はと言ったら、いや、ただ場所を提供だけで何ともないと聞いたんですけれども、今町長さんのやっぱりその業者さんにお金を払う、それはちょっと私も勉強不足で申し訳なかったです。これは検討しないといけないですね。だから、町がじかにやればあれかもしれないけれどもね。

そういうことで、それから次に移りたいと思いますが、過日の新聞報道で、4月24日の人口、これは吉野一男議員さんも質問しているかもしれないですけれども、人口戦略会議で県内22市町が消滅可能性自治体と判断されるという、ショッキングな報道がなされました。

そこでお尋ねします。この結果を踏まえ、地域の特性を踏まえたまちづくりが必要と思います。町は協働のまちづくりを考えていますが、今後どのような対応、対策を進めていくのかお伺いします。非常に重要な問題です。よろしくお願いします。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） ただいまのご質問に企画課から回答させていただきます。

少子高齢化や人口減少により、社会構造が変化していく中で、行政だけでは多様化する地域課題や社会的課題に対応することは難しくなってきます。

本町に住み続けたい、また、住んでみたいと思われる魅力ある町にするためには、住民や各種団体、民間企業等の様々な主体が参加したまちづくりが重要であり、町総合計画の基本目標におきましても、行政とこれら多様な主体がそれぞれの役割を認識し、対等な立場で連携協力する、協働によるまちづくりを推進することとしております。

これまでも、町の実施事業等での協働による取組としましては、町総合計画策定に当たっての住民懇談会や公募による総合開発審議会委員として住民の方に計画づくりに参加いただいているほか、福祉関連事業でのからだいきいき塾や認知症予防教室では、ボランティアとして活躍いただいている住民団体との協働の取組があります。

また、住民団体が主体となった取組を町が支援するといった形の協働として、公募によりますまちづくり提言事業では、下大多喜のレンゲ祭りや黒原不動滝の鯉のぼりなど、地域住民が自ら提案し、主体となっていく地域活性化への取組を支援してきたほか、文化、スポーツ、教育や地域振興、観光振興など、様々な分野で各種団体が主催する行事、研修会等を後援するなど、実施団体等への活動支援を通しての協働にも取り組んでおるところでございます。

このほか、民間と町とが共に中心となり、実行委員会として主催運営するお城まつりや日々の各地区の自治活動、自主防災活動、町並み案内や各地区の健康教室など、自治組織やボランティア等と行政が連携協力した取組、さらに、農業や農村環境の整備では、資材支給事業や中山間地域等直接支払交付金、また、多面的機能支払交付金など、行政が活動の原資を提供し、各地域組織が主体となって、地域での生産活動や住環境の整備等をされるといった活動も継続的に行われております。

このように、多様なニーズや地域課題に対する協働には様々な形がある中で、協働を進めていく上では、議員がおっしゃられますように、それぞれの地域での特性も踏まえながら、町民をはじめ様々な主体が主役となってまちづくりが進められるよう、行政としての役割を踏まえながら、協働に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

質問は大体これで終わるんですが、今後ともまちづくりですね。やはり協働、みんなで協力し合って、いろんな意見を聞いて、町長も町民目線ということで公約して現に町長はなっていますし、やはり町民目線で行政を今後とも頑張ってもらいたいと思います。

それで、今回も本当は私の命というか、地籍調査というのがもう一回やる予定でしたけれども、担当課がすごく努力して大分改善されたんで、一般質問は今回これ1回ということで終わりにしますんで、どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

○議長（渡邊泰宣君） 以上で吉野僖一君の一般質問を終了します。

◇ 渡 辺 八 寿 雄 君

○議長（渡邊泰宣君） 次に、8番渡辺八寿雄君の一般質問を行います。

8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 8番渡辺八寿雄です。

この6月会議におきまして一般質問をさせていただく機会をいただきました。ありがとうございました。

私は6月会議におきまして、本日の日曜議会でありますけれども、町の農業政策について大きなテーマに、4項目にわたって質問させていただきます。

高齢人口の増加と相まって、農業従事者の減少が危惧されております。農業政策につきましては、その関連する数種の法律改正が今国会でも審議されているところであります。

そういう中であって、将来的な農地の担い手を定め、人口減や高齢化に伴う荒廃農地を食い止めることを狙いとした、農業経営基盤強化促進法、この法律が法改正されまして、昨年4月から施行されておるところであります。

この法改正によりまして、市町村に課せられる事務が発生してまいりました。そこで、この法改正により課された事務、いわゆる地域計画の取組状況についてお伺いしたいと思います。

市町村は、この法改正によりまして、令和7年3月末をめどに地域計画を策定することとなりました。10年後に誰が農地を耕すのか、1筆ごとに示す目標地図を作成することになります。農地の集積化や集約化を図る狙いもそこにあります。

国では、この地域計画の作成を後押しする事業に14億円の予算を確保したということですが、この計画策定に際し、現在の町の取組状況についてお伺いしたいと思います。

また、この地域計画が作成された場合に、将来の農業経営がどのように変化していくのか、この点も併せてお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 渡辺議員のご質問に農林課からお答えさせていただきます。

地域計画の策定につきましては、昨年度から行政区単位の56地区での計画策定を目指して取組を進めております。昨年度はモデル地区として1地区で策定を進めており、上瀑地区全域にアンケート調査を送付済みでございます。今後、取りまとめを行い、地図の作成を進める予定でございます。同時に、残りの4地区についても、随時アンケート調査の発送を予定

しております。

策定された場合の農業経営の変化ですが、農地の利用状況が地図上で確認できるようになることから、担い手への集積がしやすくなることが予測でき、結果的に、新たな遊休農地発生の抑制や農業経営者の規模拡大につながることを期待できると考えております。

また、完成した地図の活用方法として、用水の確保が難しい場所や遊休農地などの有効活用を図るため、水田の畑地化などについて模索する参考にもなるかと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。初めての事務経験になろうかと思えます。

この地域計画の策定につきましては、農業委員会との十分な連携を図る必要も出てくるというようなことが報道等でされておりますけれども、十分協議をされながら、目標達成に努力をされますようお願いをしたいと思います。

次に、農業の担い手不足についてお尋ねをいたします。

耕作放棄地が年々散見している状況であります。誠に残念なことだと思っておりますが、大きな要因は、生産者米価の安価と担い手不足によるものだと思います。小規模農家は農業を離れ、大規模農家はその規模を縮小するなど、その傾向が見受けられております。

耕作の放棄もさることながら、圃場周辺の環境整備も追いつかず、圃場全体が荒れてしまって、ひいては野生獣のすみかになってしまうことが危惧されるところであります。

国会においても、米の所得補償制度の復活を唱える野党側と、所得補償よりもどうしたら生産者を維持できるのか、ソフト面の対策が重要だとする政府の考え方と異なる見解が示されているようであります。

いずれにしましても、担い手不足により耕作も含めた水田の維持管理が今後ますます厳しくなっていくという現状から、町は農業の担い手不足についてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 町の人口減少などに伴いまして、農業者の高齢化が進んでいる状況において、若年層の就農者が激減しております。さらに、獣害や災害による耕作への影響も追い打ちをかけて、農業の担い手不足や後継者の問題が一層深刻化している状態でございます。

このような中、多面的機能支払交付金や中山間地域直接支払交付金を活用されている地区

におきましては、圃場周辺の環境整備や農業施設の維持管理、農地の荒廃防止などに多大な貢献をしていただいております。

担い手不足につきましては、一部の若者や現在営農している農業者の中に、規模拡大に意欲のある方もおられるため、地域計画の策定時にそのような方を中心に計画を策定していきたいと考えております。

また、町外から大多喜町で農業をやりたいとの個人や企業からの相談も寄せられていることから、協議を進め、積極的に支援をしていきたいと考えております。

さらに、今後は水稲に限らず、畑地化による畑作やローゼルなどの新規作物、県で推奨する枝物、草花栽培など、獣害に遭いにくく高齢者でも取り組みやすい農業にも目を向けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。先ほども町長、農地から畑地化への転換というお話もされておりましたが、なかなか農家としまして米作りから畑地化、転換することは非常に勇気のあることだと思います。そういう方針を打ち出したのであるとするならば、いきなりという制度の転換は非常に難しいと思いますので、徐々にこういうことで成功した事例があったということ、逐一町民の皆様にお知らせいただければ取り組みやすいかなと思っておりますので、今後そういう面も併せまして、ひとつご尽力いただければと思います。

次に3点目の質問をさせていただきます。

3点目は、農業生産者に対し、物価高騰に対する支援、給付、この事業についてお伺いしたいと思います。

農業生産者支援給付事業につきましては、令和3年度、それから4年度と制度化、予算化され、実施されてまいりました。特に前回は新型コロナウイルス感染症対応だということで、その内容は、令和3年度生産者米価下落に伴う支援給付、また4年度は物価高騰による支援給付というものであります。

おさらいでありますけれども、その内容と実績について、ちょっと振り返ってみたいと思いますけれども、新型コロナウイルス感染症対応農業者支援給付金、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症直下のときの制度を重ねた事業でありますけれども、いわゆる外出が抑制された、そのことによって外食産業等のお米の需要の低下に伴う米価の下落を支援する給付でありました。令和2年と3年の農業収入を比較して、一律3万円から5万円を支給す

るものでありました。このときの予算額は1,515万、実績としては237万、申請件数は65件であったということであります。

また、第2段階の支援事業では、農業生産費高騰対策支援給付金、こちらの制度を予算化されました。この内容は、原油価格、農業用資材等高騰による経営支援と、営農意欲向上を図るための支援給付金でございました。令和3年中のいわゆる肥料、飼料、農薬、動力光熱費、これらの農業経費、その経費の10パーセント相当額、上限については農業者が20万円、畜産業者が30万円、この額を上限として給付するという内容でございました。このときの事業費は予算額1,478万円、実績947万円、申請件数は158件だというように説明を受けております。

私は、令和5年6月会議、昨年この6月会議の一般質問でありますけれども、農業資材等は高騰が続いているので、令和5年度におきましても引き続き支援する必要があるのではないかと質問をさせていただきました。そのときの町の答弁でございましたけれども、農業資材などの価格の動向が不透明なことから、現在は考えていない。今後、農業資材、燃料などの価格を注視していきたいと。ある意味前向きな答弁をいただいたように私は感じました。

費用につきましては、農協さんのいわゆる資材一覧表から見たところでありまして、一部値下げした肥料もございましたが、多くは値上げをしております。また、農業用資材、農薬は高騰、燃料は高止まりの状態となっております。農業者は大変苦しんでおるところであります。

隣のいすみ市では、令和5年中の苗ですとか、種もみ、これらの種苗費、それから肥料、農具費、農薬諸材料、それから燃料費、これらの支出に対して10パーセント、上限20万円でありまして、農業者経営継続支援事業補助金、これを交付いたしました。令和5年分の農業生産に係る資材等に対する農業者への支援給付、このことについて、町はどのように考えるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 近年の国際情勢ですとか、円安などの影響によりまして、農業生産に必要な資材価格等の高騰が続いております。町内で最も多く耕作されている水稻につきまして、農林水産省が示す農業生産資材価格指数では、令和4年の指数を100とした場合、令和5年が104と上昇していることが分かります。

一方、同じく農林水産省が令和6年3月時点の速報として公表している令和5年産米の相

対取引価格につきましては、令和4年産と令和5年産を比較すると、千葉県産コシヒカリの令和5年産玄米、60キロ当たりが令和4年産と比較し約116パーセント、2,035円高、千葉県産ふさこがねの令和5年産玄米60キロ当たりが令和4年産と比較し約121パーセント、2,414円高、千葉県産ふさおとめの令和5年産玄米60キロ当たりが令和4年産と比較し約123パーセント、2,617円高となっております。

また、令和6年2月6日発刊の日本農業新聞によりますと、民間在庫量は前年を1割下回り、過去5年で最少の水準で推移しており、不足感から業者間の取引価格も上昇していると記載されております。

農業資材価格の高騰により、農業者に大きな営業影響が生じていることは認識しておりますが、一方で、米価も一時に比べ、上昇傾向がうかがえることから、現時点において直近での支援金の給付は想定しておりません。

今後、国や県の動向や農産物の販売価格、農業資材や燃料費等の価格を注視し、状況に応じて対応していきたいと考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。厳しい農業経営、その最中であって、農業政策をどのように農業者を守っていくかということについては、非常に町としても苦勞されておられることと存じますが、残念なことに、ただいまの答弁は、今年の私が一般質問した内容とそう大差ないというように感じられました。

町の基幹産業は農業であります。この重要な農業を守ってくれる農業従事者、懸命に農作業をされておるわけであります。もう少し温かい考え方をこの質問、議会だよりに掲載することになりますけれども、農業者自身の皆様方が読んで、ああ、町長よく考えてくれているな、私も少し頑張ってみようと思われるような答弁を、ぜひ町長からいただきたいと思っております。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 渡辺八寿雄議員の誘導的な質問にお答えさせていただきますけれども、私ももう農業の関係には長く携わっておりましたので、できるものならというふうには考えております。ただ、それぞれ個々に物価高騰対策等々でも、町も町民の皆さんに全員に配っております。

そして、一番コロナで値段がどすんと落ちた令和3年度の米価と比べますと、平均で約30

パーセント以上の値上がりがある今の段階ではあります。そして、在庫不足感から、今1俵2万円ぐらいで取引されているというような事柄が今出ております。

多分今年の米価についてもかなり期待ができるだろうというような話もございますし、やらないというわけではないんですが、その辺の流れを鑑みますと、もうしばらく見させてただかないと、他の業界の方たちには、これといって大きな、我々としては、じゃ、ガソリンスタンドさん、これだけ値段が上がって皆さん控えていますよ。EVがはやっちゃっていますよね。もしくは、ハイブリッドがあって、ガソリンが減っていますよね。だけれども、じゃ、業界にお幾ら出しますというところまでなかなか行っておりませんので、その辺を考えて、全産業を平均的に考えますと、もうしばらく見たいなというふうに思っております。

私が就任した最初の年に、幾らか補助金出しましたけれども、それはもう大多喜、私が一番最初にやりましようと言ったものですから、ほかの市町村もやるようになったというふうに私は感じておりますので、決して優しくなくはございませんので、十分優しいんですが、全体を考えてということで今考えておりますので、その辺をどうかご理解いただければと思っております。

それから、先ほど来お話がございました水田の畑地化でございますけれども、水田として使えるところは徹底して使いたいと僕は思っています。ただ、そうではなくて今、休耕地になっているようなところですね。それで、ご自身も水田はもういいということであれば、畑地化にすることによって、畑ですとトラクター1丁とアタッチメントが幾つかあれば何とかできるんですね。水稲ですと田植機もなきゃいけない、稲刈り機もなければいけない、それから乾燥機もなければいけない。だから、コストが物すごく高つくわけですよ。ですから、水田を畑地化、要するに水田をしないというところがあれば、それを畑地化にすることで、水田と畑作と両方で収入を上げられるようなものをというふうに考えています。

国も水田の畑地化事業というものを提唱しておりますので、2人以上の方で8反歩以上の面積があれば、おおむね1反歩30万円程度の補助を出しましよう、幾らかご自分でも出してもらわなきゃいけないんですけれども、そういうこともありますから、ご自分でちょっとユンボを借りていただいて、やっていただければ大体すむような試算ができるというふうに思っております。

そういうことで、もともとここは田んぼが多くて畑がないものですから、どうしても水田中心型になっておりましたけれども、畑作もひとつ視野に入れながら、お米と畑作とで両方でお金をもうけるというようなことを考えたらいかがかなというふうに思います。そのため

に、ローゼルですとか、そういった新しい獣害に遭いづらい作物を提案したり、里芋やショウガもやっていただいたら、イノシシにも食べられない、猿にも食べられないということですので、今までどおりの作型ではなくて、新しい、こちら側からもいろいろと模索をして、作付方法や作柄も変えた中で、なるべく高収入を上げられるものを提唱していきたいと。これからも引き続きそういう面で農家の皆さんをしっかりとサポートしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（渡邊泰宣君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 町長、ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひを申し上げたいと存じます。

最後、4点目であります。小作料の標準価格の設定についてお伺いをさせていただきます。

町の農業委員会では、農作業標準賃金、それに機械による標準農作業料金、これにつきましては、毎年町の広報紙にその価格を作業区分ごとに掲載をしていただいております。その価格につきましては、令和4年度に対し令和5年度、こちらについて比較しますと、200円から300円単価が上昇しています。

また、今年度4月に掲載いただきましたこの賃金につきましては、令和5年度、令和6年度比較して、同額な作業区分もありますけれども、100円ないし高く300円上昇しております。

作業を受託する側につきましては、作業単価をもう少し上げてほしいと。また、作業をお願ひする側、委託する側は、何とか据え置いていただきたいと、こう考えるのは言わずもがなであります。

なお、この標準料金につきましては注意書きがありまして、金額はあくまでも目安ですよ、土地条件や作業条件により話合ひで決めてくださいねという注意書きがあります。非常に分かりやすい表現だと思っております。

10アール当たりの小作料を受け取っている方、また、受け取らなくてもいい方と、様々なようでもありますけれども、これから世代が変わってまいります。農作業請負で委託している世帯、そういう世帯では、小作料をどの程度払ったらよいのかと、町として標準小作料を示してほしいというご意見もございます。受け取っても、受け取らなくても、このことにつきましては、相対のお話合ひでもあるかと思ひますけれども、農業委員会において、この小作料の取扱いについて協議するお考えはないか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 渡辺議員のご指摘の農業標準賃金、機械による標準作業料金におきましては、大多喜町農業委員会において標準額を提示しております。これは千葉県農業会議が提示している標準単価を参考に、町内の耕作事情などを考慮して、町農業委員会総会で協議の上、町内の標準単価として示しているものでございます。

しかしながら、小作料については、千葉県農業会議、町農業委員会ともに、標準価格を示していないため、貸手側と借手の協議で決定されているものと思います。そのような中で、町として標準を示せないかのご質問ですが、5月23日に夷隅郡市の農業委員会会長と事務局長が一堂に会する会議があり、その場において、夷隅郡市の状況を確認することができました。

その結果、本町を含む各市町ともに10アール当たり無料から米60キロ程度で土地の耕作条件により貸手側と借手側の協議により決定しており、近年は無料での使用貸借権設定が増えているとのことでございました。

大多喜町は面積が広く、農地の土質や地形、用水や排水、日照などの耕作条件が同一でなく、10アール当たりの反収に相違が考えられます。また、借手側の土地の必要性、貸手側の農地維持に関する事情など、農地の貸借に関しましては、様々な要件が考えられます。

そのような状況において、新たに示すことにより、貸手側とともに混乱を招くことも否定できないことから、一概に基準を示すことは難しいものと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） どうもありがとうございました。確かに条件等は地域によって様々であり、標準小作料を示すのは難しいと思っておったんですけれども、農業委員会の中でどうだろうかという協議が示されたけれども、結果的にはなかなか示すわけにいかない、示すわけにいかなかったという、そういう協議の経過を知るだけでも十分納得をしたわけであります。

確かに私の周りでも、受け取っているよと、要らないからやってもらっているだけで十分だという農家もあります。確かにこれは大変だと。一律示すということは難しいかと思っておったんですけれども、今の課長の答弁で、郡市のそういう状況もよく分かりました。

今後、また様々な意見が出されて、そういう機運が出てきた場合には、また新たな考え方で示すことができるようになれば、ひとつお願いしたいと思います。

時間がまいりました。これで私の日曜議会での一般質問を終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦勞さまでした。

以上で渡辺八寿雄君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

次は、14時10分から再開します。

（午後 1時52分）

---

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

---

#### ◇ 渡 辺 善 男 君

○議長（渡邊泰宣君） 一般質問を続けます。

次に、1番渡辺善男君の一般質問を行います。

1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 1番渡辺善男でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

実は、休憩時間に傍聴者の顔ぶれで質問を遊歩道のこととか、災害復旧に変えたらどうかという意見もいただきましたけれども、ルールがございますので、質問は議長の許可をいただいたことについて質問をさせていただきます。

今回の質問は、大きな項目として1項目です。幾つかの小さな項目に分けて質問しますので、前向きで明快な答弁をいただきたいと思います。また、今日の傍聴者は、町長の肉声を幾らかでも多く聞きたいと思って来ている方がいらっしゃると思いますので、町長の積極的な答弁をお願いしたいと思います。

質問事項1、持続可能なまちづくりについて。

本町では、昭和29年の合併以来、人口減少が続いていて、平成3年には一時回復傾向もありましたけれども、長年にわたり定住人口の維持が重要課題となっています。これまでの70年間、様々な施策を講じてきましたが、年によって減少幅に差はあるものの、人口減少に歯止めがかかっていません。

この状況を背景に、町民の将来に対する不安の声も多くなってきたように思います。人口減少と高齢化率の上昇が不安の根源になっていることは間違いないと推測します。

このような厳しい情勢の下、町民が将来にわたって安心・安全で快適な暮らしをしていける環境をつくり出していくには、住民や各種団体、事業者などの地域社会を構成する主体が行政と一体となってまちづくりを進めることだと思います。そのためには、立場は違っても、現状認識とまちづくりの行動理念や将来像を共有することが重要と考えます。

そこで、現状認識と施策の検証、将来にわたって重きを置く幾つかの課題に対する町長の見解、持続可能なまちづくりについての見解を伺います。

未来を語るには、現状に至るまでの過程をきちんと認識することが重要だと思います。本町の場合、町政運営の根幹は最上位にある総合計画であり、その計画に沿って事務事業が進められています。現在は、平成28年度から令和7年度までの10年間を期間とした第3次総合計画を指針として運営されているところです。いよいよその計画期間も残り2年を切り、令和6年度一般会計当初予算には、次期計画策定に向けての予算も計上されました。

そこで、伺います。第3次総合計画の検証はどのようにするのか伺います。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 総合計画の関係につきまして企画課から回答させていただきます。

第3次総合計画は、6つの基本目標を定め、それぞれ目標を達成するための具体的な施策を策定するとともに、その各施策の効果検証のため、施策項目ごとに成果指標を設定しています。

第3次総合計画の推進に当たっては、この成果指標の達成度により進捗を管理するとともに、課題を抽出し、改善の動きにつなげるPDCAサイクルを導入しております。

これによりまして、第3次総合計画では毎年度施策ごとに評価を行っておりますので、次期総合計画の策定に当たりましては、第3次総合計画における施策ごとの成果の進捗、効果を踏まえた検証を実施し、次期総合計画の策定に活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） たしか当時、住民の意向を踏まえた課題、6つの分野ごとに課題が記されたと言われていたと覚えております。細かな点はともかくとして、大きなテーマを掲げたその6つの課題がどれだけ、10年前に置いた課題が解決されたのかという、そのところは、やっぱり特に検証、評価が大事ではないかというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 課題がどれだけ解決したかというご質問ですが、現総合計画及び

前期基本計画が平成28年度にスタートしております。その後、令和3年度からの後期基本計画策定に当たり、今から5年前の令和元年度に実施しました住民アンケート結果から明らかとなりました施策の重要度、満足度といった指標により、ご質問の課題の進捗についてお答えさせていただきます。

住民の方が重要度が高く、また満足度も高いとしたのは、子育て支援施策や児童のための施設の整備充実、それと安全設備の整備充実などが挙げられ、また、重要度が高いにもかかわらず満足度が低いものとしては、有害獣対策、交通の便、若者の定住促進のための住宅施策などが挙げられたところです。

さらに、182の施策を評価検証し、課題を踏まえた上で、現在の後期基本計画が策定され、各事業が進められてきております。

今後、次期総合計画策定に当たり実施します住民アンケート、各種懇談会や施策の評価検証により、継続となる課題、また新たな課題を明確にした上で、次期総合計画及び前期基本計画に反映してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 総合評価、検証、内部自己評価だけじゃなくて、やっぱりどこかで全体的なイメージの評価というのは、第三者評価、外部評価もやっているかも分かりませんが、入れたほうがいいんじゃないかなという気もしております。

この10年間の、まだ10年が過ぎておりませんが、この10年間の掲げた計画、それがどのくらい推進されたのか、100パーセント行ったのか、事と次第では分野が広いので、達していないもの当然ありますけれども、その辺のところをその原因とか、いろんなところをきちっと検証してこそ、今これから始まろうとしている次の10年間の計画が、内容がより充実するのではないかなというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） まず、外部評価というところでございますが、評価、検証に当たっては、大多喜町の総合開発審議会において審議いただき、計画策定にご意見いただいております。その中には、公募で申し込まれた一般住民の方にも入っていたような状況でございます。

また、10年間の検証をきちんとしてこそというところでございますが、議員のおっしゃるとおりかと思えます。より有益な計画とするためには、施策の効果検証により明確となりま

す課題に対して、重要な緊急性を踏まえ、計画を策定すべきであると考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ぜひよろしく申し上げます。

次の質問に変わります。

総合計画、これを最上位に、その下にいろいろ分野ごとに、この前の質問ですと約40ぐらいの小さな計画もついているというふう聞いております。ただ、一般的に町民とか、批判をいただく場合は、意外とこの総合計画の存在とか、知られていない。町としては、行政としては、ダイジェスト版を配ったり、いろんなことをしていますけれども、意外と知られていない。人によっては、何か場当たりに物事をやっているみたいなのを聞くこともあります。非常に寂しい思いをすることがあります。

この辺のそういう意味で、もっとこの町の事業はその団体の事業計画予算、また会社の事業計画、それと単年度の収支計画とは違って、本町においては町のことは、予算は当然やるんですけれども、その予算の基になっているのは、総合計画というきちっとしたものがあって、そこを目指してみんなやっているんですよということで、その辺のところ、もう少し強く強調できないか、アピールできないかという思いがありますが、いかがですか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 総合計画を効果的かつ効率的に推進するためには、住民の方をはじめ、行政、事業者、各種団体など、地域社会を構成する全ての主体が連携、協働することが重要であると考えております。

また、町が実施する事業につきましては、議員さんおっしゃられたように中長期的な視点に立って策定しました総合計画に基づき、全ての事業が展開されておりますので、一人でも多くの方に総合計画の目標や施策の方向性、各主体に求められる役割などと併せまして、町が取り組んでいる事業の計画性を知っていただくことが重要であると考えております。

このため、総合計画、またそのダイジェスト版になりますが、町の広報紙やホームページ等を活用して紹介するとともに、住民や関係者等に配布し、周知しておるところでございます。

また、この総合計画の策定の際には、住民アンケート、住民懇談会や各種団体との懇談会等を実施しまして、様々な主体に関わっていただきながら、町の総合計画を策定しております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） もう一つ、このまちづくりの計画の中にまちづくりの基本理念、将来像とかがあると思うんですが、その辺のところは、例えば町民憲章とか、町の木、町の花、花木等、花があります。そういったものは、各集会所とかに貼り出してあって、いろいろな一般町民が目に触れるところにあります。

町が目指す将来像とかも、同じようにこの冊子の中で、計画の中で掲げているだけではなくて、やはりこのとき、そのこと、何かの折に触れ、やっぱり今大多喜町が目指しているのはこういう理念で、こういう将来像を描いてやっていますよというのがPRというか、周知できるといいんじゃないかなと、共有できるといいんじゃないかなと思っていますけれども、いかがですか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 渡辺議員おっしゃられるとおりにかと思えます。どのようなまちづくりを進め、将来にわたってどのような町にしていきたいかといった、そもそものまちづくりの根幹となるイメージを住民の方含め、共有できることが理想であると考えております。

○議長（渡邊泰宣君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 質問を変えます。

今度は新しい計画、総合計画の準備が進められ始めました。これからまた2年間のうちに新しい第4次ですかね。総合計画をつくっていくと思えますけれども、その中に、本町、稼げる町のイメージを想像できないかと、稼げる町大多喜というのをどこかの分野の中に入れて入れられないかなということだと思いますが、いかがですか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 先ほどのご質問でも、不安の根源といたしまして、人口減少等、高齢化率の進展が挙げられております。人口減少が招く負の影響につきましては、先ほど別の答弁となりますが、触れさせていただいたところですが、これに対しまして、町総合計画では、6つの町の特性を掲げ、この町の強みを生かしたまちづくりを推進していくこととしております。

この特性につきましては、広域幹線道路の優位性であったり、豊かな自然、歴史や文化の香り高い町、町外から人を集める町などが挙げられ、特に自然や文化など、もともと本町が持っています潜在能力を職として生かしていく中で稼ぐという発想も一つの考え方かと思

ます。

ここ数年での地域おこし協力隊の起業におきましても、林業であったり、有害獣対策、また自然環境を生かしたサウナやキャンプ場といった集客施設の経営などを職としまして、本町の特性を生かしながら、地域に定着していく動きも見られておりますので、こういった町としての特性を効果的に発信することで、職に対する発想にもつなげていけたらというところで考えております。

○議長（渡邊泰宣君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 本町の特性として、昼間人口、昼間の人口ですね。常住じゃなくて昼間人口の多い町として特性があります。その理由としては、まずは国道が東西南北を走る交通の要所。そして、過去諸先輩方が努力して工場誘致をしたということ。また、大型店舗、平成に入ってからですけれども、大型店舗がずっとできてきたと。それから、観光等が主な要因として挙げられると思います。

データで見ますと、平成の初めの頃は、まず工場の統計を取っているわけですが、工場の出荷額で、本町400億以上の工場出荷額を誇ったことがあります。平成の大合併前の80市町村ぐらいある中の18番目まで上り詰めたときもあります。

一方、小売業、卸売業の商品販売額というのは200億を超えていたときもあります。そのときは、やはりこの町も人が多く集まって、本当にぎわっていたと。常住人口は少ないけれども、とにかく人が多く、やっぱりその印象、そのイメージというのは本当に大事じゃないかなと思います。

人口、常住を増やすというのは本当に大変な、幾ら頑張っても本当によほどのことがないと極端に伸びてくることはできませんけれども、そういった形で昼間の人口を増やす、たしかその当時だと2,000を超える人口が昼間集まってきていた、そういう実績もありますし、これからまた皆さんが頑張ってくれて、今度は夷隅の合同庁舎も今年度内のどこか夏場、秋か分かりませんが、開くということで、いろんなそこへ用事のある人が集まってくると。また、観光でいうと、先日新聞にも載りました、この養老溪谷の地に20億を投じて、高級ホテルを建ててくれるというような記事も載っていました。

そういった意味で、この大多喜町に魅力を感じて、本当に力のある人たちが寄ってきていただけると、またがらっと変わった景色も見えてくるんじゃないかなというふうに思います。

それから、いいほうへ展開していけば、また常住人口も、大多喜に魅力を感じて集まってくる人もいるんじゃないかなというふうに私は考えております。

その町政の実態として、確かに人口も大事です。人口、これは一番大事だと思いますけれども、そのほかにも大多喜町の良さ、それを内外に発信していく、情報を提供していく、こんな特徴がありますと言うのも大事じゃないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） おっしゃられるように、人口減少が進む状況ではありますが、2020年の国勢調査の結果では、本町の昼間人口比率、こちらが県内で上位5番目となっております。この要因としては、先ほど議員おっしゃられたように道路の条件であったり、学校、商業施設や工場のほか、自然文化を生かした観光資源など、様々な要因が影響しておりますが、これらを町の特性、強みとして情報発信できるよう努めてまいりたいと考えます。

○議長（渡邊泰宣君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 質問を変えます。

逆に、田舎に住んで都会に稼ぎに行ける環境、これをつくれなにかと思います。やはり今現在でも、この大多喜の町に住んで、町外、また都内まで通って一生懸命よそから稼いで来てくれている人たちがいるというふうに認識しております。どのくらいいるかはちょっと私は認識ありませんけれども、そういった方たちがいることは間違いありません。

その辺のところをさらにこれからそういった環境、ここに住んで本当にいいところだから住みたい、だけれども働き口がないから出ていってしまうんじゃなくて、ここに住んで働きに行ける、その環境を整備していくということも大事じゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（米本敏克君） 田舎に住んで都会に稼ぎに行ける環境をつくれなにかというご質問ですが、現在の自動車社会にあつては、高規格幹線道路や主要国県道などの道路整備が必要と思われる、またその一方で、公共交通につきましては、広域移動に関する利便性の向上などを考えていく必要があると思います。

公共交通につきましては、おしなべて交通事業者の人手不足が深刻化する中で、事業者としても新規路線の開拓であったり、既存路線の増便については、よほどの利点がない限りは極めて難しい状況にあると推察されます。

このような状況におきましても、本町に住みながら職の選択の可能性を広げること、これについては地域の魅力を向上させることと思われます。現在、本町を経由し運行しております高速バスの勝浦東京線につきましては、平日土休日ともに1日6往復と、運行本数として

は必ずしも充実しているとは言い難い状況でございますが、利便性についての課題としましては、様々な方面に高速バスが発着しております金田バスターミナル、このバスターミナルで東京方面への上りの際に、金田で降りることができない。勝浦方面の下りの際に金田で乗ることができない状況となっております。

このため、この状況を解消すること、金田バスターミナルで乗り降りできるようにすることによりまして、現在の東京駅のみの発着という選択から、金田バスターミナルで現在の東京線に加え、新宿、品川、羽田空港、川崎、さらに横浜と、大幅に移動の選択肢の幅を広げることが可能となります。

このことについては、今後バス事業者との交渉を進めていかなければなりません。少しでも現在の高速バスの利便性を改善することによりまして、利用者の増加を図りながら、さらに次の改善につなげていきたいと考えております。

また、こういった交通環境を整備していくことで、コロナ禍をきっかけとした人々の行動変容や社会情勢の変化に伴うテレワークへの関心の高まりであったり、柔軟な働き方の普及に対し、さらにテレワークも含め、移住に伴う起業就業を対象とします支援金制度も活用しながら、反対に都会に行かなくとも稼げる形態、こちらも並行して推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。執行部のほうでも、公共交通を中心とした体系づくり、また、それを改善していくという方向を一生懸命やったださっているのは承知しております。この町に住んでよそへ稼ぎに行ってくれている人たちのことを思えば、少しでも、幾らかでも、ちょっと曲がってくねっている道を真っすぐにするだけでも違うと思いますし、その人たちにとっては、1分、3分、5分がいろんな意味で、大きくためになると思いますので、ぜひ引き続きお願いしたいと思います。

最後の質問になります。

本町は、今年合併70周年を迎えます。これまでの10年と今後の10年では、環境変化のスピードが違っていると想定できます。また、今後の10年間の取組次第で、次の10年間の大きな違いが出てくると思われれます。

そこで、町長にお伺いします。

次期総合計画の策定、いよいよ始まりました。それにかかる町長の思い、基本理念や将来

像についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 渡辺議員からの質問に対してお答えさせていただきたいというふうに思います。

総合計画、読み込んでいきますと、非常に細かくいろんなところに多岐にわたっておりますけれども、基本的には、町民が住んでいていい町だと思える町にしましょうね、そしてまた町外からの人たちが大多喜に行ってみたいよね、あそこは面白いところだよ、ということをつらつらと細かく書いてあるというふうに僕は認識しております。

ですから、私としては、当初掲げたように、住んでよし、訪れてよしのまちづくり、これを基本理念にして、これからも大多喜町に住まれる方、大多喜にいらっしゃる方、皆様がいいところだねと言ってくれるようなことを一つ一つ皆様とつぶしていきたいというふうに考えております。

将来像については、基本的には、若者のやっぱり流出を防がなければいけない。流入、要するに移住を増やさなければいけないということでございますので、多くの家族の方たちを受け入れるという想定ですと、今まで、自然もそうでした。それから、文化もそうでした。それから、きれいな溪谷もありましたということございましたけれども、もっともっと多様性に対応できるまちづくりを目指さなければいけないんだろうと。

くどいようですけれども、今日の冒頭にもお話ししましたけれども、パンプトラックとか、アーバンスポーツもその一つです。若い世代の方たちが好きだと思うもの、これはもしかしたら柔道が好きだとか、剣道が好きだとか、そういう方もいらっしゃるんだろう、それも当然よしだと思います。

それはそれとして、もう既にありますので、多様性というところでは、今大多喜にないようなもので、あまり無理のないもの、そういったものを大多喜につくって、多様性に対して十分対応ができる町にするべきだろうな、いながらにしてもゴルフ場とかもございますし、いろんな意味でも今続けていますハーブパークといいますか、フラワーハーブパーク、これももう大分出来上がってまいりました。

野菜とかは食べて体に直接栄養になりますが、ああいう花ですとか、そういうものは心の栄養として、心に染み入っていくものだと思います。そして、今老川の小田代にバラの圃場もつくっておりますけれども、そういう形で、野菜の好きな人は野菜を畑地化したところでつくっていただけるような形もつくる。花もめでられる。それから、サイクルスポーツもで

きる。逆に言ったら、奥様と2人で釣りにもここから30分で行ける。ゴルフもできる。いろいろな多様性に対応したまちづくり、これが今後の大多喜町の移住人口を増やす大きなきっかけになるであろうと思いますので、なるべくお金がかからないで、広く窓口を広げたいということを、基本的な将来像として考えておりますので、またこれからも皆様と一つ一つ手を携えながらやっていければと思っております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。時間だそうですので、1番渡辺善男の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労様でした。

---

#### ◇ 山 田 久 子 君

○議長（渡邊泰宣君） 次に、7番山田久子君の一般質問を行います。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 7番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。本日は、福祉介護人材確保対策について質問をさせていただきます。

令和5年9月末現在で、本町の高齢者人口は3,633人と、高齢化率は44.1パーセントとなっております。今後も高齢化の進行は続くことが見込まれます。団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度などを踏まえ、介護制度における中長期的な持続可能な取組が求められております。

それには、その一つとして、介護従事者の確保と養成が大切ではないかと考えますことから、一般質問をさせていただきます。

初めに、町内介護施設サービス事業所において、入所者さんの受入れ人数の削減や入所者さんの受入れがうまく進んでいないのではないかと町民の方からのお声がございます。町はこの件について、どのように認識をしているのか、お伺いをいたします。

また、今後、町民の方が施設サービスの利用を希望した際に、受け入れてもらえるのか不安であるとお声もございます。このようなお声に対し、町はどのように取り組んでいく考えでいるのかをお伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまの山田議員のご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

山田議員の言われるように、本町の介護保険施設等において、介護職員の確保ができず、入所定員を減少させている施設や、本来の定員まで受入れができていない施設があることは把握しているところでございます。

しかし、現状において、夷隅長生圏域の老人保健施設、いわゆる老健と、老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの双方を含めると、入所を数か月も待機してもらうような状況にはないところであることから、エリア全体で考えますと、需要と供給、要は入所希望者と受入れ可能数のバランスは比較的保たれているものと考えます。

次に、施設サービス利用の希望者への取組についてでございますが、施設入所の手続については、本人や家族が行うことが一般的であります。ケアマネジャーや病院相談員等も入所調整を行っていただいているところです。

また、施設の入所先が決まらないような困難事例等については、必要に応じて地域包括支援センターも積極的に介入し、関係機関と連携を取り、入所調整を図っているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。今の課長のご答弁がありましたように、やはり介護人材の不足というところで、施設等でも見直しが検討されているというところなのかなと思いました。

また一方、人材というか、営業面ですね。そういった部分の企業運営という部分の難しさが、病院のほうの事業に移行せざるを得ないような部分も見え隠れしているのかなと、そういったところもかいま見えているところでございます。

その中で、地域連携ということで、圏域で取り組んでいただけるということでもございましたけれども、やはりこの状況というのは、ほかの市町村でも同じようなことがうかがえるのではないかなと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、高齢化率が上がるにつれ、施設入居、特にこちらのようなどころにおきますと、若い人たちと離れて暮らしているケースも多く、やはり施設規模、入所される方も少なからず大多喜町は多いような状況があるということで耳にもいたしております。

その辺の不安に対して、どのように町民の皆様には大丈夫ですよというふうにお答えできるものがあるのかどうか、町はどのように思っておりますでしょうか。ちょっと質問の仕方が下手でごめんなさいね。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 確かに、ご本人はもちろんですけども、ご家族も含めて、不安等を抱える方というのはいらっしゃるのだと思いますけれども、やはりそのとき、そのときでその方の状況にもよりますし、また、その周りというか施設、受入れ側の状況によってもいろいろ変わってきます。

ですので、そういったときにやはり地域包括支援センター等が相談に乗らせていただいたり、あるいはほかの関係機関とも、関係する機関全員と協議等をしながらか、一番の状況を考え、お互いに考えていこうというふうに、その辺を周知というか、お伝えすることで不安を少しでも払拭できればと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） よろしく願いいたします。町では、地域包括センターさんを中心としていろいろな関連の事業、関係団体さんが相談をしながら取り組んでいただいているというのは、今現在もあるところでございます。何とぞ連携を取りながら進めていただくことができると思います。よろしく願いいたします。

次でございませけれども、やはり介護人材不足というのは、施設維持、そういった部分で非常に大きな問題が明確になってきているなというところがございます。大多喜町でも、特別養護老人ホームが閉鎖となってしまいましたけれども、やはりその要因の一つに介護人材が集まらなかったという、そういったものもあつたのではないかと認識をしているところでございます。

福祉介護人材の確保というのは、介護施設サービス事業所だけでなく、在宅訪問介護においても重要でございます。訪問介護は介護保険サービスの一つで、ヘルパーが自宅で入浴や排せつの介助をしたり、家事を担ったりしてくださいます。国の方向性といたしましても、施設から自宅へというような、そんな動きも見えているところでございます。ヘルパーさん、本当に大切な人材になってきているのではないかと考えております。

本町は面積が広く、訪問介護の方やケアマネジャーが介護を必要とする方への訪問やサービス事業者さんとの連絡調整に動くにも移動時間がかかります。介護人材の処遇改善ととも

に、人手という部分も大切であると考えます。

処遇改善においては、国の制度により、令和6年6月より介護職員等処遇改善加算制度が一本化をされ、令和6年度、令和7年度と加算率の引上げが行われる予定でございます。まだまだ十分でないとお声もございますが、今後少しでも早く働きに見合った待遇の実現につながることを期待するところでございます。

一方で、人材の確保は町としても取り組んでいかなければならないのではないかと感じております。そこで、以下の取組に対する町の考えをお伺いをさせていただきます。

初めに、介護における入門的研修の実施についてです。これは介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上での基本的技術を学ぶ研修を実施し、介護分野への参入のきっかけをつくるものです。主な対象者は、定年退職を予定されている方や中高年齢者、子育てが一段落した方などのほか、地域住民や学生など、幅広く研修を実施していただければどうかと考えるものでございますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 介護における入門的研修ということなんですけれども、県主催の入門的研修については、近隣では昨年度に茂原市や市原市を会場に講座を実施しておるところでございます。今年度も実施予定とのことでございます。希望者には職場体験や就労支援も実施していることであるため、町においても、本事業について広く周知を図っていきたいと考えております。

さらに、町は介護教室を年に3回開催しております。介護技術に限らず、介護制度や認知症への対応方法など、介護分野において広く実施してきたところでございます。今後、介護を体験する場としても、介護技術に特化した教室を開催していきたいと考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） よろしくお願ひいたします。県の実施事業におきましても、少しずつ全国的に進められているところもあるようでございますので、また周知などもしていただければと思います。

また、町の介護事業につきましては、私も以前に受けさせていただいたことがあります。本当に大変勉強になりました。本当に本当に役に立ちました。ただ、なかなか一般の方というんですかね、介護に今従事している人だけが学ぶ機会を持つということではなくて、まだ

これからなんだけれどもという方にも学びの機会を与えていただけると、とてもいいのかなというふうにも感じております。

と申しますのは、もう周りはほとんどの方が高齢者で介護が必要になってまいります。ですが、知識がないと、車椅子にどうやって移動させたらいいのか、車椅子から車にどうやって乗せたらいいのかという、ちょっとそんな単純なこと、洋服の着せかえ、お風呂の入れ方なんかも指導していただくと分かりやすくて、介助される方も苦痛を感じず、私もできる。ですけれども、知らない人は力任せにやりますので、男性の方でも車椅子から車に乗せるって、なかなかできなかつたりとかするんです。

そういう方が例えばご家族だけではなくても、周りのご近所でもたくさんこれからは高齢の方が出てまいりますので、ちょっと知識を持っているだけでも、何かのときに手助けができたりとかという部分もあるかと思っておりますので、門戸を少し開いた介護教室ということで、検討してみていただくことができればと思います。課長、いかがでしょうか。その分、職員の皆さんには負担かけるかと思うんですけれども、この辺検討してみていただくこと、可能でしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 確かにいろいろな介護教室等というか、こういう知識を学んでいただく教室とか、講演会等を開催しても、限られるというか、ある一定の方が複数回受講されるということが多かつたりして、新しい方というのはなかなか受講というか、していただけない部分もありますので、今議員のおっしゃったように、新しい方というか、今まで全く参加していただけなかった方にも、できるだけ広く参加していただいて、この介護についての知識を持っていただくということが大事なことかと考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） よろしく願いいたします。そうしますと、もしかすると本当にケアマネさんですとか、介護のヘルパーさんがどんなに大変なことをしていただいているのかということもまた認識をさせていただいて、感謝をするという、そういった機会にもつながっていくケースもあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次でございますが、その介護の仕事の魅力や重要性の発信による普及啓発に向けた取組の実施をしてはどうかということでございます。

将来の介護職の担い手になっていただくためにも、若いうちから職務の誇りや魅力を伝え、

公共性や高い志を培っていただくことも大切なことではないかと考えます。そこで、小中学生、高校生と若者に向け、福祉、介護の仕事の普及啓発に係るパンフレットやリーフレット等の配布や職業体験の実施などをしてはどうかと考えます。

また、将来の進路を考える際の参考にしていただくために、千葉県で実施している千葉県介護福祉主要修学資金等貸付制度などの紹介なども併せて試みてはどうかと思いますが、町の見解をお伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） まず、介護の魅力について、こちらは数多くあると思います。要介護の方の家族の負担軽減や要介護者の生活上の不便さの解消など、本人や家族にとって幸せに直結することができる尊い仕事であることが魅力の一つだと考えています。

介護は誰もが必要となる可能性がある上、高齢化率の高い本町においては、多くの方が介護従事者のサポートを受けて生活しています。町としても、町民にとっても必要不可欠で、非常に大切な仕事であると認識しています。

介護の魅力について、県では、議員さんおっしゃったように小中高校生別の動画作成と配信を行い、普及啓発に取り組んでいます。また、進路を考える上での参考となるよう、こちらでもご提案のあった千葉県介護福祉士修学資金等貸付制度について、広報等を活用し、周知を図ってまいります。

しかしながら、介護の仕事は排せつ、介護や看取りなど、心身に大きな負担があることも事実であります。就業のミスマッチとならないよう、就業体験は重要なことであり、県の入門的研修や県社会福祉協議会で実施している福祉の職場体験事業についても、併せて広報等を活用し、周知を広く図ってまいります。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 課長のお話ありがとうございましたように、この介護の仕事は本当に大変厳しい、大変な仕事だと思います。なかなか若い人ができるのだろうか、どうなんだろうかという、本当これは現実的な問題があると思うところもございますが、しかしながら、今若い方が多くの現場でそういった仕事を担ってくださっております。

また、ご家族の中で、多くの皆さんがこういった介護職の方にお世話になっていると思います。若いうちからそういう方々のお仕事を知っていただいて、本当に感謝の思いというか、そういったものも大変な仕事なんだということも理解をしていただきながら、仕事について

学んでいただく、また将来のことも考えていただくようなきっかけになれば、ありがたいのかなと思うところでございます。

県といたしましても、6年前から介護の未来案内人ということで、介護の就業促進に向けた取組というものを進められているようでございます。学校への訪問やSNSの発信など、介護で働く方が直接出向いて、いろいろな魅力を語ってくれているというような、そういった取組もしているようでございます。町としても、ぜひ何らかの機会に発信をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、町独自の助成制度の創設について、介護従事者の確保につながるよう実施をできないかと考えております。

以下の2点お伺いさせていただきます。

1点目でございますが、介護職員初任者研修の資格取得後に、介護職として就労した場合に、研修経費の助成をしてはどうかということでございます。これは介護職初任者研修の資格取得をするための経済的ハードルを少し低くし、応援をしてはという考え方です。

介護職員初任者研修の受講時間は130時間と定められているようですが、研修経費は受講先により5万円前後から10万円前後がかかるようです。介護人材確保のために、資格取得後に介護職として修了した場合に、研修経費の助成をしてはどうかと考えますが、町の見解をお伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 資格取得後の研修経費ということでよろしいですね。介護従事者確保に向けては、継続的な給与等の処遇改善が必要不可欠と考えております。しかし、各事業等の報酬額の基礎となる報酬単価は国により決定されることであり、町としてできることは限られておりますが、資格取得後の助成制度に限らず、各種加算の取得等に関する研修会の開催や情報提供などで、少しでも報酬が上がるための方策のほうを考えていきたいと思っておりますので、今のところこの研修経費の助成については考えていないところでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 報酬の価格を上げるというか、向上に取り組むと、もうぜひご検討いただきたいと思います。

それと同時に、やはり資格者がいないことには、先ほどもありましたけれども、施設もしくは訪問介護において、人材という確保ができないというのは、維持していく部分では大変難しいものがあるかと思っております。この資格を取っていただくということが、資格がなくて

もできる部分もあるんですけれども、やっぱり身体介護になりますとどうしても資格がないといけませんので、その資格を取っていただくための窓口ということで、少しその研修費を助成してはどうかと思います。

近隣の町では、手元にちょっと資料として持っているのは長柄町さんなんですけれども、こちらでは町が主催で外部の業者さんに委託をしまして、介護職員初任者研修の講座を開いております。こちらにおきましては、町内在住者は無料で、町外の在住者は5万円ということでございます。その差額を町が負担しているというような形になるかと思えます。その中で、長柄町さんの場合は、職業として就かなかつたとしても、この助成をしているそうです。学んだことによりまして、ご家庭で活かしていただいたり、いろんな形の中で介護をしていただくというようなことにも取り組んでいるというふうに伺っております。

町として、介護人材を育てるという意味で、確保するという意味で、もう一度伺いますが、こういった諸助成制度を検討してみるお考えはございませんでしょうか。もしくは、こちらにありますけれども、町外というようなところもありますので、そういった長柄町さんということではないんですけれども、この夷隅郡市においても人材不足というのはあるかと思えます。近隣と協力をしながら、人材確保を考えてみる気はないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 確かにこの介護人材、どこに行っても非常に不足している。

このエリア全とというだけじゃなくて、千葉県ももちろん、日本国中どこでも不足しているのが問題になっていると思いますので、いかにして人材を奪い合うというわけにはいきませんので、もう底上げをするという方法しかないと思いますので、今議員さんのおっしゃったように、周りの市町と連携して、少しでもこの介護人材に関わっていただく人が増えていくような方策を少しでも考えていければ、ほかの市町村との担当者とも少し協議というか、進めていければと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） よろしくお願ひいたします。

それでは、最後になります。やはり同じように助成制度ということで、町独自の助成制度の創設ということでお伺いをさせていただきますが、主任介護支援専門員、介護支援専門員、俗にケアマネジャーさんと言われている方でございますけれども、これらの方々の資格

更新受講料の助成をしてはどうかと考えます。

ケアマネジャーさんは、介護保険法に基づき、都道府県が認定する資格です。ケアプランをつくるほか、対象者の家族からの相談対応、自治体やサービス事業者との連絡調整などを行っております。

高齢化の進展でケアマネジャーの需要が高まる一方、従事者の確保が問題になっております。厚生労働省はケアマネジャーの負担軽減策の議論に着手をしたようですが、本町でもケアマネジャーの離職を耳にするところではあります。

離職を決断するきっかけの一つが資格更新時にあるようです。ケアマネジャーや主任介護支援専門員の資格は5年の更新制となっており、経験に応じた更新研修を受講し、申請する必要があります。期限内に更新できなかった場合は、資格は失効してしまいます。この研修は経験に応じ、33時間から88時間程度かかるようですが、この研修時間を確保するのは、日常の業務もあるから大変なようです。受講料も個人で負担する場合もあり、更新をきっかけにケアマネジャー等を辞められる方もおられるようです。

ケアマネジャーがいなくては、ケアプランの作成ができません。介護保険の制度を利用することができません。そこで、ケアマネジャー等を続けていただくために、更新研修受講料の一部を助成をし、ケアマネの確保をしていってみたいと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 本町に事業所を置く3つのケアマネ事業所について、研修受講料の負担状況を確認したところ、全て事業所負担とのことであり、個人負担はないようでございます。現状において、助成金制度を創設する予定がないことにご理解をいただきたいと存じます。

現在就業されているケアマネジャーから聞き取りを実施したところ、5年ごとに行う更新時研修は数十時間に及ぶため、通常業務を圧迫している。また、更新研修期間中は、契約人数を調整せざるを得ないとの声も多く聞かれています。

以前から、経費負担よりも更新時の研修時間の負担が大きいと言われていることから、町から県を通じて、国へ更新研修の在り方の改善要望をしたところでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。大多喜町の事業所さんでは本当に負担をして

いただいているということで、ありがとうございます。町外から来ていただいているケアマネさんもおりますので、そこに本当に感謝をしているところでございます。

町長、最後でございます。大変失礼ですが、福祉介護の人材確保を町はどのようにお考えになり、今後取り組んでいくお考えがあるのかどうか、もしよろしければお伺いをできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） ただいまお答えさせていただきますけれども、人材確保ということにつきましては、私もちょっと素人でございますので、健康福祉課長と、それからまた係長とよく相談させていただきながら進めていきたいと思っております。

それから、ケアマネジャーの関係も、以前実は課長のほうからお話いただきまして、知事のほうにも申入れをいたしました。そうしましたところ、知事のほうもそこについては非常に関心をお持ちでございまして、全国の知事会でもその議題がもう上がっていると、あまりにも更新のときにかかる時間帯がすごく大変なんだということで、なるべくその辺を少し短くできないのかというようなことも、既にもう3年ぐらい前から、全国の知事大会の中でもお話が出ているということで、そこは十分承知しながら、今後に対応していただけるということを確認いただきましたので、その旨お伝えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。今後も町長をはじめ、皆様に大変お世話になりますけれども、お力添えをいただきまして、安心して高齢生活を送れますよう、よろしく願いいたします。以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

以上で山田久子君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

15時20分から会議を再開します。

(午後 3時11分)

---

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時20分)

---

## ◇ 根本年生君

○議長（渡邊泰宣君） 一般質問を続けます。

次に、5番根本年生君の一般質問を行います。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 根本です。お許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私は前回に引き続き、伝統芸能を保存、継承する団体の件について質問させていただきます。

前回の答弁の中で、伝統芸能の保存、育成については町も大いに関心があり、できる範囲で応援したいという答弁をいただきました。それを受けまして、先日、各団体、大多喜町で一応10団体ぐらい今活動しています。やったのは昨日です。大体20名の方が出席していただいて、活発な意見交換を行ったところでございます。その件でお伺いしたいと思います。

それで一つ、この担当課の生涯学習課さんは、先ほどいろんな答弁の中でも出てきましたように、アーバン計画とか、B & Gのスポーツの関係とか、古墳群のこととか、いろいろ業務は多忙だろうということは重々承知しております。ですから、できるだけ皆さんの各団体にも、できるだけ自分たちでできるものはやって、ただ、どうしてもいろんな分からない面とか、事務手続上教えてもらわないといけないことが多々あると思いますので、その際には協力していただければと。

だから、できる範囲で、もう各種団体でやることはやるということでお話をしてあるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、質問に移らせていただきます。大多喜町には、各地区に伝わる伝統芸能を伝承するための多くのおはやし保存会などの団体が、地域の人たちと連携しながら活動しています。ほとんどの団体が区と連携しながらやっております。

しかし、少子高齢化や新型コロナウイルスの影響により、各団体とも大変厳しい状況にあります。2年後、3年後、5年後には、このままやっていけるのだろうか、もう駄目になっちゃうんじゃないかという思いは、皆さん強くお持ちです。

これはおはよしの団体だけじゃなくて、いろんな団体、大多喜町にある団体が全てそうではなかろうかと、やっぱり後継者の問題が大きな問題になっているところでございます。

それを受けて、各地区の保存会の方々が集まり、将来の保存会の活動方針などについて、意見交換が開催されました。先ほど言いましたように昨日、農コミで行われたところござ

います。その件について質問させていただきます。

少子高齢化が進む大多喜町にとって、集落の活性化は将来の大多喜町の活性化を図る上で大きな役割を果たしていると思っています。いきなり大多喜町全体を良くしようと思っても、これはなかなか難しいことだと思います。各地区が本当に頑張っていて、各集落が少しでもいい方向に向かうことによって、大多喜町全体が良くなるんじゃないかと強く思っております。

それで、各地区ではいろんな方々が頑張っています。本当にお金のこととかそういうことを考えずに、本当にボランティアの精神で、本当に町のため、地域のためということで頑張っている方がたくさんいらっしゃいますので、少しでもそういった方を応援することが、みんなでできないかと思っております。

ですから、活性化を図る上で大きな役割を各地域の集落が担っていると。そのような中、伝統芸能の果たす役割についてどのようにお考えなのか、よろしくをお願いします。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木島丈佳君） 根本議員の一般質問に、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

3月会議の一般質問においても回答をさせていただきましたが、伝統芸能についても様々な種類がございますが、ここではおはやしということでお答えをさせていただきます。

地域の方々がお集まりになって、コミュニケーションを取りながらおはやしを伝えていくことは、地域の活性化の一つの手段であると思います。また、移住してきた方などが参加することにより、地域の風習や行事などを知り、地域に溶け込んでいただく一助となったり、子供たちに地域の年長者等が指導することでも、世代間の交流の場として有効なことだと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。昨日の席上には、町長もお忙しい中、本当に顔を出していただいて、本当にじっくり話を聞いていただいて、大変うれしく思います。また、最後にまとめて町長にはちょっとお話をゆっくり聞きたいと思いますが、取りあえず、昨日行って、皆さんの話合いを見て、率直にどのようなお考えを持ったのか、簡単で結構ですので、今。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 昨日ちょっと根本議員のほうからお誘いをいただいて、見させていただくことにして、ちょっと行ってまいりましたけれども、どこの地域も同じ悩みを皆さんお持ちだな、小さなコミュニティーの中だけでやるのは、今はもう全然駄目よというところもあれば、あと5年ぐらいはいけるけれどもというようなイメージのところとか、いろいろありましたけれども、単体での今後の流れは非常に厳しいという意見だったように感じております。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 先ほど言いましたように、10団体約20名の方が出席していただいて、一番最初に自己紹介を関係各地区の団体の今行われている状況、どういったことで悩んでいるのか、こういったことが困ったことがあったんだけれども、こうやって解決したよとか、あるときには1回消滅してしまったけれども、隣の部落のほうから応援を受けて再び開催することができたよとか、本当に皆さん7時からやったんですけれども、本当にいつ終わるとも果てないような、本当に皆さん活発な意見交換がさせていただけたことを大変うれしく思いました。

それで、意見交換会を行う意義については、私も全国でどのような形でこういったことが行われているのかなということを広く調べさせていただきました。それで、昔からやっているところだと、つい直近で去年から初めてこういった意見交換を行って、最終的には皆さんで共同で意見発表会、あとはイベントをやったという村が群馬県のほうにありましたので、そこでお伺いしました。電話してお話を伺ったところ、早速いろんな資料を山のように送ってください、やはりなかなかスムーズにはいかない、困ったことがあった、けれども皆さんの努力で何とか今発表会にこぎ着けた。

最初は、発表会をやったところ、本当に少人数しか来なかったけれども、今2回目、3回目になったら結構な町民の方も来て、共に応援してくださっているということをお聞きしました。

ですから、今度は一応群馬県のほうに私、もっと詳しい話を聞きたくて、行くということにしてあります。皆さんが一生懸命やっているのに、私が何もしないというわけにもいきませんので、できるだけ私も動いて、皆様の意向に沿うような形で少しでも協力ができるように思っております。

それで、その中で多くの自治体の話を聞くと、まず一番におはやしが盛んになることによって、まず、コミュニケーションが非常に発達したよと。それで、特にお年寄りの方々が、

お年寄りの方々は昔必ず何かの形でおはやしをやっていたという方がほとんどです。実は、私もやっていました。町長もやっていました。

そうすると、本当に何とかするときと、そういった場所に出かけて行ってとか、いろいろお話を集会でやっていますけれども、聞きに来てくれるとか、いろんなことでやっぱり集落の活性化が図られているよということをお聞きしました。

それで、意見交換会を行う意義については、どのように考えているのか。また、全国でも非常に役に立っているよという情報も得ています。小さいことかも分かりません。しかし、いきなり全てのことを活性化しようと思ってもできませんので、一つ一つ地域にあるものを、うちの地域では今おはやしがあるんで、おはやしを何とかしたいねとか、あるところは今のところ農業が盛んなんで、農業を何とか維持していこうと、空き家がおかげさんで少ないんで、今後は空き家を増やさないようにしようとか、いろいろな取組があると思います。地域によってそれぞれだと思います。

やはり地域にできるだけ入って、皆さんとともに活動することが大事ではないかと。何も、皆さんお金をくれとか、そういったことは一切言っていない。本当に地域のために一生懸命やるんだという方がほとんどですので、そういったところを踏まえて、今後は町のほうも積極的に地域に入っていくって、忙しいでしょうけれども、少しでも皆さんにお役に立つように行動していただけると大変助かります。

ですから、大いに自治体の活性化につながっていると思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木島丈佳君） 意見交換会を行う意義ということで、ご回答をさせていただきます。

昨年度、令和5年度において、文化団体補助金を申請したはやし保存会は5団体で、実際に補助金の交付を受けた団体は4団体でございました。コロナ前の令和元年度には10団体が補助金を受けて活動をしてございましたが、コロナ禍となり活動を休止したまま再開できていない保存会もございます。

指導者がいなくなってきたり、高齢化や少子化、参加者の減少により、はやし保存会の存続が困難になってきている団体もございます。そのような中で、はやし保存会同士が意見交換会を行い、情報を共有することは、今後のはやし保存会の継承について有効だと思います。以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

それで、私昨日、意見交換会終わって、各団体のところに電話を入れさせていただきました。今日の朝も含めてですけれども、昨日どうでしたかと、大変皆さん今後またつなげていこうよと、前向きな発言をいただいたところでございます。今後は、また皆さんの意見を伺いながら、少しでもお役に立てればなと思って、次回の会合をやりたいと思っているところです。

続きまして、伝統芸能は、郷土に伝承されてきた貴重な財産です。その伝承は大多喜町の魅力を高め、文化の大多喜町、愛着ある大多喜町につながっていくものと思います。観光客の方が結構大多喜は来ますけれども、その方々も大多喜町の伝統文化というんですか、それについてはすばらしいねということを常日頃言っていたいただいています。

正直、私も調べまして、周辺の地区で大多喜町ほど伝統文化が残っていたり、皆さん一生懸命活動しているところはないと強く感じております。それで、町民が大多喜町の歴史や伝統文化に触れることによって、大多喜町に愛着を持てると、地域に愛着を持つことができるということも、これも確かなところであると思います。

伝統芸能が大多喜町の魅力を高め、文化の大多喜町、愛着ある大多喜町につながっていくと思いますが、その見解はいかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木島丈佳君） おはやしなど、郷土に伝承されてきた貴重な財産の伝承を次の時代を担う子供たちへ受け継ぐことは、地域の風習や行事を知るとともに、地域への愛着となつてつながっていくと思います。

また、受け継がれた郷土芸能が地域や町のイベント等で披露され、多くの人々の目に触れることで、大多喜町の魅力を高めることにもなると思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

それで、ここで伝統芸能が果たす役割、やっつけてよかったことを昨日の意見発表の中でも幾つかありました。まず、どこの地域も子供がいない、若い人がいない、高齢者、どんどん高齢になってくる、要するに全ての活動が沈滞化していく中で、ある地域では、子供は1人しかいないんだけど、その子供が、小学生ですけれども、学校に行って友達を何人か

連れてくると。それで、結局1人なんだけれども、おはやしの練習を四、五人でやれるようになったよと。それで、お祭りの当日も、皆さん、他地区の子供たちですけれども、一緒になっておはやしをやっていただけると。

あとは、あるところによると、移住者の方々が一緒に共にやっていただけるよと。なぜ移住者の方々なのだと言ったら、やっぱり移住者の方々は東京にいてこっちに来る理由の中に、やっぱりそういった伝統芸能、おはやしとか、お祭りとか、ぜひ地域に溶け込んで一生懸命やりたいという方も多数いらっしゃいます。

以前は、何十年か前は、申し訳ないですけれども、移住者って方となると東京で疲れちゃってちょっとそっと田舎のほうで暮らしたいという方がほとんどだったんですけれども、最近、こっちに来て積極的に地域のためにという方もたくさんいらっしゃいます。

本当に10年、20年前とかなり違っていると思いますので、移住者の方々が一緒にやっているところもございます。

あと、男性、今までおはやしという男性の方が多かったと思いますけれども、女性の方が一生懸命になっているところもあるということです。女性部というところをつくって、女性の方々が一生懸命参加してくれるよというような話も聞いております。

それともう一つ、自分の地域だけではできないけれども、他地域の方々、あるいは大多喜町じゃないけれども、すぐ隣接の方々も一緒にやっていただけるよとか、そういうことによって、地域の活性化につながっているよと。

あと、お祭りやると、今うちには一緒にいないけれども、今東京にいるけれども、多分子供たちは月に何回か多分大多喜に帰ってくるんじゃないかなろうかと思います。ちょっとそのとき、このときにお祭りやるよ、おはやしやるよと言うと、それに合わせて皆さん帰ってきてくれると。そうすると、そこの子供たちとも会えるし、小さいお子さんも一緒に来ますんで、みんなで触れ合うことができるよというようなことですので、小さいことかも分かりませんが、今後こういった活動を広げていくことができればうれしいかなと思います。

質問に移ります。今後、各地域の保存会はお互いに連携し、協力しながら伝統芸能の魅力を身近な人たちに発信して、後継者の育成につなげていきたいと思っています。これは全ての団体がそうです。しかしながら、大多喜町の支援、協力は欠かせません。大多喜町が忙しいことは重々分かっています。しかし、大多喜町もこういったことは、今先ほどの答弁でも重々分かりましたけれども、応援しているんだよと、大多喜町を大いに活動を注目しているということだけでも、本当に地域の方々は頑張れるんで、ぜひ支援協力体制をできる範囲で

構いませんので、行っていただくと助かります。

今後、できる範囲で構わないですよ。どのように取り組んでいくのかの考え方がありましたら教えてください。また、子供たちへのPR、当然後継、伝承していくわけですから、子供たちへのPRや学校とか、そういったところで一時的でも何かこういったおはやしをお披露目会みたいのできるのかどうか、難しいと思いますけれども、こういったことも、もし学校とかPRとかできるのであれば、非常にうれしいかなと。

あと、やはり大多喜町だけの、大多喜町の人でも、どこの団体がこういった活動しているかというのが分からない方も大勢いらっしゃると思っています。ですから、町内、外に向けた情報発信も必要だと思います。これも町の協力なしにはできないことだと思っています。いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木島丈佳君） 町としましては、まずは文化団体補助金の交付による経費面での支援や練習や発表会など、公共施設の使用に係る協力、また、町で行われている各種イベント等に参加をしていただき、町内外の大勢のお客様の前で、伝統芸能を披露することでやりがいを享受していただき、参加意欲を高めることもできるのではないかと思います。

また、発表会につきましては、文化団体連絡協議会に加入いただくことで、町の文化祭や文化団体発表会等において発表していただくこともできるのではないかと思います。

また、希望される団体につきましては、広報おおたきや町ホームページ、町フェイスブック等への掲載を通して、子供たちへのPRや町の内外に向けた情報発信もできると考えます。以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） お忙しいと思いますが、よろしくお願いします。

それで、先ほどちょっと子供たちのPRで、学校とかってちょっと私言っていましたが、なかなか難しいですよ、これはね。何か子供たちに、こういった地域でこういった人たちが一生懸命やっているよというようなことをPRできるような場というんですか、何かそういったのは、難しいですよ、教育長。いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 教育長。

○教育長（佐久間靖夫君） 今はなかなか学校で学ぶべきもの、こういう中に伝統芸能とか、そういうものを、地域に伝わっているものというの学習する、そういう機会はもちろんありますけれども、そこで発表を聞くとかというようになると、それはまた時間の面でも大変か

もしれませんが、それはまた学校の考えもあるので、またそのカリキュラムの中にそういうものを入れて一つの学習の機会にするとか、先ほど課長からあったように、発表の機会、やっぱりせっかくやるのであれば、発表の機会をどこかで何か、学校とはちょっと考えられませんが、いろんなところで発表して、こういうものを行っているんだということが分かったり、またさらに自分もやってみたいなということにつなげていければいいのかなということ、ちょっと断言はできませんが、そういう学習ももちろんありますので、そういう中に組み込むというか、そういうことも工夫していけるのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。私の質問に答えて、本当に前向きな意見を聞かせていただいて、これから各種団体中心になって一生懸命やってもらうように、私も微力ながら少し応援したいかなと思っております。

まだまだ道半ばで、今後どうなっていくか分かりません。本当にまだまだ分かりませんが、本当にこういったことを活動している方々が、夢を持っているんですね。自分たちのやることによって、地域を明るくして元気にしたいという、非常に大いなる夢を持っています。夢ですから、うまくいくかどうか分かりません。途中で挫折してしまうかも知れません。しかし、夢に向かって一生懸命やるということが大事なんじゃないでしょうか。その結果として、できるかもできないかも分からないけれども、夢に向かって一生懸命やるのが皆さんを元気にしていくし、特にお年寄りの方々も前向きになっていただけるといいかなと思っていますので、できるだけ皆さんから明るく元気に暮らせるように、少しでもお手伝いできればと思っています。

町長、最後になりますけれども、今までの質問とか、聞いて、率直な感想をお願いできれば助かります。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 私の感想とさせていただきますは、言わば文化団体の一つとして例えば、前回、昨日集まっていたいただいたような方たちで、一つのおはやし文化会とか、ものをつくっていただいて、その下に中野新町、何とか会とか、いろいろ10団体ぐらいいらっしゃいましたか、それがまた個別にくっついていて、その方たちで一つのサイトを運営していくと。

それで、町外に発して、例えば町内でも結構です。今までは小さなコミュニティーの中でしかやっていなかったおはやしを、もっと町全体で、皆さん好きな人がいたらどうぞ来てく

ださい、毎週何日、何曜日にやりますよとかということで、大体僕もやっていたから分かりますけれども、ばかはやしとかなんとか、基本的な流れは一緒なので、ちょっと詩吟入るときの入り方が違うとかで、ですから、じゃ、新丁バージョンのばかばやしでいきましようとか、今日は中野新町でいきましようとかかという形でもできると思いますので、今までのちょっと小さなコミュニティーの中だけでやりくりしようと思わずに、その一つ上の段階をつくった上で、何となくこう下に継承していくというようなやり方が僕はいいいんじゃないかなというふうに考えておりますので、今この間、先日集まっていたいただいた10の団体の方たちの中で一つ大きなまとまりをつくっていただいて、運営をしていただくところに、我々がサポーターとして入っていくというやり方がいいんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。前向きな答弁ありがとうございます。

それでは、次回のまた会合が1か月後ぐらいでやろうということになっていますので、今日お伺いした町長をはじめ、担当職員の方、教育長のおっしゃったことを伝えて、皆さんが少しでも頑張ってやっていければなと思っています。

また、その際には町のやっぱり協力が欠かせません。できるだけ負担をかけないようにやりたいとは思っていますけれども、やっぱり多少なりとも負担をかけるようなことがあるかも分かりませんので、その際はよろしくお願ひしたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

以上で根本年生君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

---

#### ◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第10、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） それでは、請願第1号を紹介させていただきます。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります田中弘美氏から提出されたものでありますが、その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります市原氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。将来を担う子どもたちが、教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基礎づくりは、国の責務であります。そのため設けられたのが義務教育費国庫負担制度であります。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合は、自治体によっては義務教育の水準に格差が生じることは必至であります。このようなことから、義務教育費の国庫負担制度の堅持を強く要望したいという請願の趣旨であります。

なお、この件につきましては、平成24年度から請願書として提出されておりますが、本議会としてはその都度採択し、政府及び関係行政官庁に意見書を提出いたしております。

どうかよろしくご審議をいただきまして、採択いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託は省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

---

### ◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第11、請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

3 番野村賢一君。

○3番(野村賢一君) それでは、請願第2号を説明いたします。

請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、令和7年度予算編成に当たりまして、憲法や子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するため、令和7年度の教育予算拡充に努めていただきたいとする内容の請願でございます。

本件につきましても、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります田中弘美氏から提出されたものでありますが、その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります市原氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てることは教育の使命でもあり、その教育環境の整備を一層進める必要があることは申し上げるまでもございません。

本請願につきましても、よろしくご審議をいただき、採択いただけるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いをします。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（渡邊泰宣君） お諮りします。

ただいま野村賢一君外5名から義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について外1件の発議案が提出されました。

この発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(渡邊泰宣君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。

追加日程第1、発議第2号及び追加日程第2、発議第3号を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

---

#### ◎発議第2号及び発議第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 追加日程第1、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について及び追加日程第2、発議第3号 国における令和7年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを一括議題といたします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長(宮原幸男君) それでは、議案を朗読させていただきたいと思います。

発議第2号。

令和6年6月2日。

大多喜町議会議長、渡邊泰宣様。

提出者、大多喜町議会議員、野村賢一、賛成者、同、根本年生、賛成者、同、渡辺善男、賛成者、同、山田久子、賛成者、同、山口定夫、賛成者、同、森久。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんに関わらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担の負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合や国の負担割合が下げられた場合、義務教育費の水準に更に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

続きまして、発議第3号を朗読いたします。

発議第3号。

令和6年6月2日。

大多喜町議会議長、渡邊泰宣様。

提出者、大多喜町議会議員、野村賢一、賛成者、同、根本年生、賛成者、同、渡辺善男、賛成者、同、山田久子、賛成者、同、山口定夫、賛成者、同、森久。

国における令和7年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

国における令和7年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、各地での地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生し、災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあると

言わざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化など社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、令和7年度に向けての予算の拡充をしていただきたい。

- 1 災害からの教育復興に係る予算の拡充を十分に図ること。
- 2 少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5 子ども達が地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7 デジタル時代にふさわしい質の高い教育を実現するため、GIGAスクール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛て。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） それでは、発議第2号及び発議第3号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

先ほど請願審査でご審議をいただきました請願第1号及び請願第2号の採択を受けまして、我々大多喜町議会といたしまして、内閣総理大臣をはじめとする関係各大臣に意見書を提出いたしたく、根本年生議員、渡辺善男議員、山田久子議員、山口定夫議員、森久議員の賛同をいただき、連署をもって発議案を提出させていただいたものであります。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局長から朗読のあったとおりでございます。

よろしくご審議をいただき、可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 6番吉野です。

賛成なんですけれども、この賛成者名簿を見ると、総務文教委員さんなんですけれども、これは地方議会全員の名前で出してはいけないんですか。みんな賛成なんだけれどもね。

○議長（渡邊泰宣君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 従来ですと、いわゆる総務文教委員会の所管でございますので、6人の署名で出しておりました。それに倣って、今回も6人の署名で出します。

以上です。

本当は全議会一致で出すのがいいんですけれども、これも所掌が総務文教委員会、そういうことですので、ご理解してください。

○議長（渡邊泰宣君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

まず、発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(渡邊泰宣君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

4日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

(午後 4時10分)

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

( 第 2 号 )

令和6年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

令和6年6月4日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(11名)

1番	渡辺善男君	2番	麻生勇君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君		

欠席議員(1名)

12番 渡邊泰宣君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	佐久間靖夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	米本敏克君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	市原芳則君	農林課長	秋山賢次君
農林課主幹	森芳博君	商工観光課長	渡邊陽二君
環境水道課長	小高一哉君	会計室長	須藤明実君
教育課長	吉野正展君	生涯学習課長	木島丈佳君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	佐藤さおり		

## 議事日程（第2号）

- 日程第 1 報告第10号 債権放棄の報告について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第33号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第34号 大多喜町水道事業に係る技術上の監督業務を行う布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第35号 令和6年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第36号 令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

---

### ◎開議の宣告

○副議長（渡辺善男君） おはようございます。

議員各位をはじめ、執行部職員の皆様には、2日の本会議に続きましてご苦労さまでございます。

本日、渡邊議長におかれましては、体調不良のため欠席でございます。

したがって、地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長の渡辺善男がその職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○副議長（渡辺善男君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程（第2号）により進めてまいりますので、ご承知願います。

---

### ◎行政報告

○副議長（渡辺善男君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、行政報告をさせていただきたいと思っております。

令和6年第1回議会定例会6月会議の2日目に当たり、一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

本日は、議長をはじめ、議員の皆様方には、2日の日曜議会に引き続き、大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承いただきたいと思います。

本日は、報告案件が1件、そして、一般質問の後、条例の一部改正が2件、一般会計と国民健康保険特別会計の補正予算を提出させていただいております。

各議案ともに十分ご審議を賜り、可決くださいますよう心からお願い申し上げまして、私からの行政報告とさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（渡辺善男君） これで行政報告を終わります。

---

◎諸般の報告

○副議長（渡辺善男君） 次に、諸般の報告であります。本定例会6月会議開会後の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎報告第10号の上程、説明

○副議長（渡辺善男君） これより日程に入ります。

日程第1、報告第10号 債権放棄の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 報告第10号についてご説明いたしますので、議案つづり41ページをお開きください。

今回の放棄対象の債権は水道料金で、大多喜町債権管理条例第12条第1項第2号及び第4号に該当することから、放棄したものでございます。

なお、表中の放棄した事由の欄に記載しております条例第12条第1項第2号の事由は、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められるとき、また、同項第4号の事由は、債権者の死亡、失踪、行方不明等で徴収の見込みがないと認められるときとされております。

それでは、本文に入らせていただきます。

債権放棄の報告について。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告します。

1、放棄した債権の名称、水道料金。

2、放棄した債権の件数、50件。

3、放棄した債権の金額、28万8,446円。

4、放棄した時期、令和6年3月31日。

5、放棄した債権者ごとの金額、調定年度及び件数、放棄した事由、こちらにつきましては、以下の表と次のページの表のとおりであります。

この表のうち第2号の事由によるものは、債権者5名、27件、金額は19万4,747円となります。

また、第4号事由によるものは、債権者9名、23件、9万3,699円となっております。

以上、報告第10号についての説明を終わります。

○副議長（渡辺善男君） これで報告第10号 債権放棄の報告についてを終わります。

---

### ◎一般質問

○副議長（渡辺善男君） 日程第2、一般質問を行います。

なお、本日の一般質問は通告順により行いますが、質問時間については答弁を含めて30分となります。また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可しましたので、ご承知願います。

---

### ◇ 森 久 君

○副議長（渡辺善男君） 通告順に従い、発言を許します。

10番森久君。

○10番（森 久君） 10番森でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い、本日は2つの質問をさせていただきます。

なお、本日も読み上げる原稿を配付させていただきましたので、必要に応じてご覧いただければと存じます。

また、本日、幾ら早く読み上げましても読み切れないほどの分量がございますので、普通どおりの速さで読み上げてまいります。途中から省略して、一番最後に移ることにいたします。

2日の日曜議会の一般質問は、財政についての総論と位置づけることができます。本日は各論として、歳入と歳出の内訳を見ていくことにいたします。この場合の歳入とは、決算カードの右上に示されている収支状況欄の最上段に示されている歳入総額のことです。また、歳入は、その下に示されている歳入総額のことです。

なお、令和4年度の決算カードは下から2枚目に、令和4年度類似団体比較カードは最後にとじ込んであります。

収支状況欄の歳入総額の内訳は、決算カードでは左上に示されています。

また、歳出総額の内訳は、決算カードの左下に性質別歳出が、中央下には目的別歳出が示

されています。

本日の一般質問は、左上の歳入総額の内訳と、左下の歳出総額の内訳について取り上げることにいたします。

図表1は、収支状況欄における歳入総額と歳出総額の22年間の推移を示したものです。その差は、歳入歳出差引き、すなわち形式収支を表しています。当然のことですが、歳入総額が歳出総額を常に上回っています。

なお、収支状況欄では歳入総額と示されていますが、決算カードの左上では歳入合計と表現されています。同様に、歳入総額も、左下では歳出合計と表されています。そこで、以下におきましては、歳入合計、歳出合計という表現を用いることにいたします。

そして、本日の一般質問では、前半において歳入を取り上げ、後半においては歳出を取り上げることにいたします。

第1の質問は、過去の歳入項目の状況をどのように分析評価し、今後の在り方についてどのように展望しているのかというお尋ねであります。

大多喜町の歳入合計の推移は、図表1で示されています。

幸いなことに、この歳入の詳細を分析するために、我々には類似団体比較カードというものがあります。ここでは、人口1人当たりの個々の歳入項目額について、大多喜町と類似団体とが比較されています。また、類似団体比較カードは、平成18年度分から公表されていますので、17年間という長期のデータも入手できます。そこで、類似団体比較カードから人口1人当たり歳入合計額を採録して、図で示したものが図表2であります。

図表2からは、ふるさと納税の影響があった平成27年度を除き、平成25年度以降一貫して、明らかに類似団体平均を下回っていることが分かります。

図表3では、歳入合計のうち主要な6種類の歳入について、22年間の推移を示しています。令和4年度の決算カードによりますと、この6種類で、歳入合計の69.1%に達しています。

図表3を見ますと、まず平成27年度の寄附金が突然著しく増加し、翌年以降は大きく下落していることに驚かされます。また、令和2年度は、新型コロナウイルスへの対応のために国庫支出金が顕著に増大しており、令和3年度、令和4年度も、平成21年度、平成22年度と同様の高さになっています。普通交付税の上昇傾向、地方税の停滞傾向も目につきます。

以下におきましては、歳入合計欄の内訳に従い、地方税、普通交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、地方債の順に、人口1人当たりの金額について、大多喜町と類似団体の平均比類似団体平均の比較をしてまいります。

図表4は、人口1人当たり地方税について、大多喜町と類似団体平均を比較したものです。市町村の地方税のうち大部分は、市町村民税と固定資産税で示されています。大多喜町の決算カードを見ますと、地方税、すなわち市町村民税が33.6%、固定資産税が54%で、この2つだけで87.9%に達します。

注4で、3年度分について、人口、市町村民税、固定資産税の関係を見てみましたが、誠に幸いなことに、人口と市町村民税、固定資産税との間に結びつきがあるようには思われません。図表3でも、顕著な人口減少にもかかわらず、地方税の総額は現状を何とか維持しています。

しかし、これ以上の人口減少は、いずれ必ず地方税の減少につながってくると思われま

す。私は、人口減少に伴う地方税の減少対策として、総務大臣の同意が必要ではありますが、法定外税による課税を検討すべきであると思います。

大多喜町には、大多喜町歴史的景観条例があります。ところが、平成12年度から平成21年度までの街なみ整備事業における景観形成重点地区、景観形成地区ですら太陽光パネルが設置されています。もちろん、美田の脇に設置されているものもあります。村井嘉浩によると、岡山県美作市では、令和3年に太陽光パネルに課税する条例がつけられたとのことでありま

す。また、宮下宗一郎青森県知事も、太陽光発電を課税の対象にする意向を示しています。太陽光発電に対する課税ばかりでなく、熱海市の別荘等所有税、豊島区の狭小住戸集合住宅課税など、多くの種類の法定外課税が実施されています。千葉県でも宿泊税の導入が検討されています。大多喜町でも何らかの課税を検討すべきであると思います。

図表5は、人口1人当たり普通交付税の17年間の推移を示したものです。普通交付税については、森裕之による家計の例えが分かりやすいので、それをご紹介します。

まず、各家計は、家族の人数や構成によって、それに見合った標準的な消費水準があります。例えば、食費、光熱水費、教育費などの合計水準です。これを森裕之は家計の標準的支出と呼んでいます。

そして、家計の給料に当たるものが、図表4で取り上げた地方税です。ところが、その給料だけでは標準的支出を賄えない家庭があります。そのときに登場するのが、その親世帯による不足分の仕送りです。息子夫婦世帯は、この仕送りによって給料プラス仕送りの収入を得ることができ、標準的支出を賄うことができるようになるのです。大多喜町を含む大部分の自治体がこうした状態にあり、この仕送りが国からの普通交付税に当たります。

普通交付税も人口減少の影響を受けます。7ページの一番下でござい

例で、子供が成長し、家計から外れた場合には標準的支出が減少し、その分だけ親世帯からの仕送りも減少します。それと同様に、人口減少に伴い普通交付税も減少してしまうのです。

図表5を見ますと、人口1人当たり普通交付税は、平成27年度から類似団体平均を大きく下回るようになりました。大多喜町の市町村類型は平成26年度までは3-2でしたが、平成27年度からは2-2に変わりました。それと影響があるのか否かは分かりません。

図表6は、人口1人当たり国庫支出金の推移を示しています。国庫支出金は、自治体が特定の支出に充てるために国から受ける補助金で、いかにも仰々しい名前ですが、実態は単なる補助金なのです。国庫支出金の補助率は、50%を基準として事業内容によって増減します。

図表6を見ますと、平成26年度になぜか突然、類似団体平均との差が大きくなっています。このことは、26年度まで大多喜町の市町村類型は3-2でしたので、市町村類型とは関係がありません。そしてそれ以降、令和4年度まで、類似団体平均を大きく上回っています。

私には、大多喜町は、国庫支出金をもっと積極的に獲得して、行政水準の向上を図るべきであるように思われます。

この後、1人当たり県支出金、1人当たり寄附金を取り上げてご説明させていただきたいと思っております。

2ページは図表9、1人当たり地方債でございます。この一つ一つにつきまして、私なりのコメントを加えておりますけれども、時間の関係で省略をさせていただきます。

以上を踏まえて、本日の第1の質問であります。

過去の歳入項目の状況をどのように分析評価し、今後の在り方についてはどのように展望しているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○副議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） ただいまの森議員の質問に、財政課のほうからお答えさせていただきます。

歳入の項目ごとに類似団体平均と数値の差異はあるものの、その推移は似通ったものとなっております。その中で、先ほど説明の中であった国・県の支出金、また寄附金や地方債については、その時々実施する事業によって大きく変動するものとなります。

今後も、町総合計画等に基づく各事業の実施に必要な税収をはじめとする財源の確保に努めるとともに、歳入に合った歳出とバランスの取れた財政運営が必要であるというふうに考えます。

以上です。

○副議長（渡辺善男君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

ここから第2の質問に入ります。

第2の質問は、過去の性質別歳出の歳出の状況をどのように分析、評価し、今後の在り方についてはどのように展望しているのかというお尋ねであります。

第1の質問は、歳入合計の内訳に注目しましたが、第2の質問は、歳出合計の内訳を見ていくことにいたします。

大多喜町の歳出合計の推移は、図表1で示されています。これに対して、歳出合計を人口1人当たりで見たものが図表10です。

図表10を見ますと、人口1人当たり歳出合計も、平成27年度を除いて、平成25年度以降類似団体平均を下回っていることが分かります。これは、図表2で示されている人口1人当たり歳入合計の推移と同じであります。結局、1人当たりで見ますと、大多喜町は、歳入合計も歳出合計も、類似団体を下回っているのです。

この結果から考えますと、大多喜町は歳入を増やして、行政サービスを充実すべきであると言えるのではないのでしょうか。

歳出は、目的別歳出と性質別歳出に分けられます。14ページでございます。これらは同じ自治体の歳出を異なった視点に基づいて分類したものです。したがって、当然のことながら両者の合計額は一致します。

歳出は、目的別歳出と性質別歳出の両面から分析したほうが実態を正確に把握することができます。しかしながら、財政分析をする際には、まずは性質別歳出に注目すべきであるといえます。

図表11は、性質別歳出の22年間の推移を示したものです。取り上げたものは、人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費等、繰出金、投資的経費の7種類で、その合計額は、令和4年度決算で歳出合計の93.3%に達します。これらを選択しましたのは、投資的経費を除き、経常収支比率を構成するものだからでございます。

図表11からは、人件費が減少傾向にあったが、ここ3年間は増大していること、扶助費が22年間ほぼ一貫して増えてきていること、公債費、物件費、平成27年度を除きますけれども、繰出金はほぼ一定であること、補助費等はほぼ一定でしたけれども、近年大きな増減を繰り返していること、投資的経費は増減を繰り返しつつ、次第に減少してきていることが分かります。

経常収支比率は、決算カードの左下の性質別歳出の状況欄に示されています。括弧内に示されているものとそうでないものがありますが、括弧で示されていないものが正式なものです。

次に、過去22年間の経常収支比率の推移を確認しましたら、図表12のようになりました。過去22年間の経常収支比率を見ますと、80%前後から90%前後の間を大きな波を描きながら推移しています。

1 ページ飛ばしまして、16ページにまいります。

経常収支比率は、一般的には財政の硬直性を表しておりますが、歳出構造の変化に伴い、現在は、経常収支比率が高くても、国からは批判されないとのことでした。

しかしながら、大多喜町の活性化、防災、街なみ整備、文化行政を積極的に展開していくためには、自由に使える一般財源の確保は重要なことであり、経常収支比率をある程度の水準にとどめておくことが望ましいと思われまます。

括弧で示されていない経常収支比率の内訳が、性質別歳出欄の一番右側に示されており、これらの各項目の経常収支比率を足し合わせれば、下に合計された形で出てくる経常収支比率となります。

逆に言いますと、経常収支比率が高い場合には、その原因になっている歳出項目は、個々の経常収支比率を見れば分かります。全体の経常収支率を各歳出項目に分解して確認することができるのです。

図表13は、経常収支比率の内訳を示しています。令和4年度の経常収支比率は87.3%ですが、ここで示されている6種類の項目で86.5%に達します。図表13を見ると、経常収支比率全体に占める人件費率の割合が高く、長期的低下傾向にあること、扶助費率は漸増してきていたが近年は低下していること、公債費率は漸増傾向から漸減傾向に変化してきていること、物件比率はおおむね一定であること、補助費等率は近年上昇傾向にあること、繰出金は漸増傾向にあったが近年は低下傾向が見られることが分かります。全体として見ると、人件費率の下げ止まり、補助費等率の上昇傾向、扶助費率の再上昇に注目すべきであり、その他は特に問題はないように思われます。

以下においては、経常収支比率全体の内訳である人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費等、繰出金の経常収支比率を取り上げることにいたします。

経常収支比率の高低に明確な原因があれば、この作業により、それを明らかにすることができると思われます。

しかしながら、ここで誠に残念ではありますが、時間の関係で、これから読み上げる予定でした個々の経常収支比率の推移、人件費、扶助費、物件費など、個別の経常収支比率の類似団体の比較、それについての大多喜町の公式見解、さらには、人口1人当たりの金額については、配付させていただいた原稿をご覧くださいこととし、次は28ページに移りたいと思います。

この後、19ページ以降、大多喜町の公式見解も掲載されておりますので、それをご覧くださいできれば幸いです。

28ページにまいります。

28ページ上から4行目、人口1人当たりの個々の歳出については分析欄が存在しません。しかし、全体についての分析欄があり、そこでは、大多喜町の公式見解が次のように述べられています。

人件費、補助費、災害復旧費、貸付金以外の項目において、類似団体平均を下回っている。人件費については、定員適正化計画に基づき、職員定数の適正化を進めているものの、町の面積が広いために行政の効率化が難しいことや、人口減少が著しいために、類似団体平均を上回っている。補助費については、第三セクターや病院組合、ごみ処理委託等の負担金が高い水準で推移しているため、類似団体平均を上回っている。災害事業については、前年度と比較すると大幅に減少したものの、類似団体平均と比べて高い。これは、少ない人口に対して町の面積が広大で、地理的に災害リスクが高い場所が多いことが要因である。全体的に低水準を維持しているものの、今後は人口の減少が加速度的に厳しさを増すことが予想されることから、正規職員の定員管理の適正化に引き続き努めるとともに、会計年度任用職員の任用や給与水準についても適正化を図り、外部委託等も活用して、人件費の抑制に努める。

以上を踏まえて、第2の質問をいたします。過去の性質別歳出の状況をどのように分析評価し、今後の在り方についてはどのように展望しているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○副議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） まず、過去の性質別歳出の状況の分析評価についてですが、今、森議員のほうから、町のほうの分析欄ということで、町のほうでホームページでも公表しています財政状況の資料集という中で記載してあるとおりととなります。

その中で、人件費につきましては、確かに類似団体平均に比べて、給与水準は決して高くはないものの、行政面積が広いことなどから職員数が多く占める割合が高くなっております。

扶助費、物件費、補助費等につきましては、類似団体平均とほぼ同じような水準。

公債費については、新規発行地方債を抑制したことなどによって低くなっています。

今後も、今までと同じように同様の事業が継続され、同じような財政運営、大きくは変わりませんので、このような状況が続くと考えられます。

ただ、町の課題として、職員数が多いことなどから人件費の割合が高いので、業務改革の推進、特に行政サービスのデジタル化及び業務の委託等によって、人件費を抑制するための取組がより必要になってくるというふうに考えます。

以上です。

○副議長（渡辺善男君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

2日の日曜議会と本日の一般質問におきまして、私は大多喜町の財政を取り上げました。2日は、当期収支差額と実質収支並びに財政力指数と経常収支比率を取り上げ、大多喜町財政の総合評価を問い、また本日は、歳入と歳出の内訳について問いました。

財政の分析に当たっては、森を見て、木を見て、枝を見て、葉を見るという言葉があるとのこと。しかし、私には、森を見てせいぜい木を見ることぐらいしかできません。残念ながら、私には行政自体についての知識も経験もありませんので、数字の裏にある行政の姿が見えないのであります。

2日と本日の一般質問は、大多喜町行政の在り方を考える前提として、大多喜町の財政を把握するために、財政をテーマとさせていただきました。

また私は、財政には財政として貫かなければならないものがあり、財政課が建設をしたり、建物を建設したり、福祉サービスを提供しているわけではございませんので、それを財政課長からこうした公的な場で伺うことも、とても重要なことであると考えておりました。2日間における私の一般質問の根底にあったのはそうした思いであります。

これにて私の一般質問を閉じることにいたします。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（渡辺善男君） 以上で10番森久君の一般質問を終了します。

---

#### ◇ 根 本 年 生 君

○副議長（渡辺善男君） 次に、5番根本年生君の一般質問を行います。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 根本です。日曜日に引き続きまして、一般質問をさせていただきます。

私、今回は、町で行っているシティプロモーションや、この中にロケーションサービスも大いに含まれると思います。動画コンテストなどの推進を積極的に行っていると思っています。本町の魅力発信に努め、町の活性化を図ろうとしている努力には感謝しているところでございます。

皆様ご存じのように、シティプロモーションとは、高齢化や地域の希薄化、人口減少などの課題を解決すべく、近年非常に信頼を集めている取組です。自治体が行う地域の営業活動であると思っています。

大多喜町は様々なことを行っている活動、広報、名産品、アンテナショップ、各種イベントなどを、将来にわたり、町を維持するための施策であると思います。それを、多くの場合、情報発信という形で、町内外の人たちに発信していると思います。

SNSを活用した、いわゆるソーシャルネットワーキングは非常に大切であると思っています。その件でお伺いしたいと思います。シティプロモーション、あとロケーションサービス、動画コンテストなどを積極的に開催していると思います。その意義についてはどのように考えるのか伺いたい。

○副議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 根本議員のご質問について、商工観光課からお答えさせていただきます。

商工観光課におきましては、実施しているシティプロモーション事業としましては、動画コンテスト及びロケーションサービスがございます。そちらについて答弁をさせていただきます。

ロケーションサービスにつきましては、映画やドラマ、CM等の撮影を呼び込み、放映につなげることで、本町の魅力を広くアピールすることを目的に実施しております。

撮影地として活用が見込める観光資源が多く本町には存在することから、その観光スポットのPRとなり、観光客の誘客に高い効果が期待でき、観光地である本町にとって非常に適した事業となっております。

また、大規模な撮影があれば一度に100名のスタッフが本町に滞在することとなりますので、宿泊、ロケ弁の発注など、PRだけでなく直接の経済効果も期待できると考えます。

動画コンテストにつきましては、町内外広くPR動画を募集し、大多喜城や養老溪谷などの主要名所をはじめ、隠れた名所や、民話や、その土地ならではの仕事やライフスタイル、ふとした日常のありふれた風景などを、様々な視点から見た町の魅力を発見、発信できるよ

うに実施しております。

このように、ロケーションサービスや動画コンテストを開催し、推進することで、本町へ訪れてみたい、住んでみたい、このような動機づけにつながることを期待され、本町の魅力を伝える最適な情報発信の方法であり、大きな意義があると考えております。

以上です。

○副議長（渡辺善男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。本当、一生懸命やられていることは常日頃見させていただいていますので、ありがとうございます。

次の質問にいきます。

町のすばらしさを情報発信することにより、定住化の促進や交流人口の拡大に貢献していると思います。その多くは、先ほど言いましたようにSNSを利用した発信が主だと思っています。ユーチューブとかツイッター、フェイスブック、その辺のところを活用して情報発信していると思われます。

また、いろんなことをやられているんですけれども、その成果については現在どのような形で上がってきているのか。以前に比べて、シティプロモーションとか、ロケーションサービス、動画コンテストなどをやった結果、前とは違って、こういった成果が現れてきているよということを、具体的にありましたら教えてください。

○副議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問について、商工観光課からは、交流人口に係る答弁等をさせていただきますが、成果をはかる指標といたしましては、観光入り込み者数となりますけれども、これにつきましてはコロナ以前の数値に戻りつつあります。ロケーションサービスや動画コンテストだけの効果ではございませんけれども、本町を訪れる交流人口は増加傾向にあると考えております。

インターネット環境が普及した現在では、SNS等を活用した情報発信は非常に有効なツールであると考えますので、今後も町の魅力の発信に努めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（渡辺善男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） それで、議会などでの説明でも、ロケーションサービスとか、動画コンテスト、非常に成果が上がっているよ、県内でも今度トップクラスになるような形で今のところ行っているよということはお聞きしています。その辺の成果について、もうちょっと

詳しく何か説明というんですか、具体的に上がっているということではなくて、具体的にこういった数字とか何かありましたら、別になければ結構です。もしありましたら、具体的な数字だとかは、ないですよ。いいです。いや、大丈夫です。

○副議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 実績的な数字の答弁ですけれども、ロケーションサービスにつきましては、本格的に実施した令和4年度からになりますけれども、25件、それから令和5年度は78件、合計137件という実績が上がっております。

また、動画コンテストにつきましては、令和4年度第1回の募集におきましては、12名13作品、第2回は15名20作品、令和5年度は第3回になりますけれども6名で12作品、それから第4回につきましては9名で10作品と、多くの応募がございました。

こういった事業を展開することによって、より町内外に情報のほうを発信できると思いますので、そういった実績によって活性化につながっていくと思います。

以上です。

○副議長（渡辺善男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。すばらしい成果が上がっているということに改めて認識させていただきました。ありがとうございます。

それで、次の質問にいきます。

町がここ二、三年、SNSの推進拡大の施策を積極的に行っています。町外から多くの人たちが、それを、SNSにより発信を見て、撮影に来たり、いろいろな方が多く来ているものと認識しています。やはりSNSで、全ての大多喜町の情報を流さなくてもいいと思ったんです。大多喜町にはこんなことがあるんだな、こういったところがあるんだな、こういった政策をやっているんだというような、ちょっと頭だけでも見せれば、じゃ一回大多喜町行ってみようかとか、大多喜町に興味を持ってもらうという、本当に手助けになると思っていますので、ぜひとも積極的に進めてもらいたいと思います。

それと、町が情報発信することも非常に大事だと思います。それを町民のほうからも、町の情報というんですか、町のよさをアピールしてもらおうという政策も必要ではないかと。特に移住してこられた方は、大多喜町が好きでこちらに来て、移住する、店舗を構えるという形で来ているものと思われま。その人たちは、積極的に自分も大多喜町の情報を内外にアピールして、ぜひ大多喜町に来てくださいというようなアピールをやっているものと思います。今後は、全ての住民ということは難しいでしょうけれども、やはりある程度住民のほう

からも大多喜町のよさを発信してもらおうような取組も必要ではないかと思っています。

町の発信だけじゃなくて、町内外の人たちも、大多喜町のよさを感じて情報発信してもらおうと。そういうことも非常に大切ではないかと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） まず、ご質問にありました効果の部分から答弁させていただきます。

根本議員がおっしゃるとおり、若い方を中心に多くの方が利用しているSNSでは、訪れた観光スポットでの写真などを発信することが多くございます。

その発信された写真を見た方が本町を訪れ、写真を撮影して、発信してくれるという波及効果が非常に高く、その効果もあり、近年養老溪谷などに多くの若い世代の観光客が訪れてくれております。

動画コンテストで入賞された作品も、ユーチューブなどで発信しており、同様に動画を見た方が撮影場所を訪れ、その写真をSNSに掲載、拡散していただいていると推測しますので、相乗効果や波及効果はあると考えております。

町の人たちの情報発信にも必要ではないかということでございますけれども、これにつきましては、動画コンテストでは町内からの応募者も募っておりますので、それらの事業も含め、本町の情報発信することの意義を考える機会となると考えております。

以上です。

○副議長（渡辺善男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） SNSの大きな目的の一つに、片方だけじゃなくて、双方からの発信があると。町からも発信するし、町民からも行政に対してSNSについていろんな発信をしてくれる、また町内外の人たちに発信していただけるという双方向の効果があるということ強く認識しています。だから、町が積極的やったものを非常にうれしいです。本当に助かりますけれども、今度は逆に民間の方々からいろんな発信に努めてもらえるような施策を、今打っているんでしょうけれども、さらに加速させていただければなと思っています。

次の、質問にいきます。

SNSの世界は、皆さんご存じのように日進月歩、本当に毎日のように新しいものに取り組んだりしています。最近では秒分、秒針とか言われていて、もう1日単位じゃないんだよ、1分、2分の世界で常に新しいもの変わっているんだよということが常に言われています。常に良好な形で、最新の形で情報発信をする必要があると思っています。

本当に今若者たちは、SNSを使った発信とか、いろんなことをやっています。特にSNSの場合には、特定したこの人に、こういった発信をしたいんだということであれば、若者向けの情報発信もできるでしょうし、高齢者の方々についての情報発信もできるでしょうし、住んでみたい、移住してみたいという人たちに対して、積極的に的を絞って情報発信することも可能だと思っています。

様々な分野で、観光等も含めて、活用の必要があると思っています。そのためには、なかなか、今、役場の職員の皆様方、本当に業務多忙で、こういったことに積極的にやろうと思っても、一般の事務が忙しくてなかなか取り組めないんじゃないかということ強く認識しています。

そこで、いろんな自治体では、そのSNSの世界、町の情報発信を、専門の会社とか、あるいは専門の会社に比べて単価的に安価なフリーランスのSNSのコンサルタントさん等で、委託してやってもらっているという自治体も多くあります。ですから、そういった専門の担当者を専属で配置して、当然そういった方が来れば、職員の方々、住民の方に対してもいろんなトレーニングというんですかね、こうやったらいいよとか、こうしたほうがもっといいですよというようなトレーニング的なものもできるでしょうし、やはり住民からの問合せがあっても即座に答えることができるんじゃないかと思っています。

やはり、地域の魅力を最大限に引き出して、定住化を促進するためには、SNSの活用が非常に大事だろうと思っています。やはり、専門家に委託して、予算面もあるでしょうけれども、配置して、SNSへの発信により強力に進めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問ですけれども、現在町では、ホームページの編集やフェイスブックのSNSの発信を、各課より担当する職員を決めております。その職員を中心に、その業務をよく知っている者がそれぞれの情報発信をすることによりまして、発信する情報のクオリティーの向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（渡辺善男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 先ほどの答弁の中で、本当に、大事だよ、成果も上がっているよ、さらに今後進めていきたいよという積極的な答弁をいただいたものだと思います。

今の体制で、申し訳ないんだけど、今の担当課が個別に担当職員がやっているという

中で、できるんでしょうかね。私、非常に大変だと思いますよ。当然予算面もあるでしょうけれども、ある程度専門家を入れて、ある程度基礎を築いてもらう、それずっといろというわけじゃありません。何年か、1年でも2年でもいてくれれば、やっていただければ、皆さんのSNSに対する発信能力とかやり方とか、いろんな面で指導もしていただけるんじゃないかと思っています。

やはりここは、専門家をある程度雇って、町でDX計画というものもやっていますよね。その中に、住民に対する適切なサービスというようなことも書かれています。やはり今後SNSを活性化、充実していくためには、専門家の意見とか、専門家に委託するということも必要ではないかと思っています。

私は、今の職員の体制だと本当に職員の皆さん忙しい中難しいと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問の中で、専属職員の配置という概念から答弁をさせていただきたいと思います。

ご質問のSNS発信に係る専属職員の配置ではございますが、先ほど商工観光課長から答弁があったとおり、各部署の情報がそれぞれ担当者を通じ、適切に現在のところ情報発信がされております。

このSNS、ソーシャルネットワーキングサービスに係る公式な運用としましては、本町は、フェイスブックページ、こちらが運用方針に基づき発信をしているところでございます。問題なく、このフェイスブックにつきましては運用できていることから、現在のところ、このSNS、ウェブ上の利用者同士が交換できる意見交換の場的なものにつきましては、専属職員の配置については考えておりません。

また、議員さんがおっしゃっているところ、全体的に大きく見て、ソーシャルメディアという非常に大きい視点だと思います。その点につきましては、やはり今のところはやっているのは、ハッシュタグというのを付けて、「#大多喜町」という検索をすると、いろいろな方から町の情報が入手できる。また、私たちは、私も苦手ですが、若い方たちはそういう形で、大多喜町の情報を非常によく入手されているところでございます。

そのようなところも勘案しながら、この全体のソーシャルネットワーキングも考えていかなければいけません。今、SNS、どうしてもその運用方針を定めて、町として公式に発信できるものにつきましては、現在のところ適正に運用できていることから、専属職員の配

置は考えていないところでございます。

以上でございます。

○副議長（渡辺善男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 私も時間あるたびに、町の今フェイスブックが主な発信になっていると思います。フェイスブック見させていただいています。

今多くは、給食の献立、あとは保育園生がどこかに出かけたよということが主な発信になっているんじゃないかなろうかと思っています。それ以外にもあると思います。各課が取り組んでいるいろんな情報発信については、フェイスブックの中ではあまりないと私の認識では、やっているんでしょうけれども、必ずしも十分、フェイスブックにおいては町の情報発信が行われているとは感じられません。それは、やはり皆さんが忙しくて、なかなかそこまで手が回らないというのが実情なんじゃないかと思っています。

やはり、今後はSNSを活用した情報発信、これは町の命運を握るといっても私、過言じゃないと思っているんですよ。ですから、その辺を充実するためには、どうしてもそういった何らかの新しい形が必要ではないかと。今までより充実発展させるには、今の終わりというならいいですけども、これをさらに充実発展させるためには、やはり新しい改革、新しいやり方が必要なんではないでしょうか。いかがですか。

○副議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問でございます。

確かにこのSNS、ソーシャルネットメディアの分野につきましては、日進月歩でいろいろな形で広がっていると思います。ただ、この町が公式として、今運用しているのは、やはりこのフェイスブックでございます。今議員さんがおっしゃったとおり、商工観光課につきましては、X、旧ツイッター、インスタグラム等におきまして、お城まつり、ロケーションサービスのことを皆様のほうに発信させてもらっている。また、企画におきましては、インスタグラムで婚活の関係等を発信させていただいております。

ご質問にあったとおり、SNSに詳しい職員等を募ってというお話も質問の中にあつたと思いますが、当初、フェイスブックを始めたときは、やはりそのような形で職員を募って、運用方針どうすればいいのかというところからまず入っております。

当然、公式に、町がやらなければいけないところではございますが、SNS、逆に言えば、ユーチューブとか云々ではなく一方的に発信する、ソーシャルメディア全体のものではなく、SNSはとてもコミュニケーションツールとして身近でございます。その中では、最近、ア

アカウントの不正利用、また知り合い同士の空間であるという安心感等から、詐欺やウイルスの配布等も事例が出ているところがございます。そこら辺に十分注意する必要が当然ございます。

プライバシーの設定など不十分なことから、その書き込んだ情報も拡散される等のことも、危険性も逆に含んでいるところがございます。そのようなことも念頭に置きながら、本町といたしましては、公式フェイスブックの運用につきましては、運用方針を定めて、担当者を指定して、その情報を適切に運用、配信しているというところがございます。

このようなことから、現在のところ、専門職員の配置については考えていないところがございます。ご理解いただきたいと思えます。

○副議長（渡辺善男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

それで、専門家、さっき専門の会社とかコンサルタントと言いましたけれども、やはり私ちょっとまた調べさせてもらったら、地域おこし協力隊の方に、このSNSをやっていただくという形で公募して、地域おこし協力隊の方が町の要請に応じて応募してくれて、積極的に発信してくれると。その方は当然、地域おこし協力隊の方々は、それなりの専門家、さっき言ったようにいろいろな問題が、SNSの場合にはいろいろな問題があると思えます。専門家であれば、その辺も十分認識しているし、これはやっちゃいけないよ、こういった場合にはこうしなくちゃいけないぞという専門的な知識も非常に高いわけですから、私たち本当に見ていて職員の方々が、もし専門家が入ってくれば、その分、今の仕事が、余計充実してできるんじゃないかと思っているんですよ。本当に忙しくて、もう本当にいろんなことをやられていると十分認識していますので、職員の方々の仕事も軽減するためにも、そういった形、あるいは地域おこし隊の方々が来てやっているところもありますので、新しく発展させていくためには、やっぱり職員の方々がその分だけほかの業務に対応できるというようなことも非常に大切じゃないかと思っています。

時間がなくなってきたので、最後、町長、どうですか。もっと積極的にこれを進めてもらいたいと思うんですけども。

○副議長（渡辺善男君） 町長。

○町長（平林 昇君） 今のお話を聞いていまして、実は私はあまりSNSは得意ではございませんので、断定的なことは言えませんが、地域おこし協力隊の方を入れたとしても、3年間であるということですね。結局、人任せになってしまうと、多分、我々の職員のほうから

も、それに対する熟度が薄くなっていく。それであれば、今もそこそこやっていると思っておりますので、あまり見られませんけれども、一生懸命頑張っていると思っておりますので、基本的には今総務課長が話したように、今の各課で、課だからこそ、こうしなきゃいけない、ああしなきゃいけないということは分かっているはずですから、そこの担当が問題意識を持った中で発信するということがとても大事なことでありたいと思っております。

そんなことで、ご理解もいただければありがたいというふうに思っておりますので、根本議員のお気持ちもよく分かりましたけれども、私どものほうの内情もよく察していただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（渡辺善男君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 私、最後に言いたかったのは、職員の方々が本当に忙しくて、やはり、ある程度専門家というか、外部に委託者があれば、委託していただいて、少しでも、業務を少し減らして、その分、今自分が取り組んでいる観光なり、定住化なり、農業政策、林業政策、そっちのほうにより多くの時間を割り引くことができるんじゃないかと思っています。

やはり外部に委託することが可能であって、そのほうが効率化も図れるということであれば、ぜひともそういったことを、SNSだけじゃないです、やって、職員の方々がほかの分野で一生懸命できるような体制を、少しでもつくっていただければうれしいと思っています。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（渡辺善男君） 以上で5番根本年生君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

次は、11時15分から会議を再開します。

(午前11時00分)

---

○副議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

---

◇ 渡 辺 八 寿 雄 君

○副議長（渡辺善男君） 一般質問を続けます。

次に、8番渡辺八寿雄君の一般質問を行います。

8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 8番渡辺八寿雄です。日曜議会に引き続きまして、一般質問をさせていただきます。

本日の一般質問でありますけれども、町の交通安全対策についてをテーマに、2項目にわたって質問をさせていただきます。

新学期がスタートしまして丸2か月が経過をいたしました。初々しい1年生ですかね、ランドセルに黄色い安全カバーをつけて歩く小学生の姿、まぶしく映ります。

県の発表によりますと、過去5年間の歩行中の交通事故死傷者数、これは小学校1年生と2年生がほかの学年と比べて多くて、特に登下校時に多発していると報告をされております。また、学校生活に慣れる6月から7月にかけて、また、日没が早まる9月から12月の期間においても、事故が増加する傾向にあるということでもあります。

事故が起きてからでは間に合いません。そこで、本日、以下のことについてお伺いしたいと思えます。

まず1点目は、通学路の安全点検についてであります。

教育委員会では年に1度、保護者や地域住民、それから県、町、道路管理関係者などで組織する通学路安全対策協議会、この協議会で通学路の危険箇所について対策を協議しているということのようであります。

大多喜町議会といたしましても、所管する総務文教常任委員会で、令和4年10月12日に危険箇所について歩いて点検調査を行いまして、同年12月15日に通学路の危険箇所への早急な対応を求める緊急提言書を、町に提出をしたところでもあります。

そこで、通学路安全対策協議会の令和5年度の実施状況についてお伺いしたいと思えます。また、あわせて、そのときに、新たな危険箇所と思われる地点、求められる安全対策についてご報告いただければ幸いと思えます。よろしく願いいたします。

○副議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 渡辺議員の質問につきまして、教育課からお答えをさせていただきます。

小中学校の通学路の安全対策につきましては、議員のおっしゃるとおり、大多喜町通学路安全対策協議会を設置しまして、毎年、学校職員、また、PTA、道路管理者、警察等により、夏休み中に合同点検を実施しております。

令和5年度の合同点検では、町内10か所の現地確認を行い、改善が可能な箇所等について協議を実施したところでございます。この10か所の内訳といたしましては、国・県道に關す

るものが9か所、町道に関するものが1か所であり、管理者別としましては、千葉県が5か所、警察関係が4か所、町が1か所となっております。

具体的な要望でございますが、主な要望につきましては、消えかかっている着色の路側帯、こちらの塗り直しや、また、横断歩道がかなり薄くなっているということで、そちらの引き直しが主な要望となっております。

以上でございます。

○副議長（渡辺善男君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 安全点検の結果、路側帯の着色ですとか横断歩道の整備とか、ご説明いただきました。

通学路の中には、子供たちが1列に並んで側溝の上を歩いています。そこに大型ダンプカーが通過していきます。その状況を見ていると、本当に震え上がるようなところがあります。担当課長にお話ししましたけれども、ほかの人はそう思っていないかもしれないということをおっしゃって、ちょっと啞然としたこともありました。

通学路につきましては、地域の方々が一番よく把握されていると思いますけれども、思わぬ落とし穴もあると思います。違う角度から見た場合に、安全対策の効果がさらに上がるものと思っておりますので、どうぞ今後とも引き続き、通学路の安全対策について、十分安全対策協議会で協議しながら、また、協議の中から漏れた地点もあるかと思っておりますけれども、ひとつ安全対策で十分ご留意いただければと思います。よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、自転車ヘルメット購入補助事業、この創設についてお伺ひしたいと思います。

千葉県では、自転車乗車用ヘルメット購入費補助を行う市町村に対して、一部を助成する新規事業を創設しました。令和6年度県予算に計上されたところであります。

この事業は、令和5年4月から、道路交通法の改正によりまして、全年齢で自転車乗車時にヘルメットの着用が努力義務とされたところであります。この県の事業化は、その着用率向上を加速するために行ったということのようではありますが、この内容は、市町村に対して補助額の2分の1以内を助成するというものであります。

自転車用ヘルメットにつきましては、私もお店で見ましたんですけれども、3,000円から5,000円、中には、これはスポーツタイプでありますけれども、数万円のものもありました。子供を含めた町民の命を悲惨な交通事故から少しでも助かる手段として、この補助制度を創設してはどうかと思っておりますけれども、町の考えをお伺ひしたいと思っております。

○副議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして総務課からお答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおり、県の自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金の交付事業でございますが、昨年4月から、道路交通法の改正でヘルメット着用が努力義務化されたことを機に、着用率の向上を加速するために、本年度創設されたものでございます。

補助事業の内容は、市町村に対し補助額の2分の1以内を助成するもので、上限は、ヘルメット1個に1,000円で、市町村ごとには人口の1.5パーセント掛ける1,000円の上限が設けられているところでございます。

自転車乗車中に正しくヘルメットを着用することは、転倒したときに衝撃から頭を守ってくれ、頭部損傷による死亡事故を低減させるために有効であるとされているところでございます。このようなことから、住民の大切な命を交通事故等から救うための一助として、既に自転車乗車用ヘルメット購入の補助を実施されている県内自治体の助成内容や、その状況、効果などを勘案しながら、本補助制度の導入について研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（渡辺善男君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） ありがとうございます。

ただいまご答弁の中で、他の市町村の状況を勘案しながら効果を見極めていくということでもありますけれども、効果はないわけではありません。ぜひともこの制度、県の予算が枯渇してしまったら以上よということになってもいけませんし、積極的に導入を検討していただきたいと思っておりますけれども、再度ご回答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（渡辺善男君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 自転車利用者のヘルメットの着用、こちらを促進し、自転車に係る交通事故による被害を軽減することが、おっしゃるとおり本事業の目的でございます。

そのような中ではございますが、その県の要綱に基づき事業展開が図れるか、また、ヘルメットの規格、補助対象者や申請の方法、また、町内業者から購入できるかなど、総合的に勘案する必要があります。これらを研究しながら、関係部署と調整しながら、前向きに取り組みたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（渡辺善男君） 8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 前向きに検討されるということであります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

子供たちの安全のため、今後とも、関係機関と綿密な情報交換の下、安全対策につきまして十分ご留意をいただきまして、安全対策を講じていただきたいと思ひます。

交通安全対策の部署は、これはソフト・ハード面両方あるんですけども、ハード的には土木担当課さんになろうかと思ひますんですけども、安全対策協議会に出た危険箇所につきましては、スムーズにそういう担当課のほうに連絡をしていただきまして、本当に子供たちの安全第一に考えた場合に、これは危険度の順位があると思ひますんですけども、しかし、そういう危険度、順位は、上でも下でも危険なところには間違いありませんので、早く予算化して、その対策を講じていただくようお願いを申し上げまして、甚だ短いんでありますけれども、これで一般質問を終わりにしたいと思ひます。ありがとうございました。

○副議長（渡辺善男君） 以上で8番渡辺八寿雄君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

議員の皆様へ申し上げます。

これから議案審議に入りますが、質疑につきましては同一議案について3回までとします。また、議案書のほかに議案審議資料が配付されていますが、この資料は、あくまで参考資料として配付をされているものですので、質疑の際は議案書により質疑をされるようお願いいたします。

---

### ◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（渡辺善男君） 日程第3、議案第33号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第33号の説明をさせていただきます。

議案つづり43ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をいたします。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日に施行されたこと及び大多喜町国民健康保険の財政状況を勘案し、保険税率の見直しを行うため、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、1点目として保険税の課税限度額の引上げ、2点目として低所得者に対する均等割及び平等割を軽減する所得判定基準の引上げ、3点目として保険税率の引上げ、4点目として低所得者の平等割及び均等割の軽減額の見直しを行おうとするものでございます。

それでは、改正条文の説明をさせていただきます。

なお、条文の朗読について一部割愛させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

この改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金分に係る保険税の賦課限度額を2万円引き上げ、24万円に改めるものでございます。

次の第3条第1項中「100分の7」を「100分の7.7」に改める。

第4条中「2万2,000円」を「2万3,000円」に改める。

この改正は、医療分に係る保険税の税率を見直すもので、所得割の税率を0.7引き上げ、100分の7.7に、被保険者1人当たり課税される均等割を1,000円引き上げ、2万3,000円に改めるものでございます。

次の第6条中「100分の2.5」を「100分の2.8」に改める。

第7条中「1万1,900円」を「1万4,900円」に改める。

この改正は、後期高齢者支援金分に係る保険税の税率を見直すもので、所得割の税率を0.3引き上げ、100分の2.8に、均等割を3,000円引き上げ、1万4,900円に改めるものでございます。

次の第8条中「100分の2.1」を「100分の2.9」に改める。

第9条中「1万2,200円」を「1万4,700円」に改める。

この改正は、介護分に係る保険税の税率を見直すもので、所得割の税率を0.8引き上げ、100分の2.9に、均等割を2,500円引き上げ、1万4,700円に改めるものでございます。

次の第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改めから、次のページの附則の前までの改正になります。

この改正は、1つ目として、低所得者に対する均等割及び平等割の5割軽減対象世帯及び2割軽減対象世帯を判定する所得の基準を引き上げるもので、5割軽減対象世帯の軽減判定所得基準額を1万円引き上げ、29万5,000円に改め、2割軽減対象世帯の軽減判定所得基準

額を1万円引き上げ、54万5,000円に改めるものでございます。

次に、2点目として、医療分、支援金分及び介護分の均等割を引き上げたことにより、それぞれの均等割、7割軽減、5割軽減及び2割軽減の軽減額の見直しを行うものとなります。

次に、3点目として、未就学児に係る医療分及び支援金分の均等割について、7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象となる場合の額及び軽減がない場合の額の見直しを行うものとなります。

次に、附則でございますが、施行期日、適用区分を規定したもので、この条例は公布の日から施行し、令和6年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとなります。

以上が条例改正の内容となりますが、今回の改正の中の税率改正案について補足説明をさせていただきます。

昨年度に引き続き、今年度も保険税の税率改正をお願いする形となりますが、昨年度は、税率改正をしないと保険税が約5,388万円不足することから、保険税の不足額を約3,705万円まで縮小できるだけの税率改正を行い、それでもなお不足する3,705万円については、基金と繰越金を充当し、保険税の急激な上昇を抑える措置を取りながら税率改正を行いました。

しかしながら、昨年度は税率改正をしても、なお3,705万円保険税が不足した状態でしたので、今年度も保険税が不足することが予測されたところですが、実際に今年度の保険税の試算を行ったところ、保険税の不足額が約3,860万円となりました。そのため、保険税の不足分に充当する目的で、当初予算に計上してある繰越金1,000万円と、基金1,200万円を充当しましたが、それでもなお1,660万円不足することから、この不足分を解消するため、やむなく保険税の税率を本日お示しした数値に改正することをお願いするものでございます。

なお、今回税率改正案を検討するに当たり配慮した点でございますが、令和5年度は医療分の平等割を5,500円引き上げ、支援金分と介護分の均等割をそれぞれ3,500円引き上げています。そのため、平等割と均等割の引上げ額の合計額は1万2,500円でありましたが、今回の税率改正案では、医療分の平等割は据え置き、医療分の均等割を1,000円、支援金分の均等割を3,000円、介護分の均等割を2,500円、それぞれ引き上げ、平等割と均等割の引上げ額の合計は6,500円とし、令和5年度の1万2,500円と比較し、引上げ額の合計額を約半分に抑えております。

また、医療分、支援金分、介護分の各所得割の引上げについては、令和5年度は、医療分、支援金分、介護分の各所得割の引上げ率の合計が0.5パーセントでありましたが、今回の税

率改正案では、医療分、支援金分、介護分の各所得割の引上げ率の合計を1.8パーセントとしており、令和5年度と比較すると1.3パーセント多くなっております。これは、低所得者に配慮し、担税力のある方に少し多めに負担をお願いする形となっております。

なお、今回の税率改正案により、1人当たりの平均保険税額を算出すると11万7,923円となり、税率改正をしない場合と比較し1万3,156円の増額となります。この数値は、税額を試算した時点での加入者数、世帯数を基に算出してあること、また、平均値となりますので、これより多い人もいれば少ない人もおりますので、ご了承いただきたいと思っております。

また、先ほど説明いたしました、今回、税率改正案では、基金と繰越金を保険税の不足分に充当した上で算定したものとなります。そのため、被保険者数の大幅な増や、加入者の所得の大幅な増などがなければ、来年度も保険税の不足が予測されますので、引き続き、加入者の負担軽減を考えながら、段階的に適正な税率にしていけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

なお、今回の条例改正案につきましては、去る5月20日に開催された国民健康保険運営協議会においても審議されました。事務局からは、保険税に係る財政状況、税率改正の必要性等についてご説明させていただいたところ、税率改正案もやむないというご判断をいただき、ご承認をいただいておりますことを申し添え、説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ご丁寧な説明ありがとうございました。やむを得ない処置であるということは強く認識しました。

しかしながら、先ほどの最後の答弁で、また来年度も上がるよと、恐らく再来年度もその次も、多分上がっていくんじゃないかと。お年寄りの方は、一年一年、年を取っていくわけです。今より病院にかかる率も、年々、一年一年増えていくことでしょう。そのために毎年毎年プラスになっていくということは、高齢者の方にとっては大変大きな負担であると思っております。

上がっていくことは仕方ないにしても、何らかの新しい対策等を得て、この医療費の軽減につながるような大きな目標を立てて、今後取り組む必要があるのではないかと思います。

れども、将来の展望についてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（渡辺善男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） 保険税の将来の展望ということでよろしいでしょうか。

保険税につきましては、大多喜町の現在の状況では、被保険者数が毎年100人強ですかね、ここ数年減っております。来年度も、今の状況ですと、74歳の方がやっぱり100名以上います。その方は後期高齢者に移行となりますので、その点を考慮しますと、来年またこの税率を試算する段階になると、単純に考えれば100名前後の方が後期高齢者に移動して、被保険者が減ります。そうすると、均等割ですとか世帯でかかる平等割なんかも当然減ってくると思いますので、残った人たちで、その負担を平等にさせていただくというような形になってまいりますので、上がるということは、去年も、根本議員さんから、来年度以降も上がるのかというのは、上がるんじゃないかというようなことだけれどもどう思いますかというようなご質問がありましたが、そのときも同じように、来年度以降も上がるということが予想されますということで回答させていただいております。

ということで、今説明したとおり、来年度以降も被保険者の状況を考慮すると、よほど人が増えるとか、今加入している方が所得が多くなるとかという状況がなければ、それで、県に納めている負担金で出している納付金というのがありまして、その額が下がらなければ、増えるんじゃないかな、上げなければいけない状況になるんじゃないかというふうに考えていますが、今の状況では、あくまでそういうことを考慮した上での答弁となりますけれども、実際、来年度の試算の状況にならないと正確なことは言えませんが、今の段階では、上げなければいけないんじゃないかというような予測は立ちます。

ただ、一つ下げられる希望というか考えられるのは、県に納めている国民健康保険事業費納付金というのがございまして、これは県全体の医療費とか事務にかかる費用を、県が県全体で取りまとめて各市町村に割り振る金額なんですけれども、それは、市町村の今の段階では、割り振る方法として、過去3年間の医療費の状況ですとか、被保険者の状況、被保険者の所得の状況等を加味して、県が県内の市町村に、大多喜さんはこれだけですよというふうな形で通知が来ます。その中から、その通知が来た中、例えば4億としましょう、4億とした場合、その4億から、国、県、町の法定の負担金を除いて、残った額が被保険者の方に負担していただく額で、それが保険税として集められるわけで、今それが、今の税率ですと足りていないというふうな状況になります。

国民健康保険事業納付金が、先ほど過去3年間の医療費ということを見ていましたが、こ

ここ数年間、医療費が高かった令和元年とかから5年ぐらいまでは、非常に医療費が高い状況で、千葉県でも1番、2番のような状況でありましたので、その状況が抜ければ少し下がってくるんじゃないかという希望もあるんですけども、ただ、来年度以降、千葉県では、県内のどこに住んでいても、家族構成が同じで所得が同じだったら保険税は同じになるようなふうに将来的にはしていくんだという方向性を持っていますので、その中で、今各市町村ごとの医療費の状況を見て、その納付金を分配するというのは、来年度から少しずつ段階的になくして行って、令和11年度にはそれをなくしますよと言っておりますので、納付金が、今後医療費を見なくなってくると、大多喜町の負担がどのようになっていくかというのは、まだちょっと不透明なところがありまして、来年以降下がってくるかどうかというのも、何とも言えないところがありますので、ただ、希望としては、納付金下がれば保険税の税率を上げなくても済むかもしれませんということは、今の段階ではそこまでしか言えないんですけども、以上となります。

○副議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。

上げなくちゃいけないというのは重々承知しています。それで今、最後の答弁で、極力上げないような努力も一生懸命やっただけだということがよく分かりましたので、今後とも、大変でしょうけれどもご配慮いただいて、少しでも軽減につながるような方策を取っていただければと思います。今の答弁で十分承知しましたので、一生懸命考えていただいているというのはよく分かりましたので、ありがとうございます。

○副議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

10番森久君。

○10番（森 久君） 森でございます。

もうちょっと長期的に考えまして、もし、そういう展望なり予測なりというものををお持ちでしたら教えていただきたいんですが、そもそも大多喜町の医療費がだんだん増えていく、でも、例えばこれが5年たったくらいでもうピークで、そこから先はもう上がらないんだとか下がるんだとか、そういうような予測、展望のようなものはお持ちでしょうか。もしあったら教えていただきたいんですが。

○副議長（渡辺善男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） すみません。長期的な展望というのは、今時点ではないので

すけれども、一つ言えるのは、令和元年から令和4年、3年ぐらいにかけて、大多喜町が医療費は高かったというのは、高額療養費で1人、1か月10万、20万で、かなり高い方がいらっしゃいまして、そういう方が突出的に出てくると、その方だけで高額療養費が年間1,000万とか2,000万とかかかるというようなことも出ておりますので、そういう方がなければ、今後後期高齢者に移っていく方、70歳から74歳の方、大体もう100人以上いらっしゃいますので、そういう方の医療費というのは、後期高齢者の医療のほうに移っていくと思われまので、医療費は今後下がっていくのではないかなというのは、私の今ちょっと考えた予測ではございますが、突出的な、そういう高額な医療費がかかる方が出なければ、そういう方向に向いていくのではないかというふうに思います。

以上です。

○副議長（渡辺善男君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○副議長（渡辺善男君） ただいま討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（渡辺善男君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例改正は、国民健康保険税の引上げという形になっております。国民健康保険税は、少しでも安くあってほしいと願うところでございます。町では、過去に保険税の軽減策に取り組んでくれたこともございました。

皆様ご承知のように、町は、県から示された保険税を加入者から徴収し納める立場にあります。この保険税を納めるために、今回の税率改正に当たり、町では様々な税率案を検討し、

繰越金や基金を繰り入れるなど、1人当たり平均保険税で見た場合、増額分が1万3,156円となる案を提示しております。これは、県から示された案1万6,250円に対し、軽減された案となっております。また、保険加入者が納める保険税においては、未就学児童の軽減も含め、軽減対象となる措置も行われます。令和6年の保険加入者予定は2,080人中1,121名が、何らかの軽減を受けられる対象者と予測がされております。

町では、保険給付費を抑えるために、税の徴収率アップや、保険給付費を抑えるための各種健康診断の取組や、予防策に対しても見直しをするなど、工夫を凝らしながら進めていただいております。

本町は、1人当たりの保険給付費が決して低いとは言えない中、保険加入者の減少が見られるという状況がございます。町としても様々なご努力をしていただいている中での制度を維持していく上で、やむを得ない税率改正であると考えますことから、私は、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場とさせていただきます。

○副議長（渡辺善男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（渡辺善男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午前11時54分）

---

○副議長（渡辺善男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の皆様をお願いします。

質疑に当たりましては、あくまでも議案書の中のページを指定して、それで質疑をされるようお願いしたいと思います。

（午後1時00分）

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（渡辺善男君） 日程第4、議案第34号 大多喜町水道事業に係る技術上の監督業務を行う布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 議案第34号についてご説明いたしますので、議案つづり45ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管される関係法律の整備に関する法律が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、条文の一部を改正するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町水道事業に係る技術上の監督業務を行う布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町水道事業に係る技術上の監督業務を行う布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条第6号中、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改める。

附則、第1項は施行期日を定めたものです。第2項は、経過措置を規定したものとなっております。

以上で議案第34号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(渡辺善男君) 異議なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○副議長(渡辺善男君) 挙手全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長(渡辺善男君) 日程第5、議案第35号 令和6年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) それでは、議案第35号の説明をさせていただきます。

議案つづり47ページをお開きください。

令和6年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,682万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,982万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、第2表地方債補正から説明をさせていただきますので、51ページをお願いします。

第2表地方債補正、変更。表内の起債の限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

起債の目的、公共土木施設災害復旧事業債、限度額1億2,000万円を2億1,060万円に、9,060万円増額するものでございます。これは、昨年9月の豪雨災害により被災した町道の

復旧事業に充当するものでございます。

それでは次に、事項別明細書により補正予算の説明をいたします。

2枚めくって、54、55ページをお願いいたします。

2、歳入。

款1町税、項1町民税、目1個人、3,107万6,000円の減額補正は、定額減税による個人町民税の減でございます。

款10地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金3,107万6,000円の増額補正は、定額減税による減収に対するものでございます。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目2衛生費負担金32万2,000円の増額補正は、斎場無相苑の空調の改修工事に対するいすみ市の負担金でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1億2,805万4,000円の増額補正は、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金で、定額減税補足給付金は、納税者で減税額が所得税3万円、住民税が1万円まで減税されなかったものに、引き切れなかった差額の給付に対するもの。その下の低所得世帯給付金は、非課税世帯と均等割のみ課税世帯及びその世帯に属する子供への給付に対するものでございます。

款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金19万4,000円の増額補正は、町内の2つの保育園で実施している自然環境や地域資源と関わる自然体験活動を取り組んだ保育が、千葉県自然環境保育の認証を本年4月に受けたことにより、その活動経費に対する補助金でございます。

項3県委託金、目5教育費委託金88万3,000円は、中学校部活動の地域移行に対する委託金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目3ふるさと基金繰入金100万円の増額補正は、特産品開発に対する補助事業に充当するものでございます。

目5福祉基金繰入金114万円の増額補正は、インフルエンザ予防接種助成に充当するものでございます。

目7環境基金繰入金40万円の増額補正は、生ごみ処理機購入補助に充当するものでございます。

目10公共施設整備基金繰入金3,734万9,000円の増額補正は、旧老川小学校と旧総元小学校の修繕工事に充当するものでございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,983万1,000円の増額補正は、収支の均衡を図るた

め、前年度繰越金を充てたものでございます。

次のページをお願いします。

款21諸収入、項5雑入、目2雑入1,705万6,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種に対するワクチン生産体制等緊急整備基金管理団体からの助成金でございます。

款22町債、項1町債、目7災害復旧債9,060万円の……。

○副議長（渡辺善男君） 財政課長、着座で。

○財政課長（君塚恭夫君） 議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明を続けさせていただきます。

9,060万円の増額補正は、地方債補正で説明しました町道等の災害復旧事業に充当するものでございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。

3、歳出。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費50万5,000円の増額補正は、国際交流事業として実施するメキシコ・クエルナバカ市親善訪問の町長の旅費でございます。

目5財産管理費3,734万9,000円の増額補正は、旧老川小学校の雨漏りと多目的ホール外周の手すりの修繕工事負担金と、旧総元小学校の給水設備改修工事でございます。

目6企画費200万7,000円の増額補正は、一般管理費と同じく国際交流事業として実施するメキシコ・クエルナバカ市への親善訪問に対する補助金でございます。

目8諸費6,338万2,000円の増額補正は、定額減税で所得税3万円、住民税1万円を減税できなかった納税者に対し、差額を補足給付金として給付するものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費6,508万8,000円の増額補正。障害者福祉事業は、障害者の支援や介護給付費、扶助費等の制度改正に対応するためのシステムの借上料でございます。

その下、低所得世帯給付金事業（非課税世帯）と、その次の（均等割のみ課税世帯）は、物価高騰対策で、令和5年度が課税世帯で、令和6年度に非課税または均等割のみ課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するものでございます。

次のページをお願いします。

低所得世帯給付金事業（子育て世帯）、これは先ほどの（非課税世帯）及び（均等割のみ課税世帯）に属する18歳以下の子供1人当たり5万円を給付するものでございます。

項2 児童福祉費、目4 児童福祉施設費39万1,000円の増額補正は、歳入で説明しました町内の2つの保育園で実施している自然環境保育の活動に必要な消耗品を購入するものでございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費2,457万9,000円の増額補正は、6か月以上18歳以下の子供を対象とするインフルエンザの予防接種と、65歳以上の高齢者及び一定の疾患等を持つ方を対象とする新型コロナウイルスワクチン定期接種の助成でございます。

目3 環境衛生費41万円の増額補正は、生ごみ処理機等の補助金が当初予算分に達したため増額するものでございます。

目5 火葬場費76万3,000円の増額補正は、斎場無相苑の空調設備の改修でございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目5 農地費250万円の増額補正は、基幹農道のたけんこ橋の改修工事に必要な資材価格調査委託料でございます。

次のページをお願いします。

款6 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費100万円の増額補正は、新たな特産品を開発しようとする者に対する補助金でございます。

目3 観光費359万6,000円の増額補正の観光施設管理事業は、二の丸公園及びその周辺のナラ枯れした樹木と、町有地から越境した樹木の伐採撤去でございます。観光振興事業は、国・県のインバウンド関連事業補助金の交付を受けた事業者に対し、町が行う追加の補助でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目3 消防施設費88万円の増額補正は、大多喜町消防団第5分団第3部の消防機械器具置場の修繕工事でございます。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費は、部活動の地域移行に向けた県の委託金による財源内訳の補正でございます。

項3 中学校費、目2 教育振興費79万7,000円の増額補正は、部活動の地域移行を推進するものでございます。

項4 社会教育費、目3 図書館費246万7,000円の増額補正は、図書館事務室の空調設備改修工事と、書庫の除湿器購入でございます。

項5 保健体育費、目3 学校給食費33万円の増額補正は、給食センターの排水処理浄化槽の修繕でございます。

款10 災害復旧費、項2 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費9,078万5,000円の増額補正は、昨年9月の豪雨により被災した町道の復旧工事で、その後のまとまった雨等

により、被害が拡大または今後拡大の危険性がある箇所についてのものでございます。

以上で、議案第35号 令和6年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○副議長（渡辺善男君） ご苦勞さまでした。説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 63ページの観光振興事業インバウンド推進事業補助金。これ追加の補助金ということです。追加ということは、現在、何らかの形で、このインバウンド推進事業が行われているものと判断します。現在行われている推進事業とはどのようなもので、現在の進捗状況はどうか。また、なぜ追加になったのか、具体的に教えてください。

○副議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問なんですけれども、インバウンド推進事業につきましては、昨年度より、事業者のほうでインバウンドの推進モデルコースということで、事業のほうを推進してくれる事業者もおりました。

そういった中で、今回、全国的にもコロナも5類に移行しまして、全国的にも外国人の観光客が増加している中でございますので、ここで過渡期と捉えまして、本町もこういった事業者を支援するために、今回、6月補正のほうに補正を計上させてもらっているところでございます。

昨年からインバウンド推進事業を行っているということなんですけれども、そのインバウンドの事業につきましては、先ほど申し上げた民間事業者のほうで、モデルコースでやっているということ、私は情報として持っているんですけれども、その事業ということで、今お答えさせていただきました。

以上です。

○副議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。インバウンド推進事業補助金をつけること自体に反対するとか、そういったことじゃなくて、具体的にもうちょっと中身を、要は説明の中で追加ということが出てきたんです、新規ではないと。追加ということであれば、こういったことを今までやろうと思ったんですけども、こういったことも必要になったから、100万円出

して、こういったこともやってもらったほうがインバウンドの推進に当たるんだよと、当然そういった判断があつて追加したと思うんですよ。

だからその辺を、今までこうやっていたけれども、これが不足だから新たにこうやって、目的はこうで、それを達成したいんだというような、具体的な説明をお願いしたいということなんです。別に、これについてですね、反対したりとかそういったわけじゃないんです。もっと具体的に内容を教えてほしいなということで質問しました。

○副議長（渡辺善男君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） すみません。私の先ほどの説明でちょっと誤解があるようなので、説明を補足させていただきます。

先ほど説明で話したときに追加というふうに話しましたが、追加というのは、観光振興事業としてやる今回のインバウンドのこの補助金は、インバウンド関係の補助事業、国・県の補助事業をやっている事業者、そこが、その事業者に対して国・県の補助金が3分の2ある。その残った3分の1が事業者負担になっているんですね。そこに対して2分の1を町が追加で上乗せをするような形での追加という意味の補助金でございます。

○副議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） では、今まで継続してやっている事業について、事業者が負担している部分があるので、そこについて町として協力するような形というんですか、もう条例でそう決まったのかも分かりませんが、それについて負担するということであって、改めて新しい事業をやるとか、さっき追加という言葉が出てきたので、新しいことをやるのかなと思ったんですけれども、そういったことではないという認識でよろしいですか。

○副議長（渡辺善男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 先ほどご説明したとおり、昨年度よりインバウンドに関して、事業者もモデル事業としてやっていただいています。そういった中で、今回、外国人観光客も全国的に増加していますので、町としても今年度以降、そういった事業者がインバウンドに関して事業を推進してくれる事業者がありましたら、町としてもそこは支援していきたいなというところで、今回の補助金を上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○副議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 61ページ、真ん中の自然環境保育事業、昨日の一般質問でも大分この名称が挙がってきていたところなんですけれども、少し具体的に、保育園さんのどのような事業を実施していただいているものが、この自然環境保育事業として県から認定、認可、認定というんですかね、いただいたのかご説明をいただきたいのと、この消耗品につきましては、どういったものをどのくらい買うものなのかご説明いただけたらと思います。

○副議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 61ページ中段の自然環境保育事業でございます。昨日も少し説明させていただきましたけれども、この保育園の具体的な事業が認められたかというところでございます。

今、大多喜町の保育園では、自然環境、大多喜町全体が自然があるわけなんですけれども、その中でも、地域の方々のご協力をいただきながら実施しているものが結構あります。その一部でございますけれども、春にはタケノコ掘りであったり田植体験、夏には川遊びであったり、投網の体験、秋には稲刈りや芋掘り、また冬には、お正月の飾りを作ったりというようなことを、ほかにもまだまだたくさんあるんですけれども、そういうものを実際やっておる。これはこれまでもやってきたことでありまして、それが県のほうの認証につながっているというところがございます。

そこで、この予算にある39万1,000円の内容でございますけれども、このような活動する中での園児へのヘルメット、これであったり、川遊びもしますのでライフジャケット、これを整備したいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野儂一君。

○6番（吉野儂一君） 62ページの一番下の災害復旧費ということで、道路橋梁災害復旧費、これはどこの場所か教えていただけますか、町道ですね、結局。

○副議長（渡辺善男君） 建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 道路橋梁災害復旧費でございます。こちら町道の災害復旧事業ということになっております。今回補正のほうに上げさせていただいたのは、6路線になっております。

町道名が横山堰前線と言いますが、こちらは大多喜町の横山地先の山沿いにある町道になるんですけれども、その排水が、道路を横断している排水が災害等によってのみ切れない

ような状況がありますので、その改修工事になります。

あと、町道小原柚木沢線、こちらは伊藤のほうの伊藤地区にあります横山の浄水場の井戸のあるほう、町道があるんですけども、そちらがやはり災害のときに道路が決壊しておりまして、そちらの災害復旧になります。

あと、町道中野大多喜線、こちら西部田地先にありますけれども、ちょうど県民の森から西部田の深瀬橋の近くの川沿いになるんですけども、そちらがやはり川が増水したりとか、排水がうまくいかなくて、道路の路肩が決壊しておりますので、その復旧工事になります。

あと、町道高塚線、こちらは筒森地先になります。筒森の集会所のほうから上のほうに上がっていく道があるんですけども、そっち上がっていくところのやはり路肩が決壊している部分がありますので、そちらの復旧工事になります。

あと最後に、町道岩井原線、岩井原ですね。こちら老川の大田代から岩井原地区に行っている道なんですけれども、そのやはり路肩が災害により決壊しておりますので、そこを災害復旧しようとするものでございます。

あと、すみません、黒原上野線、平沢になるんですけども、こちらは平沢地先の一番奥のほうになるんですけども、その近くにキャンプ場なんか新しくできているところあるんですけども、その手前のところで、やはり道路が決壊しているところがありますので、そこを復旧しようというものでございます。

以上です。

○副議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 確認です。今回、この昨年の秋の災害は、県で12月20日で何か、災害復旧の申込みとか打ち切ったということになっているんですけども、その後、私も地元で、申し訳ないんですけども、湯倉地先の橋が流されたということなので、それは昔私もそういうことで質問したこともあるので、夷隅川、庄司の鉄橋の上の三条地先、弓木のほうから来る川と板谷川の来るところの庄司のオオアナというところがあるんですよ。その川が分離するところですね。そこまでが県の守備範囲で、その上流は町の守備範囲ということで、湯倉地先になると、これは川は広いから県のほうの管轄ということによろしいですか。

○副議長（渡辺善男君） 答えられますか。

建設課長。

○建設課長（市原芳則君） 今の吉野議員さんがおっしゃっているところは、湯倉地先の農協

の脇の、元の農協のところから入っていったところのことだと思うんですけども、川の管理については県でございます。

○副議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） その橋はどこ管理になるんですか。流されちゃって、一般質問をちょっとできなかったんですけども、それはどうなのか。区長さんはそれなりの対応をして、町と土木のほう、両方陳情したらしいんですけども、台帳に載っていないから該当しないとか……

○副議長（渡辺善男君） 吉野議員、議案とちょっと外れちゃっていると思いますが。

○6番（吉野僖一君） ちょっとこれだと、災害復旧の……

○副議長（渡辺善男君） 確認だけですか。

○6番（吉野僖一君） 確認ですよ。だからそれを、町民目線で、だって相談されれば、やっぱり動かなくちゃいけないね、だから。

○副議長（渡辺善男君） 答えられますか、管理、橋の管理。

建設課長。

○建設課長（市原芳則君） ただいまお話のありました橋があったということで、橋があったのは存じておるんですけども、今回の台風で流されているのも、承知はしております。その橋につきましては、当初の橋ができた経緯と、その辺も今ははっきりしていないところがございます。県のほうにも確認していたところでもありますけれども、やはり管轄、管理している管轄がはっきりしない中で、今新たな橋とかそういった復旧ということにはまだ進んでいませんので、今状況のほうを確認しているのみの状況です。

以上です。

○副議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 63ページ、中学校教育振興事業で、地域部活動推進事業委託料ということで出ております。これは部活動を外部委託されるということだと思うんですけども、部活動においては、高校入試の内申評価などもあるというふうに伺っております。その点において、外部委託をした場合にどのようになっていくのか。影響などはないものかどうか、その辺をお伺いできればと思います。

○副議長（渡辺善男君） 教育課長。

○教育課長（吉野正展君） 63ページ、中学校教育振興事業、こちらの委託料でございますけれども、ただいまのご質問は休日の部活動の地域移行に伴う内申書への影響ということですが、この内申書は、中学生の生活の活動や成績などを高校受験の際に受験校に提出するというふうに思います。

この内申書には、学習の記録のほかに出欠の記録だったり、行動、特別活動の記録が記載をされていきます。また、記載内容には、今言いました特別活動や部活動の参加状況、また、賞歴、特技やリーダーシップなど、個性や能力の一端を示すものとなると思います。

ご質問の休日の部活動が地域移行された場合に、内申書どうなるのかということですが、部活動につきましてはまだ平日も実施をされており、部活動、休日の部活動の地域移行が行われなくても、部活動に関し内申書への影響はございません。

以上でございます。

○副議長（渡辺善男君） ほかに。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

それでちょっと関連でお伺いしたいんですが、今の評価の仕方というのは本町だけじゃなくて、近隣ですとか県とか統一の見解というような形で示されているものなのか、その辺というのはどのような形になっているので、評価の仕方ですね、その辺はどのような形になっているのでしょうか。

○副議長（渡辺善男君） 教育長。

○教育長（佐久間靖夫君） 今の質問についてですが、フォームはほぼ同じです。書き方についても、これはもう慣例として、大体どういうものを書くかということは、これはほぼ決まっているようなものです。

だから、その学校によって、いろんなものを書くとかというのではなくて、おおむね大体特出したものを書いていくとか、その内申書自体がその子を全面的に評価するものだけではありませんので、アピールをできるところ、どういう人となりかということを示すものなので、完全な統一ではありませんが、慣例によって大体統一されているのかなという認識でございます。

以上です。

○副議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（渡辺善男君） 日程第6、議案第36号 令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第36号について説明させていただきます。

議案つづり77ページをお願いいたします。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算でございますが、今年の12月2日から保険証の発行が終了し、それ以後は、マイナ保険証をお持ちでない方については、町の国民健康保険に加入していることが分かる資格確認書を発行することになっていること。また、国民健康保険加入者に対し、加入者情報及びマイナンバーカードの下4桁を通知し、内容の確認をしていただくとともに、マイナ保険証が利用できる状態になっている旨の案内を保険証の更新時等に行うこととされ、これらに対応するため、システム改修が必要になったことから、歳入歳出予算の補正をお願いしようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和6年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

る。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,807万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、82、83ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款8 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金38万5,000円の増額補正は、システム改修に係る補助金でございます。

次に、歳出についてご説明いたしますので、84、85ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費38万5,000円の増額は、システム改修委託料でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（渡辺善男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 今マイナンバーカードと保険証を一緒にするという事なんですけれども、これは手続は本庁で窓口で簡単にできるんでしょうか。手順はどのようになるんでしょうか。

○副議長（渡辺善男君） 議案書、どこですか。

（発言する者あり）

○副議長（渡辺善男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） マイナンバーカードの保険証の利用手続につきましては、役場の窓口また出張所等で、マイナンバーカードを持ってきていただければ、あと暗証番号が分かれば手続のほうができます。

○副議長（渡辺善男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（渡辺善男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（渡辺善男君） 挙手全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎休会について

○副議長（渡辺善男君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、明日5日から9月30日まで休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（渡辺善男君） 異議なしと認めます。

よって、明日5日から9月30日まで休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○副議長（渡辺善男君） 本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時41分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 渡 邊 泰 宣

副 議 長 渡 辺 善 男

署 名 議 員 末 吉 昭 男

署 名 議 員 根 本 年 生